

## 2022（令和4）年度 自己点検・評価報告書

### 目 次

|               |     |
|---------------|-----|
| 序章            | 1   |
| 第1章 理念・目的     | 4   |
| 第2章 内部質保証     | 9   |
| 第3章 教育研究組織    | 20  |
| 第4章 教育課程・学習成果 | 25  |
| 第5章 学生の受け入れ   | 53  |
| 第6章 教員・教員組織   | 58  |
| 第7章 学生支援      | 70  |
| 第8章 教育研究等環境   | 81  |
| 第9章 社会連携・社会貢献 | 92  |
| 第10章 大学運営・財務  |     |
| (1)大学運営       | 96  |
| (2)財務         | 104 |
| 終章            | 108 |

## 序章

大学基準協会による2015（平成27）年度大学評価（認証評価）の結果、大阪体育大学は大学基準に適合しているとの認定を受けたが、同時に努力課題として以下の5つの指摘（要約）を受けた。

- ① スポーツ科学研究科の学位授与方針、および教育課程の編成・実施方針が、博士前期課程と博士後期課程で区別されていない。また、教育課程の編成・実施方針は、教育課程の編成・実施に関する考え方ではない。
- ② 健康福祉学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限が1年次は50単位、2年次以降は56単位と高く、編入学生には上限が設定されていない。
- ③ スポーツ科学研究科において、学位論文審査基準が明文化されていない。
- ④ スポーツ科学研究科において、学生の受け入れ方針が博士前期課程と博士後期課程で区別されていない。
- ⑤ 十分な財務基盤が確立されていないうえに、財政に関する具体的な到達目標等が示されておらず、併設学校の収支状況が法人全体に影響を及ぼしている状況にも改善がみられない。

以上の指摘について2019（令和元）年7月に「改善報告書」を提出した結果、2020（令和2）年3月に「改善報告書検討結果」が届き、更なる改善報告は求められなかったものの、スポーツ科学研究科について以下の指摘（要約）があった。

- 1) 学位授与方針について、教育研究上の目的に応じた分野固有の修得すべき能力について記載がない。
- 2) 学位論文審査基準について、2019（令和元）年度より『履修要項』に明示したものの、学位論文としての水準を満たしているか否かを評価するための基準となっていない。
- 3) 財務については、同一法人に併設する学校の経常収支差額のマイナス幅が法人全体の財務状況に大きな影響を与えかねないことから、資金収支計画のみならず、事業収支計画等の具体的な数値目標を含む中・長期の財政計画を策定すべき。

これらの指摘についてはその後、次のように対応した。

- 1) についてはディプロマ・ポリシーに分野固有の修得すべき能力を記載した。
- 2) については「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科学位論文等審査基準」を2020（令和2）年10月に改訂し、審査基準を明示するとともに、2021（令和3）年度の『履修要項』に記載し学生に周知した。
- 3) については、①大阪青凌高等学校は2019（令和元）年度に移転した効果もあり募集定員を大幅に上回る生徒確保ができており、②幼稚園は安定的に入園児を確保している、③大阪体育大学浪商中学校・高等学校は募集定員確保に向けて改革中である、④事業収支計画等の具体的な数値を含む中・長期の財政計画の策定にはまだ取り組めていないため、2022年度から取り組む。

また、2015（平成27）年度大学評価では「努力課題」以外にもいくつかの指摘を受けた。その主なものを以下の四角内に示し、その下に本学の対応を記した。

#### 1. 理念・目的

- ① 教育の目的として「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」を規定しているが、これには「教育目標」を記載しており、「目的」と「教育目標」が明確に区別されていない。
- ② 2年に1度行われるはずの『自己点検・評価年次報告書』の作成が、2010（平成22）年以降行われておらず、「自己点検・評価委員会」も適切に機能しているとはいえないため、今後は、継続的に検証していくことが望まれる。

これらの指摘についてはその後、次のように対応した。

- ① 目的と教育目標を区別して明示した。
- ② 2018（平成30）年度に自己点検・評価を行った。

#### 3. 教員・教員組織

- ① 大学が求める教員像として具体的なものは定められておらず、スポーツ科学研究科においては教員組織の編成方針が明確にされていない。
- ② スポーツ科学研究科においては本学が必要と考える学問分野ごとの教員配置を実現すべきである。
- ③ 男女比構成にも配慮が望まれる。

これらの指摘についてはその後、次のように対応した。

- ① 求める教員像とスポーツ科学研究科における教員組織の編成方針を明示した。
- ② 継続的に検討している。
- ③ 若干改善した。

#### 4. 教育内容・方法・成果

スポーツ科学研究科において、学位授与方針に示した能力を測定するための十分な指標が必要である。

これらの指摘についてはその後、教育研究上の目的に応じた分野固有の修得すべき能力を明示した。

#### 5. 学生の受け入れ

受け入れ方針そのものの適切性という視点での検証が必要である。

これらの指摘については、2021（令和3）年度に「三つのポリシーを策定するための基本方針」を定めるとともに、「内部質保証に関する基本方針」において自己点検・評価委員会及び外部評価委員会が定期的に検証すると定めたため、今後検証を行っていく。

#### 7. 教育研究等環境

- ① 教育研究等環境の整備に対する考え方を方針に定めることが望まれる。

- ② 学生に対する研究不正行為の防止の教育が望まれる。
- ③ 教育研究等環境の適切性については、検証に至っていない。

これらの指摘についてはその後、次のように対応した。

- ① 「教育研究等環境の整備に関する方針」を策定した。
- ② 大学院生を対象に、研究倫理教育に取り組んでいる。
- ③ 2021（令和3）年度に内部質保証推進体制を構築したので、今後適切性の検証を行う。

#### 10. 内部質保証

- ① 内部質保証に関する方針を定めていない。
- ② 定期的な自己点検・評価が必要。

これらの指摘についてはその後、次のように対応した。

- ① 2021（令和3）年度に「内部質保証に関する基本方針」を定めた。
- ② 2018（平成30）年に自己点検・評価を行った。今後は、「大阪体育大学内部質保証推進規程」「内部質保証実施要領」に基づき、定期的な自己点検・評価を行う。

2020（令和2）年度までは、各部局のPDCAサイクルを全学的な視点から監理、推進する体制は未整備であった。そこで2021（令和3）年度に学長が内部質保証タスクフォースを設置し、内部質保証システムを構築した。本システムが本格的に稼働するのは2022（令和4）年度以降である。内部質保証システム自体の定期的な改革を通して、学習成果や教育の質の維持・向上を不断に推し進めていくことが、今後の重要な課題になる。

## 第1章 理念・目的

## 1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部（学部、学科ごと）及び研究科において設定する人材育成の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

大阪体育大学の設置は学校法人浪商学園寄附行為（資料1-1）に明記され、建学の精神は、「不断の努力により智・徳・体を修め社会に奉仕する」ことであり、学是は「人類の平和と幸福のため修学修身智識と体力の開発に精進努力する」ことである（資料1-2 【ウェブ】）。

本学の目的は、「大阪体育大学学則」（資料1-3）の「第1章 総則」第1条目的に「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与することを目的とする。」と定められている。大学院の目的は「大阪体育大学大学院学則」（資料1-4）の「第1章 総則」第1条目的に「体育・スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識・技能をもった専門家を養成するとともに、自立・率先して教育研究活動を推進することの出来る、創造性豊かな人材を育成することにより、体育・スポーツ科学の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。」と定められている。

それらを踏まえた、体育学部、教育学部、大学院（スポーツ科学研究科）の人材養成に関する目的は、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」（資料1-5）の第3条、第6条、第8条のとおりであり、教育の目標は「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料1-6）の体育学部の1、教育学部の1、大学院スポーツ科学研究科の1のとおりである。

体育学部のスポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科の目的は資料1-5の第4条と第5条のとおりである。教育学部教育学科の小学校教育コースと保健体育教育コースの目的は資料1-5の第7条のとおりである。前述の大学院の目的を見てわかるように、学部と大学院が設定している理念・目的には一貫性があり、高度の教育機関として、また、学術文化の研究機関として相応しい内容を有しているとともに、大学の理念・学是（資料1-2 【ウェブ】）、目的（資料1-3）とも密接に関連している。

さらに、体育大学としての個性と特徴が、建学の精神の「智・徳・体を修め」、学是の「体力の開発に精進努力する」（資料1-2 【ウェブ】）、大学の目的の「国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与する」（資料1-3）に示されている。

これら大学、学部、研究科の特徴については大学案内等で紹介されている（資料1-7、1-8）。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大阪体育大学の設置は学校法人浪商学園寄付行為（資料 1-1）に明記され、建学の精神及び学是はホームページ（資料 1-2 【ウェブ】）及び大学案内（資料 1-7）に掲載されている。

本学の目的は「大阪体育大学学則」（資料 1-3）の「第 1 章 総則」第 1 条に定められている。

体育学部、教育学部、大学院（スポーツ科学研究科）の目的は「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」（資料 1-5）の第 3 条、第 6 条、第 8 条に定められており、教育の目標は「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料 1-6）の体育学部の 1、教育学部の 1、大学院スポーツ科学研究科の 1 に定められている。

教職員に対してはホームページ（資料 1-2 【ウェブ】）及びウェブ上の規程集（資料 1-9）で周知し、学部生に対しては「履修要項・学生ガイドブック」（資料 1-10）の 9 頁、大学院生に対しては「大学院履修要項」（資料 1-10）の 3 頁に明記の上、周知している。社会に対してはホームページ（資料 1-2 【ウェブ】、1-12 【ウェブ】）で公表している。

### 1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定  
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

## ビジョンと中期計画の策定

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくために、大学中期計画である「大阪体育大学の中期の目標と計画（以下、「中期計画」という。）」を 4 年ごとに策定している（資料 1-13）。この中期計画には、自己点検・評価委員会が中心となって作成する「自己点検・評価報告書」（資料 1-14）の内容が反映されており、問題点の改善と将来を見据えた新たな取り組みが策定されている。

また、2015（平成 27）年の大学創立 50 周年を機に、本学の 10 年後のあるべき姿を見据え「大体大ビジョン 2024～大体大力、新しい時代を切り拓く～」(2015（平成 27）～2024（令和 6）年度)を策定した（資料 1-15）。なお理事会において、2021（令和 3）年度の学園創立 100 周年を機に 2022（令和 4）年度～2031（令和 13）年度のビジョンを、法人、各設置校の全てで策定することになったため、大学は 2021（令和 3）年 11 月に「大体大ビジョン 2031」を策定した（資料 1-16 【ウェブ】）。

中期計画はこれまで 4 年ごとに作成してきた（現在の第 5 次は 2019（令和元）～2022（令和 4）年度）が、学園創立 100 周年を機に 2022（令和 4）年度から 5 年ごと（第 6 次は 2022

(令和4)～2026(令和8)年度)に策定することとなり、現在急いで策定を行っている。すなわち、認証評価は7年ごと、中期計画は5年ごと、ビジョンは10年ごととなり、必ずしも認証評価の結果を踏まえた中期計画や10年ビジョンの策定を行えるとは限らない。この点については今後の検討課題である。

### ビジョンと中期計画の方向性

大体大ビジョン2024では「教育ビジョン」「研究ビジョン」「拠点づくりビジョン」の3つを掲げ、教育ビジョンでは豊かな教養と体育学・スポーツ科学・教育学に関する専門知識を備え、確かな想像力と実践力を持ち、リーダーシップを発揮できる人材を育成することを挙げた。研究ビジョンでは体育学・スポーツ科学・教育学の分野において、独創的、創造的、国際的な研究に挑戦し、新たな知を構築することを挙げた。拠点づくりビジョンでは体育学・スポーツ科学・教育学の研究・実践・人材の力を活かし、地域社会の活性化に貢献する拠点、および、世界で活躍するアスリートと指導者を育成・サポートする拠点となることを挙げた。

それらビジョンの実現を目指すためにそれぞれの重点施策を定め、その施策と融合させて「中期計画(2019年度～2022年度)」を策定した。中期計画の主な方向性としては、①カリキュラムの見直し・改訂、②教育・研究における国際化の推進、③研究環境の整備、④スポーツ局の適切な運営、⑤社会貢献センターの機能充実、⑥就職率95%以上の安定的確保、⑦志願者増を目的とした学生募集市場の分析、⑧入試に関する制度、方法、運営、CRM(顧客関係管理)戦略、広報などについての検討、⑨法人及び関連教育機関との連携強化、⑩将来構想の検討、⑪IR機能の整備・強化、などである。

### ビジョンと中期計画の実現可能性の担保

ビジョンにおける重点施策は全て中期計画に含まれている(資料1-13)。中期計画の全ての項目に、それを実行するための担当作業部署が明記されている。また、毎年提出する特別予算計画調書(資料1-17)には「特色あるプロジェクト研究」という区分があり、そこで指定されている申請内容の一つが「大体大ビジョン2024」並びに大学の「中期計画(2019年度～2022年度)」に沿った研究(資料1-17 p3の1))である。これらの申請については、その内容が「大体大ビジョン2024」並びに「中期計画(2019年度～2022年度)」の推進と具現化に沿っているかどうか採択審査における査定の基準(資料1-17 p3の5))となっている。

### 中・長期計画等の達成状況の検証や見直し

第4次「中期計画(平成27年度～30年度)」の達成状況については、各担当責任部署から毎年進捗報告(資料1-18)が自己点検・評価委員会に提出されており、第4次中期計画の総括評価は第5次中期計画(資料1-13 p5～8)に記載されている。また、第5次「中期計画(2019年度～2022年度)」の達成状況は、2020(令和2)年度まで報告されている(資料1-19)。中期計画について毎年進捗が報告されているが、それらの評価は当該部署ごとに行っているだけで、全学的組織として点検・評価・改善を行ってきたとは言えない。これらを改善すべく2021(令和3)年度に策定した内部質保証システム(第2章)において、全学

自己点検・評価委員会が中期計画に係わる事項について毎年点検・評価することになった（第2章の図2-2）。

### 1.2. 長所・特色

大体大ビジョン2024（資料1-15）の拠点づくりビジョンにおいて次のような成果がみられる。

- 1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターのハイパフォーマンススポーツセンター連携機関（体力測定）に指定された（資料1-20）。
- 2) 大阪大学と共同でグランドチャレンジ研究に取り組んでいる（資料1-21）。
- 3) スポーツ庁から運動部活動改革プランを受託し、中学校の運動部活動の指導者養成システムを構築している（資料1-22）。
- 4) スポーツ庁委託事業「スポーツによるグローバルコンテンツ創出事業」を受託し、武道ツーリズムのモデルケースを策定中である（資料1-23）。

また、中期計画における教育力の1番「時代が求める最先端の教育方法と技術を有する教員養成プログラムの構築（体育系大学における初等教育教員養成プログラムのあり方の検討）」について、教育学部ではこれまで入学時点で小学校教育コースか保健体育教育コースを選択させていたが、2021（令和3）年度入学生からは教育学部教育学科への入学とし、2年次から学生の希望によってコースを選択させるようにカリキュラム改革を行った（資料1-10 p109）。

### 1.3. 問題点

根拠資料として「理念・目的の設定経緯が分かる資料」が例として挙げられている（必須ではない）が本学にはない。

認証評価は7年ごとであるが、今後は、中期計画は5年ごと、ビジョンは10年ごとの策定なので、認証評価の結果を踏まえて中期計画やビジョンを策定するには、随時改訂できる仕組みが必要である。

教育学部の長期の計画について、小中高の学校現場ではコロナ禍の影響も加わり、国の施策としてのGIGAスクール構想の中、教育学部のカリキュラムにもICTを活用した授業運営が円滑に実施できる能力を養成する科目の設置が求められる。現在、教育学部では4年次配当の「教職特講（ICT活用教材研究）」が開講されているが（資料1-10 p140）、1年次、2年次のより早期の段階から、ICT活用教材を使いこなすための知識や技術を涵養する科目の設定が必要である。また、少子化が進展し18歳人口が減少する中、教員採用人数の減少も懸念されるために、現在の免許種以外の免許取得のためのコース設定（例えば、幼稚園教諭養成のコースなど）や、いわゆる「ゼロ免」の学生も少数ではあるが存在することから、彼らのキャリア教育についても検討が必要である。このように、今後の学校教育の動向やその他の環境の変化を見通した教育学部の将来展望が求められる。

コロナ禍で従来の対面型の国際交流事業が中止・延期となっている。今後は、国際的研究と海外学術交流の実施形態を遠隔会議システムの活用などに転換して、引き続き大学院が中心となり、海外学術交流を活発に推進する必要がある。



1.4. 全体のまとめ

学部・研究科の目的を適切に設定・明示し、それを適切な方法で学内外に周知するとともに、理念・目的の実現のために将来を見据えた中・長期の計画を設定している。

大体大ビジョン2024の拠点づくりビジョンにおいて成果がみられ、大体大ビジョン2031も新設された。第6次中期計画（2022（令和4）～2026（令和8））も策定中であり、その達成状況を毎年点検・評価するシステムも策定された。

## 第2章 内部質保証

## 2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証に関する全学的な方針及び手続を定め、これに基づいて点検・評価、課題の抽出、改善計画の立案、実行の一連の循環（以下、「P D C Aサイクル」という。）に取り組む体制が整備されている。この方針及び手続は、学長が2021（令和3）年に設置した内部質保証タスクフォースにおいて策定し、大学評議会の議を経て、両学部の教授会及び研究科委員会に報告し、教職員への周知・共有を図るとともに、ホームページで公表している（資料2-1 【ウェブ】）。

内部質保証に関する方針は、「内部質保証に関する基本方針」（資料2-2）において定めている。同方針の概略は以下のとおりである。（1）基本的な考え方は、建学の精神、学是、教育研究上の目的及び各種方針を実現することである。（2）学長が統括責任者となり、内部質保証を推進する中核組織は内部質保証推進委員会を置く。（3）同委員会は、大学及び学部・研究科などの部局において、P D C Aサイクルが適切に機能するよう監理し、必要に応じて提言、助言、指示等を行う。（4）副学長及び各部局の長は、関係する他の部局と連携しながら、大学及び所掌する部局のP D C Aサイクルを推進し、質の維持・向上を図り、その取組状況を内部質保証推進委員会に報告する。（5）教職員は、F D・S D活動及び自己研鑽等を通じて、質の維持・向上に努める。（6）内部質保証の妥当性と信頼性を高めるため、外部評価委員会を置き、定期的に評価等を受ける。（7）統括責任者は、内部質保証に係る情報を社会や関係者に公表する。

内部質保証に関する手続は、「内部質保証実施要領」（資料2-3）において定めている。同要領の概略は以下のとおりである。（1）I R委員会は年度の始めに、前年度の学内の情報を集約し、各部局の長に提供する。（2）内部質保証推進委員会は、学長の提言等を踏まえて、当該年度の取組方針を策定する。（3）全学及び各部局の自己点検・評価委員長並びに附置施設及び各種委員会の長は、年度の始めに、点検・評価報告シートを作成する。（4）副学長及び各部局の長は、点検・評価の結果及び当該年度の取組方針を踏まえて、必要に応じて改善計画シートを作成する。（5）副学長及び各部局の長は、点検・評価報告書及び改善計画書を内部質保証推進委員会に報告する。（6）学長は、内部質保証推進委員会を通じて、点検・評価報告シート及び改善計画シートを集約し、これらを検証する。（7）学長は、改善の必要があると認めた場合、内部質保証委員会を通して適切な措置を講じる。（8）各

部局は、改善計画のほか、内部質保証推進委員会からの指示等を踏まえて、改善計画の実施に努める。(9) 副学長及び各部局の長は、年度の始めに、前年度の改善計画の成果、進捗状況等を、取組状況報告シートにより内部質保証委員会に報告する。(10) 点検・評価報告シート、改善計画シート、取組状況報告シートは、非公開事項を除き、ホームページで公表する。

以上のように、(1)「内部質保証に関する基本方針」は建学の精神、学是、教育研究上の目的及び各種方針等の実現に向けて策定されていること、(2) PDCAサイクルが円滑に推進されるよう、具体的な手順を実施要領として纏めていること、(3) 内部質保証に係る方針や手続は教授会及び研究科委員会を通じて全教職員に共有されていることから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を適正に明示できていると判断できる。

### 2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

2020(令和2)年度まで内部質保証に係る取り組みは、主に全学自己点検・評価委員会が推進してきた。しかしながら、各部局のPDCAサイクルを全学的な視点から監理し推進する全学的な体制は、未整備であった。そこで2021(令和3)年11月に学長が内部質保証タスクフォースを設置し、内部質保証に係る必要な作業に着手した。

その結果、「内部質保証に関する基本方針」(資料2-2)、「大阪体育大学内部質保証推進規程」(資料2-4)、「内部質保証推進委員会規程」(資料2-5)、「内部質保証実施要領」(資料2-3)、「三つのポリシーを策定するための基本方針」(資料2-6)、「学修成果の評価に関する方針」(資料2-7)、「大阪体育大学成績評価ガイドライン」(資料2-8)、「大阪体育大学大学院成績評価ガイドライン」(資料2-9)、各種の方針等(資料2-10~18)、3学科の「カリキュラム・ツリー」(資料2-19)及び「カリキュラム・マップ」(資料2-20)を策定するとともに、既存の全学及び各部局の「自己点検・評価委員会規程」、「外部評価委員会規程」並びに学部及び研究科の「広報委員会規程」を一部改正した(資料2-21~27)。あわせて各学位プログラムのディプロマ・ポリシー及び大学院におけるカリキュラム・ポリシーも一部改正した(資料1-6)。以上の方針及び規程等は、2022(令和4)年2月の大学評議会の議を経て、翌月の教授会及び研究科委員会に報告した。また、これらの方針及び規程等は、自己点検・評価委員会規程、外部評価委員会規程、広報委員会規程を除いて、ホームページで公表した(資料2-1 【ウェブ】)。

他方で、IRの機能を強化するため、これまで各部局で収集していたデータを統合して処理できる統合データベース(Unified-One)を2022(令和4)年度より導入することを決定した。さらにディプロマ・ポリシーに定める能力等の獲得状況を把握するため、2021(令和3)年度末に大学院では全学生を対象として実施し、また、学部では従来は卒業時のみに行っていた調査を全学生に拡大して実施する予定である。

以上の作業により、内部質保証システムを構築するために必要な最小限の作業は、2021(令和3)年度内に完了する予定である。



図 2-1 内部質保証システムの体制図

本学における内部質保証システムの体制図は図 2-1 のとおりである。内部質保証の推進体制の概要は、以下のとおりである。内部質保証を推進する中核組織は内部質保証推進委員会（同規程：資料 2-5、同名簿：資料 2-28）である。同委員会は、副学長、研究科長、体育学部長、教育学部長、IR 委員長、事務局長、庶務部長、学長室担当課長、その他学長が指名する者から構成される。同委員会は内部質保証に係る P D C A サイクルが円滑に推進するよう監理し、次の事項を所轄する。（1）大学及び学部・研究科等の部局における質保証の取組状況の監理、（2）大学及び部局等における質保証の取組状況の確認、（3）大学及び部局等への提言、助言、指示等、（4）内部質保証に係る情報公開の確認、（5）内部質保証に係る取組状況及び取組結果等の学長への報告、（6）その他必要な事項である。

内部質保証に係る P D C A サイクルを実際に行う推進体制等は、「内部質保証実施要領」（資料 2-3）において定めている。すなわち、点検・評価の実施責任者は、機関レベルにおいては全学自己点検・評価委員長、学位プログラムレベルにおいては各部局の自己点検・評価委員長、附置施設においては施設長、委員会等においては委員長等である。また、改善計画の立案責任者は、機関レベルにおいては副学長、学位プログラムレベルにおいては研究科長及び学部長、附置施設においては施設長、委員会等である。改善計画の実行は、大学及び各部局において進められる。同要領は P D C A サイクルの標準的なスケジュール（図 2-2）を明示し、学部・研究科等の組織の役割を規定している。また、内部質保証推進委員会が P D C A サイクルの要所で進捗状況を監理し、必要に応じて副学長及び各部局長に対して提言・助言等を行う機会を確保している。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を適正に整備していると判断できる。

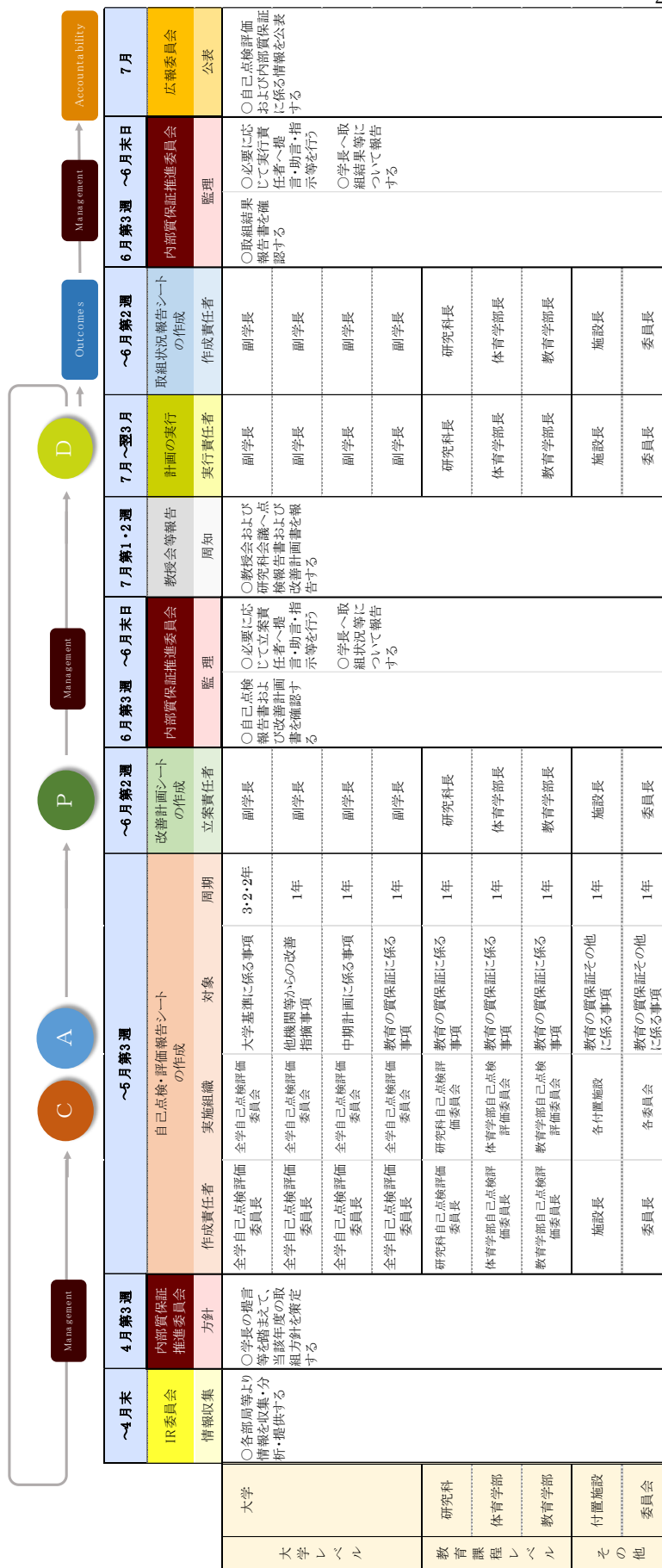


図 2-2 内部質保証に係る PDCA サイクルのプロセス図

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

|   |
|---|
| <p>評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定</p> <p>評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施</p> <p>評価の視点3：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDC Aサイクルを機能させる取り組み</p> <p>評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施</p> <p>評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施</p> <p>評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応</p> <p>評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保</p> <p>評価の視点8：COV I D-19 への大学の対応・対策に対する内部質保証推進組織等の関与</p> |
|---|

建学の精神、学是、人材養成の目的及び教育研究上の目的の実現に向けた教育活動が行われるよう、「三つのポリシーを策定するための基本方針」（資料2-6）を定めている。この基本方針は、三つのポリシー策定方針と相互の関係、策定単位、三つのポリシーの運用について定めている。この基本方針は、各学部・研究科における三つのポリシーを支える構造になっている。

本学の内部質保証は、「内部質保証に関する基本方針」及び「内部質保証実施要領」に定めるとおり、大学及び各部局が主体的にPDC Aサイクルを推進することを基本とし、PDC Aサイクルの要所において内部質保証委員会が監理する体制になっている。

内部質保証に係るPDC Aサイクルが円滑に機能するように、以下のような手順を整えている。まず（1）年度の始めに、内部質保証推進委員会が学長の提言等を踏まえて当該年度の取組方針を決定し、副学長及び各部局（学部・研究科、付置施設、各種委員会等）の長に提示する。（2）副学長及び各部局の長は、その取組方針を踏まえながら、当該年度の自己点検・評価シート及び必要に応じて改善計画シートを作成する。（3）自己点検・評価及び改善計画シートは、内部質保証推進委員会に提出し、必要に応じて内部質保証推進委員会が副学長及び各部局の長に対して提言・助言・指示等を行う。（4）自己点検・評価及び改善計画シートの最終案は、教授会及び研究科委員会に報告し、教職員への周知を図る。（5）副学長及び各部局の長は、その責任において改善計画を実施する。

（6）副学長及び各部局の長は、翌年度に改善計画の取組状況をまとめた取組状況報告シートを作成し、内部質保証推進委員会に提出する。

上記の自己点検・評価シート、改善計画シート、取組状況報告シートは、PDC Aサイクルの全体的な流れを把握しやすいように、冊子体ではなく、1枚のシート（以下、「報告シート」という。）とした（図2-3）。報告シートにはまた、内部質保証推進委員会がPDC Aサイクルの要所で関与したことを示す欄を設けた。併せて、この報告シートは共同作成・編集できるスプレッドシートで作成することとした。これらにより、（1）PDC Aサイクルの全体像を各教職員が俯瞰でき、また（2）内部質保証に係る課題と取組過程

を教職員間で相互に確認できるようにした。

自己点検評価・改善計画・取組状況報告シート（機関・学位プログラム）

| 当年度の重点目標<br>(学長/内部質保証推進委員会)                               |    | ～5月第3週まで      |     | ～6月第2週まで      |             | 6月第3週       |      | 7月～翌年5月 |      | 翌年6月第3週                      |                              |
|---|----|---------------|-----|---------------|-------------|-------------|------|---------|------|------------------------------|------------------------------|
|   |    | 自己点検・評価       |     | 改善計画          |             | 内部質保証推進委員会  |      | 取組状況報告  |      | 内部質保証推進委員会                   |                              |
| 点検項目  | 評価 | 各自己点検・評価委員会   |     | 課長(期長)        |             | 課長(期長)      |      | 課長(期長)  |      | 課長(期長)                       |                              |
|   |    | 点検・評価 (Check) | 概 括 | 改善課題 (Action) | 改善計画 (Plan) | 改善計画 (Plan) | 担当部署 | 期 限     | 進捗状況 | 内部質保証推進委員会による<br>所定または助言、指示等 | 内部質保証推進委員会による<br>所定または助言、指示等 |
| <p>A 個年を上回る良い状況<br/>B 通常の範囲内<br/>C 要改善領域<br/>D 改善を要する</p> |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |
| 1 入学希望者の状況  |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |
| 2 入学時アンケート  |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |
| 3 履修学力テスト   |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |
| 1 単位取得状況  |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |
| 3 学籍時間  |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |
| ~~~~~   |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |
| 8 学生生活実態調査  |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |
| 1 学位授与数・授与率   |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |
| 5 卒業時アンケート  |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |
| 1 ○○○○  |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |
| 2 ○○○○○○  |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |
| その他   |    |               |     |               |             |             |      |         |      |                              |                              |

図 2-3 自己点検評価・改善計画・取組状況報告シート



これまで全学的な自己点検・評価報告書は、過去7年間に2015（平成27）年と2018（平成30）年に作成し、ホームページで公表した（資料2-29 【ウェブ】）。また、部局の自己点検・評価として、研究科では2021（令和3）年に自己点検・評価年次報告書をまとめた（資料2-30）。ただし、自己点検・評価の結果を改善への取り組みへと展開する全学的な制度はこれまで存在せず、各部局の判断で改善に向けた取り組みを個別に実施したにとどまり、改善の取り組みがたとえ実施されたとしても点検・評価の結果に基づく改善の取り組みであることを裏付ける記録は残っていない。

これまで大学の現状を客観的に点検・評価するため、外部評価委員会が外部評価を1年周期で実施してきた。ただし議事録の作成に留まり、その結果を大学として改善に結び付ける実質的な取り組みはなされてこなかった。

以上の問題を解決するため、2021（令和3）年度に内部質保証システムを構築した。しかしながら、本システムが本格的に稼働するのは2022（令和4）年度以降である。したがって、大学のCOVID-19への対応・対策について、内部質保証に係る中核組織が関与することもありえなかった（ただし大学としての対応・対策は、他の章で説明している）。新しい内部質保証システムをいかに円滑に機能させ、学習成果や教育の質の維持・向上に結び付けるかは、2022（令和4）年度以降の課題である。

なお、本学の三つのポリシーは、中央教育審議会大学分科会大学教育部会『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』（2016（平成28）年）の公表前に策定されたものである。したがって、このガイドラインへの対応も今後の課題の一つである。2022（令和4）年度以降において、本ガイドライン及び本学の「三つのポリシーを策定するための基本方針」に準拠して、学部及び研究科の三つのポリシーについて見直したうえ、この作業に付随して学部のカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを改訂し、研究科のカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを策定する予定である。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応としては、前回の機関別認証評価の受審時（2015（平成27）年）に指摘された努力課題について、その後関係部局で対応し、改善報告書（資料2-31）として評価機関に提出した。

#### 2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

「学校教育法施行規則」、「私立学校法」及び「教育職員免許法施行規則」で公表することが義務づけられている全ての項目を1つのページに集約して、ホームページで公表している（資料2-32 【ウェブ】）。これらの情報のうち、年度によって変動するものは、毎年更新

している。財務については、浪商学園のホームページで公開している（資料 2-33 【ウェブ】）。公表する情報の正確性や信頼性については、監査法人及び監事の監査を受けることにより担保している。全学的な自己点検・評価を実施したのは過去7年間に 2015（平成 27）年と 2018（平成 30）年であるが、これらをホームページで公表している（資料 2-29 【ウェブ】）。その他、図書館、社会貢献センター、スポーツ局（競技力向上と学生・指導者サポートの取り組み）、スポーツ科学センターといった附置施設の活動も、ホームページを中心に公開している。

なお、2021（令和 3）年度に内部質保証システムを構築した際に、情報公開をより積極的に図るため、大学及び研究科の広報委員会規程を一部改正し、自己点検・評価及び内部質保証に係る情報の公開について所掌することを、条文として明文化した（資料 2-26、2-27）。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

#### 2. 1. 5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性  
 評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価  
 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証の推進体制の適切性及び有効性については、「内部質保証に関する基本方針」において、大阪体育大学自己点検・評価委員会及び外部評価委員会が定期的に検証することと定めている。ただし、2021（令和 3）年度に構築した内部質保証システムが本格的に稼働するのは 2022（令和 4）年度以降であり、その適切性及び有効性を実際に検証するには至っていない。

2022（令和 4）年度以降、新制度下において、内部質保証システムの所掌範囲や実施体制、各部局の連携の在り方、報告シートの様式、PDCA サイクルの標準的なスケジュール等の適切性や有効性等について定期的に点検・評価を実施し、その結果に基づいて内部質保証システム自体の改善・向上を図り、他方で簡素化できる部分は簡素化しながら、本学の内部質保証の実効性及び効率性をより高めていくことが今後の課題となる。

#### 2. 2. 長所・特色

本学の内部質保証に係る長所・特色は、（1）PDCA サイクルの流れが明確になるよう、内部質保証実施要領で標準的なスケジュールを明示したこと、及び（2）担当者の作業負担を軽減するために、1年周期で作成する自己点検・評価報告書、改善計画書、取組状況報告書を、冊子体ではなく、1枚の報告シートにしたことである。

この報告シートの特色として、（1）内部質保証推進委員会がPDCA サイクルの要所で関与したことを記録に残るようにしたこと、また、（2）報告シートは共同作成・編集できるスプレッドシートで作成することとし、これにより大学及び各部局の改善課題や取組状況を「見える化」したことの2点が挙げられる。

こうして内部質保証に係る課題と工程を教職員間で相互に「見える化」することによって、(1) 内部質保証推進委員会がP D C Aサイクルの推進状況を随時、俯瞰的に把握できるばかりではなく、(2) 全教職員が必要に応じて相互の取り組み状況を確認できるので、各部署の改善への取り組みが大学全体として平準化されることが期待できる。

### 2.3. 問題点

前回の認証評価を受審後、2018（平成 30）年に自己点検・評価年次報告書を作成したほかは、内部質保証に関する取り組みがほとんどなされていなかった。2021（令和 3）年度になって、問題の重要性を認識して、初めて内部質保証システムを構築する作業に着手した。システムの構築が遅れた理由の一つは、高等教育行政の動向に対して適切に対応しようとする姿勢が不十分であった点が挙げられる。2021（令和 3）年度に内部質保証タスクフォースが内部質保証システムを短期間で構築したことは、高等教育行政への組織的な対応能力は十分にあることを証明できたとはいえ、今後は、I R委員会等が、法令の改正、機関別認証評価の大学基準の改正、中央教育審議会の答申等を適切に把握するとともに、対応すべき事項等があれば、内部質保証推進委員会が当該年度の取組方針に反映させるなどして、高等教育行政の動向に遅滞なく制度的に対応するとともに、内部質保証システム自体の改善過程においても高等教育行政の動向を反映させる視点を持つことが重要である。

### 2.4. 全体のまとめ

本学では、自己点検・評価報告書を作成しながらも、それを改善の取り組みへと組織的に展開する内部質保証システムの構築が遅れていた。そこで2021（令和 3）年 11 月に学長が内部質保証タスクフォースを設置し、次のような内部質保証に係る必要な作業に着手した。すなわち(1) 内部質保証システムを構築するために必要な規程・各種方針の策定、(2) 内部質保証システムの構築に関連して必要な現行規程の一部改正、(3) カリキュラム・マップやツリーの作成をはじめとする、内部質保証システムの構築に関連して求められるその他の作業である。その結果、2022（令和 4）年 2 月に一連の作業を終了し、その成果は2022（令和 4）年 2 月の大学評議会の議を経て、3 月の教授会及び研究科委員会に報告された。これにより、点検・評価、課題の抽出、改善計画の立案、実行のP D C Aサイクルに取り組む、内部質保証の体制を構築する作業が完了した。

本学の内部質保証システムは、(1) 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示し、(2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備している。また、(3) 建学の精神、学是、人材養成の目的及び教育研究上の目的の実現に向けた教育活動が行われるよう、「三つのポリシーを策定するための基本方針」を定めている。(4) 内部質保証システムが有効に機能するよう、内部質保証実施要領を定めている。(5) 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等をホームページで公表し、社会に対する説明責任を果たしている。(6) 内部質保証システムの適切性については、全学自己点検・評価委員会及び外部評価委員会が定期的に点検・評価を実施することを「内部質保証に関する基本方針」で定めている。

ただし、内部質保証システムの整備が完了したのは2021（令和 3）年度末であり、本システムが本格的に稼働するのは2022（令和 4）年度以降である。したがって、その有効性

や成果を検証する作業は、2022（令和4）年度以降の課題となる。さらに、内部質保証システム自体の定期的な改革を通して、学習成果や教育の質の維持・向上を不断に推し進めていくことが、今後の重要な課題になる。

### 第3章 教育研究組織

#### 3.1. 現状説明

##### 3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科）構成及び研究科構成との適合性  
 評価の視点2：大学の理念・目的と附置施設、センター等の組織の適合性  
 評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

#### 1) 大学の理念・目的と学部（学科）構成及び研究科構成との適合性

本学は、建学の精神「不断の努力により智・徳・体を修め、社会に奉仕する」（資料1-2）と、学是「人類の平和と幸福のため修学修身智識と体力の開発に精進努力する」（資料1-2）を教育研究の理念とし、「大阪体育大学学則」総則第1条～第3条に規定するように「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与すること」（資料1-3）を目的に掲げて、体育学部、教育学部、スポーツ科学研究科並びに図書館、スポーツ局に加え、スポーツ科学センター等の附置施設を設置し（資料3-1）、教育研究活動に取り組んでいる。

体育学部にはスポーツ教育学科と健康・スポーツマネジメント学科が設置されている。スポーツ教育学科には「コーチ教育コース」「体育科教育コース」「スポーツ心理・カウンセリングコース」が、健康・スポーツマネジメント学科には「スポーツマネジメントコース」「アスレティックトレーニングコース」「健康スポーツコース」が設置されている。これらの教育組織とは別に、「一般教育系」「史哲・行動系」「コーチング系」「生理・機能系」の4つの研究組織が設置され、専任教員は教育組織にこだわらず研究組織を選択し所属することができる（資料3-2）。以上の教育組織、研究組織のもとで、「体育、スポーツに関する科学的な理論を理解し、実能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材を養成」（資料1-5）すべく活発な教育研究活動を実践してきた。

教育学部には教育学科が設置されており、「小学校教育コース」並びに「保健体育教育コース」の2コースのいずれかに属することを基本としながら、「特別支援教育に関する課程」を深く学びたいと希望する学生への対応として「特別支援教育コース」を設置した。こうしたコース設置を踏まえて専任教員は、教職に関する「教職・教養教育」の他、「小学校教育」「保健体育教育」「特別支援教育」のいずれかのグループに配属されている（資料3-1 教育学部組織図）。その上で、「幅広い教養と教育に関する専門的な知識及び技能に基づき、未来を担う児童生徒の豊かな人間性、確かな学力、健やかな身体をはぐくみ、変化の激しい時代を生き抜く力を身に付けさせることができる教員を養成」（資料1-5）といった目指すべき姿を共有しながら、活発な教育研究活動を実践してきた。

大学院スポーツ科学研究科には博士前期課程及び後期課程が設置され、「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の認定に関する内規」（資料3-3）に基づき選考された教員が、体育学部並びに教育学部と兼担で担当している。スポーツ科学研究科における研究教

育の組織体制は、文化・社会科学領域、身体運動・コーチ科学領域、健康・医科学領域の3つの専門領域を基盤として、それに基づき、さらに教員の専門を5領域（スポーツ文化、競技スポーツ、健康スポーツ、学校体育、レジャー・レクリエーション）と11学問分野（保健・体育科教育学、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、アダプテッド・スポーツ、バイオメカニクス、教授学（指導方法学）、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学）の組み合わせにより、スポーツ科学の研究・教育に対する多様なニーズに応えられるように編成している（資料 1-8）。担当教員は、上記の学問分野と研究領域の組み合わせの内、担当可能な分野に所属して、「体育、スポーツ活動に教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識、技能を持った専門家を養成するとともに、自立、率先して教育研究活動を推進することのできる、創造性豊かな人材を育成」（資料 1-5）すべく活発な教育研究活動を展開している。

## 2) 大学の理念・目的と附置施設、センター等の組織の適合性

本学は「図書館」「スポーツ局」を置き、附置施設として「スポーツ科学センター」「情報処理センター」「社会貢献センター」を、学生支援組織として「学習支援室」「キャリア支援センター」「教職支援センター」を設置している（資料 3-1）。さらに、2021（令和3）年からは「国際交流センター」の設置も実現している。いずれも本学の教育の目的として「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与すること」（資料 1-3）を掲げる学則に基づき設置されている。

例えば、社会貢献センターでは、大阪体育大学社会貢献センター規程第2条において、「センターは、大阪体育大学の学生に実践的な学びの場を提供するとともに、本学が有するスポーツ、福祉及び教育に関する知的・人的資源を活用して青少年の健全育成や心身の健康の保持推進、地域コミュニティの促進に資する事業並びに研究活動を実施することによって社会貢献に寄与することを目的とする」（資料 3-4）とあるように、それぞれに、運営規則を定めて目的を明示しており、大学の理念・目的の実現のための設置であることが明示されている（資料 3-5）。また、全ての附置施設等には委員会を設置して、本学教員が責任者に就くなどして積極的に運営に携わり、教育研究体制の充実・重層化を図っている。

以上のように、附置施設等を含む本学の全ての教育研究組織は、大学・学部・研究科ごとの理念・目的に沿って適切に設置されている。

## 3) 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学における学部・研究科、附置施設、センターその他の組織の設置にあたっては、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く環境等への配慮のもとに検討されている。

例えば体育学部では、主に「基本問題検討会議」（資料 3-6）、「カリキュラム委員会」（資料 3-7）、「学科連絡会議」（資料 3-8）等で点検・評価が行われている。特に現カリキュラムは2006（平成18）年度にスタートし、完成年度から15年以上が経過しており、受験生のニーズに合った教育環境の整備は急務を要する体育学部の課題となっている。2020（令和2）年度には、カリキュラム委員会内にカリキュラム検討作業部会を設け、2021（令和3）年度

からその検討をすることになっていたが、その部会を学園事務組織規程の「学長の特命事項に関すること」に基づき、「カリキュラム改革タスクフォース（以下、「TF」とする。）」として庶務部学長室担当に設置し、本格的な検討に入ることになった（資料 3-9）。このことにより教員の特に教育組織の改革が進められることになり、新たな人事構想なども検討された。

また、教育学部では、教育研究組織の適切性について、次のような体制で点検・評価することとしている。まず、定例的に開催される「グループ長会議（学部長・学科長・グループ長で構成）」（資料 3-10）においては、教授会での審議事項の整理に加え、適宜、教育研究組織の在り方等についての意見を集約し、改善・向上に向けて方向性を協議してきている。また、「カリキュラム委員会」（資料 3-11）では、カリキュラム計画の観点から、「教務委員会」（資料 3-12）では、カリキュラム運営の観点から点検・評価を行っている。このような点検・評価の中で、「小学校教育コース」と「保健体育教育コース」のコース選択時期の見直しを行い、2021（令和 3）年度より、入学段階でのコース選択から 2 年進級時のコース選択へと変更した。また、特別支援教育に携わりたいという学生への教育をより充実させるため、同年度より「特別支援教育コース」を設置することとした。教育学部は、学部教員の構成人数（2021（令和 3）年度 20 人）が比較的少なく、さらに 4 つのグループ（教職・教養教育、小学校教育、保健体育教育、特別支援教育）ごとに意見集約する体制を維持して組織運営を図っているために、意見がまとまりやすく、完成年度後の組織の適切性に関する検討も比較的迅速に対応できている。

大学院スポーツ科学研究科では、2018（平成 30）年 4 月よりスポーツマネジメント分野に後期研究指導担当教員を配置することができ、社会的要請の高い当該領域において、博士前期課程から博士後期課程までの指導が可能となった。その後、研究科における教育研究組織の改組は、2019（令和元）年度以降、保健・体育科教育学分野を加えた 11 の学問分野と 5 つの研究領域を組み合わせた教育研究体制としており、教育研究における組織力の向上を図っている。この組織体制により、教員間の教育研究の連携を推進しやすく、また、大学院進学を希望する学生の進路決定に具体的な情報を提供することができる体制となっている。

### 3. 1. 2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

本学は、1965（昭和 40）年に体育学部体育学科の単科大学としてスタートして以来、幾度かの改組を重ね、現在の体育学部（スポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科）、教育学部（教育学科）、大学院スポーツ科学研究科（博士前期課程、博士後期課程）と附置施設等をあわせての教育研究体制となった（資料 3-13 【ウェブ】）。

これらの学部・学科、大学院スポーツ科学研究科及び附置施設等の教育研究組織の適切性については、「大体大ビジョン 2024」（資料 1-15）及び第 5 次中期計画である「大阪体育大学の中期の目標と計画（2019 年度～2022 年度）」（資料 1-13）等の方針・施策を基に、学部、スポーツ科学研究科、附置施設等ごとに、それぞれの関連部署・委員会で点検・評価、必要に応じて改善に向けての審議が行われている。

## 2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

これらの点検・評価結果は中期計画で設定された作業項目ごとに、毎年度末に学長の諮問機関である「大学役員会（構成員は学長、副学長、研究科長、学部長、教学部長、大学事務局長）」（資料 3-14）への報告が義務付けられている。改善に向けた作業を要する場合は「大学評議会（構成員は学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、教学部長、図書館長、附置施設の長、学長補佐、大学事務局長、大学事務局各部長）」（資料 3-15）での審議・承認を経て実行されることになる。また、「大学役員会」は定期的に行われており、教育研究組織の適切性について全学的な視点での迅速な点検・評価・審議が可能である。

さらに、毎年度末に外部有識者による「外部評価委員会」（資料 2-25）を開催し、大学外部から大学の教育研究組織を含む教育研究活動全般についてその適切性を検証する機会を設けている。

### 3.2. 長所・特色

体育学部では、前述のTFが精力的に活動を行い、40歳台の教授・准教授を中心としてコースを横断したカリキュラム改革の議論を行っている（資料 3-9）。そこでは、学問の動向、大学を取り巻く社会的要請を踏まえつつ、これまでの自己点検・評価資料に基づきながら、大学の理念・目的をより具現化する挑戦がなされている。カリキュラム構成の大枠はほぼ完成し、他大学に類を見ない、特色ある学部・学科構成案が示されたが（資料 3-16）、今後、入試制度の見直しをふまえ、引き続きカリキュラムの検討作業を継続する予定である。

教育学部では、体育学部と比較して学部教員の構成人数が少なく、4つのグループ（教職・教養教育、小学校教育、保健体育教育、特別支援教育）ごとに意見集約する体制を持っているために、大学を取り巻く社会的要請の変化に対応する、特色ある人員配置が可能となっている。特に、教育学部の特性である実務家教員も適正に配置できており、研究者教員と実務家教員の適切な役割分担の中で、教員養成に求められる実践的指導力等の養成を図ってきていることにその長所・特色がある。

大学院スポーツ科学研究科では、前述のとおり、スポーツマネジメント分野に博士後期研究指導担当教員を配置することができ、社会的要請の高い当該領域において、博士前期課程から博士後期課程までの指導が可能となった。今後はさらに、学問分野のひとつである「アダプテッド・スポーツ」の担当教員についても、2019（令和元）年度及び2020（令和2）年度から博士前期課程にそれぞれ1名ずつ配置されていることから（資料 1-8）、その拡充が期待される。いずれも実力のある教員が担当していることから、今後それぞれが研究及び指導の実績を積むことにより、博士後期課程への担当拡大へ繋がるものと考えられ、本学の長所・特色となっている。



### 3.3. 問題点

大学の理念・目的に照らした教育研究組織の設置状況は適切であり、その適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っており、大きな問題点があるとはいえない。今後の点検・評価のための課題を挙げるとすれば、例えば体育学部において、前述のTFが設置され、2021（令和3）年内を期限として新たな学部・学科構想の取りまとめがなされたが、期限内にまとめることができなかった（資料 3-17）。すでに学長のリーダーシップの下、新たな新学部構想に関する議論に着手しているが、点検・評価を踏まえ、大学の理念・目的に照らして適切な学部組織を構築しようとするとき、それを期限内にどのように実現するかについては、より慎重なタイムスケジュールの管理が必要になると考えられる。

点検・評価を大学として制度的に実施したのは、2018（平成30）年の1度であった。今後は2021（令和3）年度に設置されたIR委員会（資料 3-18）から客観的な根拠データを提供させ、2022（令和4）年度以降は、2021（令和3）年度末に新設された内部質保証推進体制（第2章の図 2-1）の監理下で、点検・評価を確実なものにしながら、より適切な組織を構築できるようにする必要がある。

### 3.4. 全体のまとめ

大阪体育大学の建学の理念・大学の目的に照らして、学部・学科の教育研究組織は適切なものであり、その適切性の検証は中期計画に基づきほぼ定期的に行われており、また、外部評価も効果的に活用していることから、同基準は概ね充足されていると言える。特に2021（令和3）年度にIR委員会が実働し、内部質保証体制も構築されることから、引き続き定期的に改善・向上に取り組むよう努力を継続し、教育研究組織の充実を図る必要がある。

## 第4章 教育課程・学習成果

## 4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、建学の精神と、学是を教育研究の理念とし、「大阪体育大学学則」第1章総則第1条に「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を養育し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与することを目的とする」（資料1-3）ことを目標に掲げて、教育研究活動に取り組んでいる。

これらの理念・目的に基づき、それぞれの学部、大学院で授与する学位ごとに学位授与方針を定め、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料1-6）、「履修要項・学生ガイドブック」（資料1-10 p9）に記載（抜粋）して学生教職員に周知している。また、両学部においてはホームページで広く社会に公表している。スポーツ科学研究科においては、2021（令和3）年度内に改正し、ホームページで公表している。

体育学部においては、体育、スポーツ、健康に関する科学的な理論を理解し、実技能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的、創造的な人材を育成することを目的とし、以下の力を修めた学生に学位を授与すると定め、ホームページで公表している（資料4-1 【ウェブ】）。

- 1) 豊かな教養
  - ・学問を修めるための基盤となる力
  - ・多角的に物事を思考・判断する幅広い学識
- 2) 専門的な知識・技能
  - ・体育・スポーツ・健康に関する幅広い知識
  - ・体育・スポーツに関する基本的技能と実践的指導能力
  - ・体育・スポーツ・健康の特定領域における深い知識・技能
- 3) 調和のとれた人格
  - ・豊かな人間性
  - ・高い倫理観
  - ・体育・スポーツ・健康に関する専門家としての自覚と誇り
- 4) 社会に貢献できる力
  - ・スポーツ文化の向上に貢献できる
  - ・スポーツ振興に貢献できる
  - ・健康づくりに貢献できる
  - ・地域社会に貢献できる
  - ・人びとの生きがいに貢献できる
- 5) 能動的・自立的行動力

- ・課題探求能力と課題解決能力
- ・コミュニケーション能力
- ・情報の収集・分析・伝達能力
- ・職業的自立能力

教育学部では、幅広い教養と教育に関する専門的な知識及び技能に基づき、未来を担う児童生徒の豊かな人間性、確かな学力、健やかな身体をはぐくみ、変化の激しい時代を生き抜く力を身につけさせることができる教員の養成を目的とし、以下の力を修めた学生に学位を授与すると定め、公表している（資料 4-1 【ウェブ】）。

- 1) 豊かな教養と広い見識
  - ・学問を修めるための基礎となる力
  - ・多角的に物事を思考・判断する幅広い学識
  - ・社会人としての豊かな教養
- 2) 教職に必要な基礎的・専門的知識と技能
  - ・教育に関する幅広い知識
  - ・教職に関する基礎的・専門的知識
  - ・教育指導に関する専門的な知識と技能
- 3) 児童生徒理解を踏まえた実践的な指導力
  - ・授業を計画、実践していくことのできる指導力
  - ・学習評価や授業の振り返りを通して不断に授業改善を進める力
  - ・児童生徒の発達的特質や課題を理解し、適切に指導できる力
  - ・学級経営や生活指導等を的確に実践できる指導力
- 4) 教育への熱意と使命感、責任感、学び続ける意欲
  - ・児童生徒への教育的愛情と教育への熱意
  - ・児童生徒の成長にかかわる教職としての使命感、責任感
  - ・自らの指導力の向上に向けて不断に研修に努める態度
  - ・教育の新しい動きや課題について意欲的に学び続ける姿勢
- 5) 豊かな人間性と社会性、倫理観
  - ・人間についての深い洞察と人権意識
  - ・学校組織の一員としての社会性やコミュニケーション能力
  - ・高い倫理観と規範意識

スポーツ科学研究科では、以下の力を修めた学生に学位を授与すると定め、公表している（資料 4-1 【ウェブ】）。

#### 1. 博士前期課程

(1) 研究科の定める期間在学し、研究科が教育と研究の理念や目的に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数以上を修得し、課程を修了することが学位授与の要件である。課程修了に当たっては、研究科が行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。なお、スポーツ実践科学プログラムを選択した場合、修士論文の審査及び最終試験を、特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に代えることができる。

(2) 幅広い知識に裏打ちされた専門領域における研究能力と、高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力とを身につけているかどうか、課程修了の基準である。

(3) 研究が、高い倫理性と強固な責任感をもって実施され、人類の平和と安寧に貢献できるものとなっているかも、大学院課程修了の際に考慮されるべき重要な点である。

(4) 教育研究上の目的に応じた分野固有の修得すべき能力は、以下のとおりである。

#### ◎文化・社会科学領域

##### ①保健・体育科教育学分野

保健体育の授業づくりに必要な専門知識を理解し、健康で豊かなスポーツライフの実現に向けた授業を遂行できる実践的指導力を修得する。

##### ②スポーツ史・哲学分野

スポーツに関する歴史的・哲学的な課題を考究するための知識や方法を系統立てて身につけ、現代のスポーツについて歴史的・哲学的な観点から意味づけ理解できる能力を修得する。

##### ③スポーツ社会学分野

スポーツ（身体活動・運動を含む）に関する社会的な課題を考究するための理論や方法を理解し、それぞれの研究課題について社会的な観点から説明および解釈できる能力を修得する。

##### ④スポーツマネジメント分野

スポーツ・アウトドア領域にある課題や、人々のスポーツ行動を理解し、スポーツマネジメントに関する高度な専門性を必要とする現場に不可欠な能力や研究を遂行する能力を修得する。

##### ⑤スポーツ心理学分野

体育・スポーツや身体活動における心と身体をつなぐ理解し、対象者の運動能力あるいは競技力の向上、さらにウエルビーイングに役立つ心理面の指導ができる能力を修得する。

##### ⑥アダプテッド・スポーツ分野

障がいや老化、病弱などに伴うさまざまな機能障害や行動障害を理解し、それぞれの対象者のスポーツや身体活動の目的と環境に応じた適切な行動支援や指導方法について考え実践できる能力を修得する。

#### ◎身体運動・コーチ科学領域

##### ①バイオメカニクス分野

生体や身体運動を動作・力学的観点から理解し、バイオメカニクスに関する高度な専門性を活かした実践活動を遂行する能力を修得する。

##### ②教授学（指導方法学）分野

学校の体育や運動部活動、さらには地域のスポーツ活動におけるすぐれた指導のあり方を実践教育から理解し、教授学（指導方法学）に関する高度な専門性を必要とする職業に不可欠な能力や研究を遂行する能力を修得する。

#### ◎健康・医科学領域

##### ①スポーツ生理学分野

運動による身体機能の変化を理解し、スポーツ生理学に関する高度な専門性を必要とする

る職業に不可欠な能力や研究を遂行する能力を修得する。

②スポーツ医学分野

競技や健康増進のための運動が身体に及ぼす影響を理解し、スポーツ医学に関する高度な専門性を必要とする臨床スポーツ医学の現場において必要な能力を修得する。

③スポーツ栄養学分野

さまざまな身体活動時の生理・代謝を理解し、それぞれの場面や目的に応じた適切な栄養・食事について考え実践できる能力を修得する。

## 2. 博士後期課程

(1) 研究科の定める期間在学して、研究科の教育と研究の理念や目的に沿った研究指導を受け、かつ所定年限内に研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格し、課程を修了することが学位授与の要件である。

(2) 研究者として自立して活動し、また高度な専門業務に従事するために必要な能力とその基盤となる学識を身につけているかが、課程修了の基準である。

(3) 研究が、高い倫理性と強固な責任感をもって実施され、人類の平和と安寧に貢献できるものとなっているかも、大学院課程修了の際に考慮されるべき重要な点である。

(4) 教育研究上の目的に応じた分野固有の修得すべき能力は、以下のとおりである。

### ◎文化・社会科学領域

①スポーツマネジメント分野

スポーツ組織や人々のスポーツ行動を理解し、それぞれの領域における高度な専門知識に基づく研究を遂行する能力を修得する。

②スポーツ心理学分野

体育・スポーツや身体活動における心と身体をつなぐ理解し、高度な専門知識に基づき、体育・スポーツや身体活動を通じた人間理解につながる心理学研究を遂行する能力を修得する。

### ◎身体運動・コーチ科学領域

①バイオメカニクス分野

生体や身体運動に関する構造や力学的知識を理解し、バイオメカニクスに関する高度な専門知識に基づく研究を遂行する能力を修得する。

### ◎健康・医科学領域

①スポーツ生理学分野

運動による身体機能の変化を理解し、スポーツ生理学に関する高度な専門知識に基づく斬新な研究を遂行する能力を修得する。

②スポーツ医学分野

競技や健康増進のための運動が身体に及ぼす影響を理解し、スポーツ医学に関する高度な専門知識に基づく独創的な研究を遂行する能力を修得する。

③スポーツ栄養学分野

さまざまな身体活動時の生理・代謝を理解し、スポーツ栄養学に関する高度な専門知識に基づく研究を遂行する能力を修得する。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

|   |
|---|
| <p>評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の体系、教育内容</li> <li>・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等</li> </ul> <p>評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性</p> |
|---|

本学における教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料 1-6）に、体育学部、教育学部について定められている。両学部では、各学部の教育目標と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて目指す資質や能力を計画的・系統的に実現できるよう教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が策定され、これを基にカリキュラムが定められ、学部教育が進められている（資料 1-6、1-10）。

カリキュラム・ポリシーは「履修要項・学生ガイドブック」（資料 1-10）に記載して学生・教職員に周知するとともに、ホームページ（資料 4-2 【ウェブ】）を通じて広く社会に公表している。

授業科目の区分、必修・選択の区別、単位数等については「大阪体育大学学則」第 14 条（資料 1-3）、大阪体育大学体育学部規程第 4 条（資料 4-3）、教育学部学科履修規程第 4～8 条に定められており、「履修要項・学生ガイドブック」（資料 1-10 p177）にも記載している。また、各教科の到達目標及び修得までの詳細を「大阪体育大学教務システム Web サービス」に掲載している WEB シラバス（資料 4-4 【ウェブ】）に明示し、ガイダンスにおける説明等を通して学生への周知を図り、あわせて全学生に時間割表を配布するなど、情報を得やすく理解しやすい方法で公表している。

体育学部のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

- 1) 「豊かな教養」を修めるために
 

学問を修めるための基盤を身につけるために基礎教養科目を、幅広い学識を身につけるために一般教養科目を設置する。
- 2) 「専門的な知識・技能」を修得するために
 

「専門基礎科目」で学部として必要な基礎的な専門教養課程を、「発展科目」で学科として必要な発展的専門教育課程を、「応用科目」で特定の領域を深く学び、特色ある人材を養成するための専門教育課程を、「関連科目」で幅広く学べる専門教育課程を、「実習・実技」（スポーツ・トレーニング・レクリエーションなど）は、1～3年で技術を学び、3～4年で指導法を学ぶ教育課程を、提供する。
- 3) 「調和のとれた人格」を形成するために
 

高い倫理性を養うとともに、社会の規範やルールを遵守する姿勢を、野外活動実習での体験活動を通して、社会性、人間に対する愛情、協力する心などを、涵養する教育機会を提供する。
- 4) 「社会に貢献できる力」を身につけるために
 

スポーツ文化の向上について考える機会、スポーツの振興に関する知識と情報、健康

づくりに必要な知識・技術を身につける教育課程、インターンシップで社会への貢献について考える機会、を提供する。

5) 「能動的・自立的行動力」を身につけるために

専門領域で修得した知識、技術、態度などを活用して問題を解決する力を身につける機会、情報通信技術の活用を含め必要な情報を収集し分析する力を身につける機会、研究課題を計画・実施・まとめ・発表する教育機会、コミュニケーション能力を修得できる教育課程、インターンシップで自分の将来について考える機会、キャリア教育を通じて人生設計について考える機会、を提供する。

教育学部のカリキュラム・ポリシーは、以下のとおりである。

1) 教育内容の構成

2) 履修順序・配当学年

3) 各科目の設置内容

1) 教育内容の構成は、ディプロマ・ポリシーを実現するための科目設置の考え方と構成について示している。2) 履修順序・配当学年は、目指す資質・能力を計画的・系統的に実現するための科目の配置・履修の方針を示している。3) 各科目の設置内容については、カリキュラムの区分ごとの各科目の構成について方針を示している（資料 1-6）。

スポーツ科学研究科においては、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（資料 1-6）について、博士前期課程においては教育課程編成の方針を 3 項目、教育課程実施の方針を 5 項目策定し、博士後期課程においては教育課程編成の方針を 2 項目、教育課程実施の方針を 5 項目策定し、これらに基づいて教育が推進されている。

体育学部並びに教育学部における教育課程の実施方針と学位授与の方針は、大学としての一貫性が担保されている。また、科目編成や授業形態はカリキュラム・ポリシーに基づいて体系化・構造化されており、カリキュラム・ツリー（資料 2-19）も学科ごとに作成されている。

しかしながら、スポーツ科学研究科においては、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールを示した研究指導計画については公表されていない。そこで研究教育委員会では、博士前期課程、後期課程それぞれの研究指導計画は 2021（令和 3）年度に策定を開始し、2022（令和 4）年度の公表に向けて準備を進めている。

4. 1. 3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮

・教養教育と専門教育の適切な配置

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

各学部、大学院の授業期間、授業科目の単位算定は、大阪体育大学学則第4章・第6章に以下のとおり明示している。学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終え、学期は前期を4月1日から9月15日、後期を9月16日から翌年3月31日までの2学期制とする。授業日数は定期試験等の期間を含め35週を原則とし、授業科目の単位算定は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている。授業の方法に応じ、授業の時間は講義及び演習は15時間の授業をもって1単位、外国語は30時間をもって1単位、実験・実習及び実技は30時間又は45時間をもって1単位、卒業論文については教育学部では演習の単位に含め、体育学部では学修の成果を評価して4単位としている（資料1-3）。

各学部、大学院の教育課程は、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（資料1-6）に基づいて定められており、整合性があると言える。授業科目の開設状況、体系的編成については以下のとおりである。

体育学部のカリキュラム編成は、体育学の専門性を深めること、及び幅広い教養を身につけ、高い倫理観の下に総合的な判断力や応用・実践力を発揮できる力を養うことを目的として授業科目区分を必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目に区分し、体系的に学べるようにしている（資料1-3、4-3）。また、授業科目には年次配当があり、系統的に学べるよう配置している。「履修要項・学生ガイドブック」において、各区分の関係性を図示することで、学生に対して履修の可視化を行っている（資料1-10 p37）。

各区分について、教養教育に関しては、1991（平成3）年の大学設置基準の大綱化以降も学部教育の柱の一つと位置づけ、学問を修めるための基盤となる力を養う「基礎教育科目」及び多角的に物事を思考・判断する幅広い学識を養う「一般教育科目」を配置している。また、専門教育に関しては、順次制をもって体系的に専門性を深めるように、「専門基礎科目」から「発展科目」へ、さらに「応用科目」に繋がるように科目を配置している。また、専門性を広げるために「関連科目」を配置している。これらの他にも「資格関連科目」「キャリア教育科目」「教職に関する専門科目」「自由科目」がある。

授業科目の開設と体系的配置に関わるカリキュラム体系は以下のとおりである。

- 1) 「教養科目」は豊かな教養を修める科目であり「基礎教育科目」と「一般教育科目」から構成される。「基礎教育科目」として、日本語、統計、外国語、情報処理の領域における基盤学力を保障する科目を配置しそれぞれに必修単位を設け、体育学部の初年次全学生に対し履修させている（卒業所要単位として合計8単位以上を要履修）。なお、これらの科目では学習レベルに応じた習熟度別クラス編成を行い、指導をしている。「一般教育科目」として、人文科学、社会科学、自然科学の各領域それぞれに5から6科目（合計16科目）配置している（各領域4単位、合計12単位以上）。4年間を通じて継続的に学習できるよう、配当学年は全科目1年次としている。以上、「教養科目」区分から20単位以上履修することを求めている。



- 2) 「専門基礎科目」は、体育学部学生全員に必要な専門的な知識・技能を修める科目であり、3、4年次の専門教育につなげる基礎となる科目である。主に1、2年次に配当されている（「体育原論」のみ3年次）。講義科目が13科目、選択必修のダンスⅠ・柔道ⅠA・剣道ⅠAを含めて実技14科目及び選択必修実習科目1単位が2学科共通で配置されている（合計42単位）。
- 3) 「発展科目」は、学科毎に配置された専門的な知識・技能を修める科目である。2年次履修の学科特性を反映する専門科目（講義5科目・実技3科目）と、3、4年次に履修する演習で構成されている。スポーツ教育学科では合計20単位、健康・スポーツマネジメント学科では合計22単位の履修が求められる。
- 4) 「応用科目」は、3年次に履修する高度な専門的な知識・技能を修める科目である。スポーツ教育学科においては「コーチ教育コース」「体育科教育コース」「スポーツ心理・カウンセリングコース」より、また、健康・スポーツマネジメント学科においては「スポーツマネジメントコース」「アスレティックトレーニングコース」「健康スポーツコース」より、それぞれいずれか1つのコースを選択して、コースごとに配当された科目を履修する。そして、「発展科目」の演習Ⅰ・Ⅱ（必修）と結びつけることにより、専門性を深めている。合計14単位履修する。
- 5) 「関連科目」は、主に3、4年次に選択履修する科目である。コースの専門的な学習をさらに幅広く進める科目、教職免許に必要な教職に関する専門科目など、学部又は学科共通の選択科目であり、学際的な講義科目、特色ある講義科目、多彩な実技科目、専門性をより深める実技科目からなる。スポーツ教育学科では講義30科目と実技28科目、健康・スポーツマネジメント学科では講義29科目と実技25科目がそれぞれ配置されている。スポーツ教育学科では13単位以上、健康・スポーツマネジメント学科では11単位以上の履修が求められる。
- 6) 「キャリア教育科目」は、キャリア教育の充実のために2015（平成27）年度から新設された区分である。必修科目として2年次配当「キャリアデザインⅠ」（1単位）、選択科目として3年次配当「キャリアデザインⅡ」が配置されている。
- 7) 「教職に関する専門科目」は2015（平成27）年度より一部科目を1年次配当とし、2010（平成22）年度から設けた「教職実践演習」を含めて13科目設けられている。なお、2015（平成27）年度より「教師論」「保健体育科教育法A」「保健体育科教育法B」「保健体育科学習指導論」の4科目8単位が「教職に関する専門科目」区分から「関連科目」区分に移動し卒業所要単位に算入できることになった。
- 8) 「資格関連科目」は、スポーツ関連の資格や第一種衛生管理者免許の資格等に必要科目であり、スポーツ教育学科では8科目、健康・スポーツマネジメント学科では19科目設けられている。
- 9) 「自由科目」は卒業所要単位には含まれない科目である。1年次のガイダンスを兼ねて行われるフレッシュマンセミナーがある。2020（令和2）年度からは「スポーツ科学特別演習（Ⅰ～Ⅲ）」が設置されている。この科目の履修者のうち、総合型選抜（スポーツ科学研究型）入試で入学した学生は、1年次前期配当の「同Ⅰ」、同後期配当の「同Ⅱ」及び2年次前期配当の「同Ⅲ」の全て（計6単位）を修得した場合、2年次の後期に行われるコース選択及びゼミ選択において優先権が与えられる。

以上のように体育学部の科目構成は、順次性と体系性を重視した構成になっており、教育課程にふさわしい内容が担保されている。また、本学では、高大接続を円滑なものとするため、一般選抜、編入学試験、外国人入試を除く入学選抜による入学予定者に対して基礎学力テストを実施し、入学前の準備教育が必要と判定された者にはオンライン教材「大体大素振りドリル（ラインズドリル大阪体育大学特別版）」により、英語と数学の入学前指導を実施している（必要に応じて国語、理科、社会も利用できる）（資料 4-5）。また、入学直後には、体育学部では、基礎教養科目における習熟度別クラス編成を主目的としたプレースメントテストを実施し、「英語 I A」「統計基礎」「日本語技法」の授業運営に活用することで、基礎学力を保証する仕組みを整えている。教育学部においても、入学後すぐ英語力テストを実施し、「英語 I a」「英語 I b」について習熟度別のクラス編成を行っている。

各授業科目の質保証については、全学FD委員会、教務委員会が中心となって、シラバス記載内容の統一化と充実を図っており、ホームページ上でシラバスを公開している（資料 4-4 【ウェブ】）。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するため、「応用科目」に実習を伴う科目を設置している。スポーツ教育学科において、コーチ教育コースの「トレーナー実習」や「コーチング実習」、体育科教育コースの「インターンシップA」、スポーツ心理・カウンセリングコースの「インターンシップB」、健康・スポーツマネジメント学科において、スポーツマネジメントコースの「インターンシップB」、アスレティックトレーニングコースの「実践トレーニング指導実習」や「インターンシップA」、健康スポーツコースの「インターンシップB」等である。また、「資格関連科目」の各科目や「キャリア教育科目」も設置し、重層的な指導を行っている。

体育学部のカリキュラム・時間割についての満足度は、「令和2年度学生生活実態調査」による、「特に不満なし」が61.0%と例年と同様である。不満内容としては「時間割が重なっている」ので、履修したい科目が選択できない」が22.6%と最も多くなっている（資料 4-6 p15）。

教育学部の教育課程は、教育職員免許に係る法令を踏まえるとともに、「基礎科目」「専門科目」「キャリア科目」を区分として設け、さらに区分ごとに複数の科目によるまとまりを設けることにより、学生が計画的な学習を可能にする仕組みとしている（資料 1-10）。また、学習成果を学生に修得させるために十分な内容を備えていると言える。

- 1) 「基礎科目」については、幅広く学問の基礎を学ぶ総合教育科目、コミュニケーション能力を育てるコミュニケーション科目、教職の意義や教育の基礎理論を学ぶ教職基礎科目、体育の基礎を学ぶ体育基礎科目、保健基礎科目からなる。総合教育科目では、人文科学、社会科学、自然科学、情報処理の各領域から合計10科目配置されている。そのうち、言語活動及び情報処理Ⅰ・Ⅱは必修とし、その他の科目から複数選択履修をする。なお、総合教育科目からは、8単位以上履修することを求めている。コミュニケーション科目では、英語のほか中国語、手話及び海外語学研修が合計11科目配置されている。そのうち、英語Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱbは必修とし、その他の科目から複数選択履修をする。海外語学研修は、カナダのビクトリア大学イングリッシュランゲージセンターにて約4週間、語学

研修や地域におけるアクティビティ等に参加する機会が設けられている。なお、コミュニケーション科目からは、6単位以上履修することを求めている。教職基礎科目では、教職論、教育原論、学校教育心理学、教育行政学、日本国憲法及び特別ニーズ教育論の6科目が配置されており、全てが必修となっている（合計12単位）。体育基礎科目では、卒業のための必修科目である基礎体育を筆頭に、保健体育教諭免許状取得のための必修科目として陸上競技、水泳、器械運動、ダンス、武道（柔道又は剣道）、バレーボール及びバスケットボールが配置されている。さらに、スポーツの対象やルールなどを幅広い視点から捉え、理解を深めていく目的でアダプテッド・スポーツ実技及びニュースポーツが、その他には野外活動実習Ⅰ・Ⅱ（キャンプ及びスキー）が配置されている。なお、体育基礎科目からは、6単位以上履修することを求めている。保健基礎科目では、保健体育教諭免許状取得のための必修科目である精神保健学を含め、体力測定評価、機能解剖学、栄養教育の4科目が配置されている。なお、体育基礎科目からは、4単位以上履修することを求めている。

- 2) 「専門科目」については、概ね1学年の後期から順次履修できる仕組みとなっており、教職専門科目、共通基礎科目、共通専門科目、小学校教育コース専門科目、保健体育教育コース専門科目及び特別支援教育コース専門科目からなる。教職専門科目では、卒業のための必修科目である教育課程論、道徳教育の指導法、特別活動・総合的な学習の時間の指導法、教育方法・技術論、生徒指導論・進路指導論及び教育相談をはじめ、教育実習など各種教諭免許状取得のための必修科目を含む計24科目が配置されている。なお、教職専門科目からは、12単位以上履修することを求めている。共通基礎科目では、大学における学習の基礎として求められる、情報の探索、情報の読み取り、整理、伝達、表現、発表等に関する基礎的な能力を身に付けることを目的として基礎演習Ⅰ（1年次担当）が、調査研究にかかわる基礎的な知識とスキルを修得するとともに、教育学及び関連領域の各学問分野について関心を深めることを目的として基礎演習Ⅱ（2年次担当）が配置されている。いずれも、卒業のための必修科目である（計4単位）。共通専門科目では、研究の基礎的な内容を論文抄読や実践的な活動などを通じて習得する専門演習Ⅰ（3年次担当）が、研究計画の立案、研究実施のための手続き、調査、実験、分析、論文執筆といった発展的な内容を行う専門演習Ⅱ（卒業論文を含む）が配置されている。これらの演習は、いずれも卒業のための必修科目である（計8単位）。具体的な内容は、各担当教員（ゼミ担当教員）の専門領域により異なることから、学生は興味関心に応じて希望のゼミを選択し、少人数で演習が行われる。小学校教育コース専門科目では、国語科、算数科、理科、社会科、音楽科、生活科、図画工作科、家庭科、体育科及び英語科の各概論、教科教育法、実技等の科目が28科目配置されている。そのうち、卒業及び小学校教諭免許状取得のための必修24科目を含む。保健体育教育コース専門科目では、応用実技（陸上競技、水泳、器械運動、武道（柔道又は剣道）、ダンス）、球技（サッカー、ソフトボール、ハンドボール、テニス）、レクリエーション教育実技及びリトミックといった実技が12科目、保健体育科教育法、体育原理、体育社会学、学校保健（小児保健・学校安全を含む）などの講義が19科目及びアダプテッド・スポーツ実習の計32科目が配置されている。そのうち、保健体育教諭免許状取得のための必修14科目を含む。特別支援教育コース専門科目では、教職基礎科目の特別ニーズ教育論で修得した内容をさらに発展させた形で、また、特別支

援学校教諭免許状取得に向けた学習が行えるよう、特別支援教育論や各障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱など）に応じた心理・生理・病理に関する内容や、教育指導法など14科目が配置されている。そのうち、特別支援学校教諭免許状取得のための必修12科目を含む。

- 3) 「キャリア科目」については、学校の職業体験的な理解を促す目的で学校インターンシップ科目を配置し、所属するコースに応じて2年次で小学校、中学校及び特別支援学校にて実習に参加できる仕組みとなっている。一方、教員以外の職種を含めて、望ましい職業観及び勤労観を養うことを目的としたキャリアデザインも開講されており、自己の適性を知り、戦略的な就職活動を行うための技量を身につけることを可能にしている。キャリア科目に関しては、1年次配当になっている学校インターンシップ（講義形式）のみ、卒業のための必修科目となっているが、その他は全て学生の希望する進路に応じて科目を選択する。

これらの教育課程の構成や履修方法等については、履修要項（資料1-10）を作成し、学生に説明する機会を設けている。また、個々の科目の内容及び方法については、それぞれシラバス（資料4-4 【ウェブ】）を作成し、ホームページを通じて学生に提示すると同時に、公表している。

両学部では、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成するためにカリキュラム・マップ（資料2-20）及びカリキュラム・ツリー（資料2-19）を2021（令和3）年度に作成し、ホームページで公表している（資料4-7 【ウェブ】）。一方、カリキュラム見直し部会やカリキュラム委員会においてカリキュラム編成・教育内容・教育方法の適切性については課題を検討し、教授会への報告も行っている（資料4-8）が、大学が教学に関する助言や支援をする制度的な仕組みは存在せず、継続的な検証は実施されていない。2021（令和3）年度に全学内部質保証推進委員会を立ち上げたので、次年度以降、各学部等への内部保障システムが有効に機能しているかを確認することが可能となる。

スポーツ科学研究科におけるカリキュラム編成は、教育課程の編成・実施方針に基づき、博士後期課程は、社会の多様なニーズに応えるために高度な専門的知識に裏打ちされた斬新な研究を行う人材の育成を目的とした共通科目のみを開講し、博士前期課程は、共通科目と総合科目に区分し、特に総合科目では学生の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場からインターンシップ、実験実習を設け、授業時間外の多様な学修研究の機会を通じて諸課題に積極的に挑戦させる機会を提供している（資料1-11）。

教育課程編成・実施の方針について、スポーツ科学実践プログラムが2021（令和3）年度から開設されることにともない、2021（令和3）年4月1日より施行している（資料1-4）。教育課程編成の方針は、以下のとおりである。

#### 1. 博士前期課程

(1) スポーツ科学専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(2) 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度な専門知識及び能力を修得させるとともに、当該の専攻分野に関連する分野の基礎的教養を涵養するように適切に配慮する。

(3) 大学院スポーツ科学研究科は、5領域（スポーツ文化領域、競技スポーツ領域、健康スポーツ領域、学校体育領域、レジャー・レクリエーション領域）と11学問分野（保健・体育科教育学、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、バイオメカニクス、教授学、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学、アダプテッド・スポーツ）を組み合わせて、スポーツ科学の研究・教育の多様なニーズに応える。

## 2. 博士後期課程

(1) スポーツ科学専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(2) 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する諸課題を解決するために自立して研究を計画・実行・推進するための高度な専門知識及び能力を修得させる。

教育課程実施の方針は、以下のとおりである。

### 1. 博士前期課程

(1) 専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、研究領域×学問分野表に基づく授業科目を充実させ、多様な授業科目の履修から研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行う。また、本研究科の「学位授与の方針」に定めた修了時までに修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示す。

(2) 学生の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、インターンシップなどの授業時間外の多様な学修研究の機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させる。

(3) 成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度を目安として採点する。

(4) 学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行う。

(5) スポーツ科学実践プログラム受講者の特定の課題についての研究成果の審査体制を充実させ、厳格な審査を行う。

### 2. 博士後期課程

(1) 専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、研究領域×学問分野表に基づく授業科目を充実させ、多様な授業科目の履修から研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行う。また、本研究科の「学位授与の方針」に定めた修了時までに修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示す。

(2) 学生の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、インターンシップなどの授業時間外の多様な学修研究の機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させる。

(3) 大学院スポーツ科学研究科博士後期課程は、学生の活発な研究活動を促進する立場から、海外研究インターンシップなどの機会を通じ、国際的な見地に立った研究活動に積極的に挑戦させる。

(4) 成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度を目安として採点する。

(5) 学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行う。

スポーツ科学研究科の授業科目については、上記の教育課程編成・実施の方針に基づいて定められている(資料 1-11)。新たに大学院担当になった教員の専門性を鑑み、適宜科目を追加するとともに、それぞれの専門領域ごとに必要と思われる科目について研究科委員会の議を経て追加している。また、現在、本学で学びたい、研究したいと考えている全国、さらには世界中の社会人に対して本学大学院で学ぶことができるオンライン授業を中心としたカリキュラムを構築する作業を進めている(資料 4-9)。また、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーは作成されていないため、早急に取り組む必要がある。

#### 4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

評価の視点2：COVID-19対応・対策措置

本学の教育目標は、学則の第1条に「体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与することを目的とする。」と記されている(資料 1-3)。この目的を達成するために、体育学部と教育学部の2学部を設置し、体育学部にはスポーツ教育学科と健康・スポーツマネジメント学科の2学科を設置している。また教育学部には、小学校教育コースと保健体育教育コースを設置している。

さらに、近年の入学学生の多様化に対応すべく、体育学部、教育学部ともに様々な取り組みを行っている。「大阪体育大学の中期の目標と計画(2019年度～2022年度)」(資料 1-13)の中で、「学び続ける力と主体的に問題を発見し解決する力を培う教育の充実」を「大体大ビジョン2024」(資料 1-15)を実現するための重点施策として打ち出している。その内容は以下のとおりである。

- 1) アクティブラーニングを意図した授業内容の検討
- 2) 試合等で授業を多く欠席する学生への学習サポートの充実
- 3) 予習・復習の指導、レポート等の課題学習の充実

学部、研究科ごとの、学生の学習の活性化、効果的な教育を行うための措置は次のとおりである。

学部における単位の実質化を図るための措置として、2019（令和元）年度より学生の履修登録単位数の上限（CAP）を両学部で48単位としている（資料4-10、4-11）。また、2020（令和2）年度より両学部において、前年度GPAが3.0以上の学生は、翌年度の1年間に履修できる単位数の上限を52単位に引き上げる措置も講じている。履修指導については、教育学部では各学年別に各学期冒頭に履修ガイダンス（資料4-12）を実施し、必要な情報伝達を行っている。また、「履修要項・学生ガイドブック」（資料1-10）において、各学年の履修のあり方について詳細に文章で示し、両学部生とも随時窓口で相談を受け付けている。シラバスには、授業形式（講義、実技、PBL（課題解決型学習）、反転授業（知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）、ディスカッション・ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、実習・実験・フィールドワークのうち、該当するものを明示する）、当該科目に関する実務経験内容、到達目標、授業の進め方、授業計画、時間外学習、成績の評価基準、教員への連絡方法・オフィスアワー等を明示するなど、実際の学修プロセスを具体的に提示し、授業相談・指導を行っている（資料4-4 【ウェブ】）。シラバスの内容は詳細に記述され、学生は授業の内容や学修のあり方が具体的にイメージできるようになっている。また、シラバス情報がオンラインで提示されているため、学生のアクセスが容易になっている。WEBシラバスのアクセスについて、これまでにシラバスの閲覧に辿り着くまでの操作方法で、学生が混乱する可能性が危惧されていた。この課題に対して、2021（令和3）年度後期以降はポータルサイトの大幅な更新により、WEBシラバスの閲覧が容易に行えるように改善されている。シラバスによる授業の内容や学修のあり方、学習内容の順次性と科目間の関連性を学生は十分に理解できる。シラバスの第三者チェックは年度ごとに行い、教育の質的向上に取り組んでいる（資料4-13）。今後、シラバスを確認しなければ履修登録できないシステムの導入を検討する必要がある。

「大阪体育大学の中期の目標と計画」の重点施策については、以下のとおりである。

- 1) アクティブラーニングを意図した授業内容の検討について

教務委員会やFD委員会が中心となって、アクティブラーニングを意図した授業内容を教員に促すとともに推進できるよう検討を重ねている。体育学部教務委員会で2017（平成29）年2月に専任教員に対して実情を尋ねる調査を実施した（資料4-14）。

- 2) 試合等で授業を多く欠席する学生への学業サポートの充実について

国際試合、海外遠征、日本代表チームの合宿などで止む無く授業を多く休まざるを得ない学生に対して、ビデオ授業やeラーニングなど、大学として行える支援内容を検討している。具体的にはDASH認定アスリート（資料4-15 p16）などに対する学業サポートシステムを構築することで、ビデオ授業やeラーニングのシステム整備のための予算化と実施である。2020（令和2）年4月から、新型コロナウイルス感染症対策の一環として遠隔授業の実施に伴い蓄積されたノウハウを活用することを検討している。

- 3) 予習・復習の指導、レポート等の課題学習の充実について

1週間あたりに費やす時間は、体育学部スポーツ教育学科と健康・スポーツマネジメント学科でそれぞれ「0時間」(26.3%、22.3%)、「1時間未満」(45.0%、41.5%)、「1時間～6時間未満」(26.3%、33.6%)、「6時間以上」(2.4%、2.5%)、教育学部教育学科小学校教育コースと保健体育教育コースで「0時間」(17.1%、18.7%)、「1時間未満」(40.1%、46.0%)、「1時間～6時間未満」(39.2%、32.3%)、「6時間以上」(3.6%、3.0%)となっている(資料4-6 p20)。6～7割程度の学生が1時間未満であることから、2019(令和元)年度のシラバスに「時間外学習」欄を設け、予習・復習に関する事項を必須項目として教員に明示するよう指示し、学生に対して具体的に情報提供できるよう取り組み始めている。

上記に加えて適切な履修指導を実現するために、大人数授業に対して教務補佐とTA(ティーチング・アシスタント)制度を導入している(TA制度は体育学部のみ)。教務補佐は、パワーポイントやビデオ等のセッティング、出欠の管理、資料の準備、レポート等の配布・回収、あるいは学生の授業に対する相談などに応じることで、教員と学生の間にとって、授業の円滑な実施をサポートしている。TAは、「大阪体育大学ティーチング・アシスタント規程」(資料4-16)に、「大阪体育大学大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に学部学生に対する教育的補助業務を行わせ、これに対する手当を支給することにより大学院生の処遇の改善に資するとともに、将来教員や研究者等となるためのトレーニングの機会を提供することにより、学部教育におけるきめ細かな指導を実現し、大学教育の一層の充実を図るため、必要な事項を定めるものとする。」と定められているとおり、学部教育の充実と大学院生のキャリアトレーニングを目的として実施している。

その他、授業形態では、大規模授業、演習、実技、インターンシップなどを適切に配置している。学外講師を招聘してのセミナー形式の授業の実施をはじめ、社会貢献センターでは、子どもたちや高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション活動における企画・指導機会の創出、あるいは学外組織・団体の支援活動などを通じた実践教育を展開するなど、幅広い学びの場を用意している。

授業形態に配慮した1授業あたりの学生数に関して、体育学部では教室収容定員の7割以下になるよう履修者人数制限が行われている。これらの取り組みは履修科目全体の授業の出席状況の割合にも反映され、スポーツ教育学科と健康・スポーツマネジメント学科でそれぞれ「ほぼ100%」(54.7%、52.5%)と「80%以上」(36.5%、36.7%)を合せると9割前後が良好な出席状態にある(資料4-6 p16)。また、退学・除籍学生の入学者数に占める割合を見ると5.1%(2016(平成28)年度入学生)、5.5%(2017(平成29)年度入学生)となっている(資料4-17)。退学者・除籍者率は2020(令和2)年度より体育学部教務委員会で統計情報の算出方法を変更したため直接比較は難しいが、以前の方法によるデータ(2015(平成27)年度卒業生が9.4%、2016(平成28)年度卒業生が5.8%、2017(平成29)年度卒業生が3.8%(資料1-14)、2018(平成30)年度卒業生が4.4%(資料4-18))と比べて大きく異なっておらず、2016(平成28)年度以降は下げ止まりの傾向にあり、効果的な授業運営ができているといえる。

教育学部における学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法として各コースで行われる実技・実験・実習科目は上限50名を原則とし、授業科目の内容と方法に応



じて編成を行っている。講義科目は履修者人数の制限は設けず、人数が多ければ講義室を大教室に変更し開講している。3、4年次の専門演習に関しては、平均10名程度を基本とし、1ゼミあたりの学生数は概ね適切な規模になっているといえる。退学・除籍学生の入学者数に占める割合は、8.6%（2015（平成27）年度入学生）、1.5%（2016（平成28）年度生）、0.06%（2017（平成29）年度生）で、学部改組初年度生を除き体育学部より低い状況にある。

教育学部では、複数免許取得希望者であっても無理の無い履修ができるよう科目配当を行うとともに、履修規程及び履修規程別表（資料4-11）、コース及び取得可能免許の種類に応じた履修モデルを示し、ガイダンス等でも説明を加えることで、学生が理解しやすいように配慮している。

小学校教育コース専門科目は、全ての教科の概論、教科教育法を必修とし、豊富な知識、具体的な指導力を身につけることができるようなカリキュラムを組んでいる。

保健体育教育コースの専門科目は、高度な技術習得のみならず、指導法に関しても充実した内容としている。加えて、学校現場で採用されることの多い多様な球技種目への指導ができるようなカリキュラムを組んでいる。さらに、学校だけでなく、幼児、障がい者、高齢者等を対象とした、幅広いフィールドで対応できるアダプテッド・スポーツに関する講義、実技及び実習を配置している。

特別支援教育の専門科目については、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者の領域における心理・生理・病理並びに教育課程・指導法に関する科目を配置し、その他の領域においても幅広い知識の習得ができるように科目を設定することで、免許上必要な科目を配置している。

スポーツ科学研究科では、スポーツ科学の研究・教育の多様なニーズに応えるために設置した11学問分野（保健・体育学教育学、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、アダプテッド・スポーツ、バイオメカニクス、教授学（指導方法学）、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学）と5研究領域（スポーツ文化領域、競技スポーツ領域、健康スポーツ領域、学校体育領域、レジャー・レクリエーション領域）は、3つの研究教育領域（史哲・行動科学領域、身体運動・コーチ科学領域、健康・医科学領域）を基盤とし、それらを組み合わせた研究領域・学問分野表（資料4-19 【ウェブ】）により、学生がより具体的に指導教員を選択できるようにしている。研究指導の内容・方法については、スポーツ科学研究科担当教員の専門分野、担当科目、研究キーワード及び著書や研究論文などをホームページ（資料4-19 【ウェブ】）で公表している。研究指導方法の年間スケジュールの公表は遅れていたが、2021（令和3）年度より策定を開始し、2022（令和4）年度の公表に向けて準備を進めている。通常の学内での授業に加えて、専門の異なる大学や社会人の講師招聘、国際シンポジウムやセミナーの開催など、学問の発展と社会への還元の両面を見据えた活動を展開している。これらの活動は、独創性を持つ人材育成とともに、修了生や体育・スポーツ関係者の活躍の場の拡大につながっている。

博士前期課程の学生が執筆した修士論文については、加藤橘夫賞（最優秀論文賞）及び優秀論文賞を選考し、表彰（資料4-20）することによって、学生の研究意欲を向上させ、学習を活性化させるようにしている（資料1-11）。これに加えて、学生が学会活動を行う際の経済的な援助について、海外で開催される学会の発表者には教育講演会から3万円、国内での

学会発表者には1万円（前期課程のみ）が支給され、学生の学会活動の活性化に貢献している。また、学生の学会活動に対する経済的支援については、研究科委員会で継続的に議論し、その改善に努めている。また、社会人に対して現職に就いたまま学位を取得する道を拓くために、2019（令和元）年に長期履修制度を導入した（資料4-21）。

2020（令和2）年3月より、危機管理委員会においてCOVID-19感染拡大防止策の検討が開始され、授業の開講方法については情報処理センターが調整し、円滑な授業運営に努めた。

学生への授業連絡、資料配布の手段として、2020（令和2）年度は電子メールを中心に、2021（令和3）年度はGoogle Classroom及びホームページを用いた。新入生には、入学前にPC必携の連絡を行った。遠隔授業を行う場合は受講生が混乱しないよう全教員が以下の統一的な方法で行った。

- 1) オンデマンド授業のための動画配信はYouTubeを用いる。
- 2) 同時双方向性を確保するためのオンライン会議システムとしてGoogle Meetを用いる。
- 3) 課題提出の手段としてGoogle Classroom及びGoogle Formを用いる。

また、遠隔授業における教育の質の維持・向上のための措置として以下を行った。

- 1) 2020（令和2）年5月、休学者を除く全学部生・大学院生を対象に遠隔授業環境整備支援金を支給した（資料4-22 【ウェブ】）。給付金額は30,000円、申請率は98.2%（2,881人中2,829人）だった。
- 2) 個人的に遠隔授業の通信手段を確保できない学生のため、大学のネットワークを学生に全面開放し、学生が使用できるPCを55台から87台に増台した。
- 3) 自宅待機を命じざるを得ない場合に備え、持ち帰り用PC（50台）及びモバイル通信端末の貸出（10台）制度を整備した。
- 4) 遠隔授業を担当する全教員は、双方向性の確保のため、通常の授業時間帯及び一部昼休みの時間帯にオンデマンド授業の質問受付を行った。
- 5) ホームページ等で配布された授業資料の印刷無償の他、大学設置の学生用PCのUSBポートを用いての充電や教室の空きコンセントの利用も行ってよいこととした。
- 6) 2020（令和2）年度後期以降については、オンデマンドを含む遠隔授業についても対面で試験が実施できるようにした。
- 7) 感染防止と実技・実習科目の質の確保（対面での実施）を両立させることを目的に、時間割の大幅な見直しを実施することで、必要最低限の時間のみ学生が大学に滞留するようにした。
- 8) 緊急事態宣言発令状況により、全ての科目を遠隔授業、必要性がある科目は対面授業で実施、15週全てを遠隔としていた科目でも必要に応じて対面で実施するなど、教育の質の確保のために、その都度、各学部で調整を行った。
- 9) 2021（令和3）年度後期、体育学部では、講義科目は原則遠隔授業を、実技・実習・演習科目、少人数科目等は感染予防対策を徹底し対面授業を実施した。教育学部では、年度当初に決定した授業実施形式にもどすことを可能とするなど、状況に応じた対応を行った。また、一部対面授業を実施する際も、2020（令和2）年度は個別に遠隔で受講することを認めるなどの措置を行った。

10) ワクチン接種や副反応による欠席を、申請により欠席として取り扱わないなどの対応を行った。

上記の措置により、授業でのクラスター発生を防ぐことができ、安全に教育活動を行えた。なお、本学関係者（学生・教職員）の2020（令和2）年4月から翌年3月までのCOVID-19感染者（PCR検査陽性者）は19名にとどまり、その感染経路が大学内である可能性は極めて低く、同居家族や大学以外の友人などであった（資料4-23 【ウェブ】）。

2021（令和3）年度は、入学生が4月最初から確実に遠隔授業を受講できるよう以下の施策を実施した。

- 1) 入学前教育の一部として3月中に必携PCの初期設定の実施を求め、併せて各種の質問受付窓口を設置した。
- 2) 授業開始以前に、遠隔模擬授業と必携PCの診断を実施した。
- 3) 2021（令和3）年度後期から遠隔授業の受講環境を確保することを目的として遠隔授業受講教室を大学に設置した。

COVID-19感染拡大予防のために上記の対策を講じることで、教育の質は前年度と同レベルに担保されている。また、遠隔授業に対応できる教員が増えたため、今後、トップアスリートとして強化合宿や試合、遠征などにより長期間通学できない学生へのサポート体制が整ったともいえる。

2020（令和2）年12月10日～2021（令和3）年1月31日に学部学生全員を対象にWEB調査を行った結果、授業内容の理解が「多少困難」「ほとんど理解できていない」と回答した学生の理解困難な理由は「自分の学力不足」（2019（令和元）年度54.2%、2020（令和2）年度47.2%）が最も多かった。「授業方法や教員の指導・助言が不十分である」が2019（令和元）年度は19.3%であったが、2020（令和2）年度は36.4%で「自分の学力不足」に次いで多い結果となった（資料4-6 p19）。オンライン授業が影響している可能性もあるので、確認が必要である。

実技・実習授業における教育内容・教育方法については各種目特性に応じてそれぞれの対策を講じた。例を以下に示す。

- 1) 対面授業ができない期間はオンライン授業で対応し、Google Formで確認テストを実施するとともに対面授業が再開された後に復習を行い、理解の確認をする。
- 2) 1クラスを2分割し、45分の短時間集中型で授業を行う。
- 3) 1クラスを2分割し、45分体験・45分見学の90分授業を行う。
- 4) 球技では、他者とボールを共有せずに行える練習方法を用いる。
- 5) 更衣室の利用時間差を作るため、自由練習時間を設ける。
- 6) 武道では、座礼から立礼に変更する。
- 7) 野外実習では、実習内容の変更はせず宿泊は行わずに実施できる場所に変更する。

教育の質を維持する観点からは、適切な措置を講じたと言える。密を回避するために実技（実働）時間が減少したことは事実であるが、これらの措置により得られた肯定的な学習成果の確認を行い、公表することが望ましい。

スポーツ科学研究科では、両学部が全面入構禁止の期間でも、感染拡大予防策を十分に講じた上で事前申請を行うことにより、実験や実習を目的とした学内入構を認めていたため、教育の質はCOVID-19拡大前と同レベルに担保されている。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

本学では、成績評価については、2008（平成20）年度からGPA（Grade Point Average）を導入した。授業科目ごとの成績を5段階（A=4.0、B=3.0、C=2.0、D=1.0、F=0）で評価し、単位あたりの平均値を算出するシステムは、全学生に配布される「履修要項・学生ガイドブック」に明記され（資料1-10 p18）、ホームページにも明記されている（資料4-24 【ウェブ】）。GPAを導入した理由としては、学生個人の学期ごとや一定期間の履修と学修状況が数値化されることによってきめ細かな学習アドバイスが可能となり、GPAを活用して成績優秀者の決定や履修コースを決定する際の選考基準などに用いることができるからである。本学のGPAでは、公平性を担保するために、演習、習熟度別にクラス分けされる授業などにおいてはGPA対象科目から除外されている。

また、全教員が、評価方法について定期試験・小テスト・レポート・平常点等の配分をシラバスに明記し（資料4-4 【ウェブ】）、厳格に成績評価と単位認定を行っている。期末の定期試験実施に際しては、成績評価の信頼性の担保のために、試験場の設定や試験監督を複数教員配置するなど厳格公正な実施に留意している。欠席学生に対しては、両学部それぞれ追試験に関する規程を設け、「履修要項・学生ガイドブック」（資料1-10 p47, 103）に明記するとともに、教務委員会及び教授会で厳格に該当者の受験資格の判定を行って、追試験の機会を与えるなど、きめ細かい学修成果評価を行い、学生の便宜を図っている。体育学部において50点以上59点以下を対象基準点とし再試験を行っていたが、クラブや実習等により、再試験日程内での受験が困難な学生が多数発生していることを考慮し、2020（令和2）年度から再試験を廃止した（資料4-25）。再試験に代わる救済措置として、柔軟な対応が可能な保留評価を活用している。また、学期ごとに「成績通知書」を保護者に通知しているが、個人情報保護法第23条の適用を受け、成人に達した学生本人の同意を得て送付している（資料1-10 p19）。

編入学生に対する既修得単位の認定については、「入学前の既修得単位の認定に関する内規」（資料4-26）を設け、他大学からの転学者や短期大学卒業者等が本学に編入学した場合

に一定数の単位まで認定するなど、適切に対応している。

卒業・修了要件は、大阪体育大学学則及び大阪体育大学大学院学則にそれぞれ明示してある。学士の学位授与については、学則第23条に「本学に4年以上在学し、第14条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定め、さらに同第24条で「学長は、前条により卒業を認定された者に卒業証書及び学位記を授与する。」と明確に定めている（資料1-3）。スポーツ科学研究科修了者への学位授与については、大学院学則第28条に「博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士前期課程の修了を認める。」と定め、同第29条には「博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士後期課程の修了を認める。」と定めて、同第33条に「本大学院の課程を修了した者に対し、修士または博士の学位を授与する。」と明確に定めている（資料1-4）。

これらの学位授与に関する規定に基づいて、各学部の卒業判定教授会を開催し、各学部で定められた卒業要件を満たした者に対し卒業を認定し、学長がそれぞれの学士の学位を授与している。授与される学位は、体育学部は学士（体育学）、教育学部は学士（教育学）と第24条第2項に明記している。また、博士前期課程・博士後期課程の大学院生に対しても、スポーツ科学研究科での審議を経て、学長が学位を授与している。これら学位授与手続きは、厳密かつ適切に行われている。

また、本学では、学部・研究科の卒業・修了の要件は、各々の学部・スポーツ科学研究科の「履修要項」によってあらかじめ学生に明示されている（資料1-10 p38, 99, 資料1-11）。

学部、研究科ごとの、成績評価、単位認定及び学位授与の状況は次のとおりである。

体育学部では、授業参加回数の重要性について教員間で共通理解を図ったうえで、「履修要項・学生ガイドブック」を通じて次の点を学生にも周知している（資料1-10 p47）。講義科目はおおむね80%の出席ができなかった場合は試験を受けることができないとしている。最終的な取り扱いは各担当教員に委ねられているが、欠席がめだつ学生には早い段階で担任教員を通じて欠席理由を確認するなどの予防措置をとっている。体育実技科目に関しては以下のとおりに申し合わせている。

- 1) 単位修得に必要な出席率は各学期の実施授業数の80%以上とする。
- 2) 授業を欠席する場合、欠席理由によっては必要な欠席の手続をする。
- 3) 遅刻、早退、見学は1/2 (0.5) の出席とする。

このほか、体育実技科目以外は、出席回数そのものに評価点を割り当てること（出席点）は禁止している。欠席学生に対しては、追試験に関する規程を設け、「履修要項・学生ガイドブック」（資料1-10 p103）に明記するとともに、教務委員会及び教授会で厳格に該当者の受験資格の判定を行って、追試験の機会を与えるなど、きめ細かい学修成果評価を行い、学生の便宜を図っている。体育実技についても、やむを得ない理由による出席不足については、各教員が学生から十分な聞き取り調査を実施したうえで、補講やレポート課題など柔軟な個別対応も行っている。

教育学部の卒業要件については、「履修要項・学生ガイドブック」（資料1-10 p99）に明示しているが、卒業論文の作成が必須となっており、研究計画、倫理的配慮、指導教員との

連携、体裁、成果の公表等、様々な視点から論文の成績評価を行うことにより、単位認定のための判断材料としている。学位授与の判定は、教授会において厳正に行われている。各科目における単位の認定は各教員に任されている。同一科目を複数コマ開講し、そのコマを複数の教員で分担している場合は、評価基準を統一するよう担当教員に通知している。学位の審査認定は、本学の学則（資料 1-3 第7章）による規定に基づいて厳格に行われている。学位の授与にかかる手続きも、本学の規程に基づいて責任をもって実施されることになる。「専門演習Ⅱ（卒業論文を含む）」のあり方について、本学部は教員の専門分野が多岐にわたり、分野によってその成果物の形式や分量などが異なる。このため、「専門演習Ⅱ（卒業論文を含む）」について、学部全体として統一的な基準を決めることは容易ではなく、どのように客観性を担保するかが課題となっている。

両学部及びスポーツ科学研究科の成績評価については、シラバスに評価基準を事前に示し（資料 4-4 【ウェブ】）、そこで示した方法に沿って適切に実施している。また、成績評価、単位認定については、授業評価制度（資料 4-27）などを導入して、受講生の意見を絶えずフィードバックしながら適切に実施するように努めている。成績評価は、授業内容の理解度、授業において提出される課題や期末のレポート、授業中のディスカッションなどへの関わりなどを総合的に評価して得点化している。シラバスに「成績の評価基準」の項目が設けられている（資料 4-4 【ウェブ】）ので、受講生は事前に成績評価の基準を知ることができる。これらの基準によって、成績評価は適切に行われているといえる。また、大学院生は、実験や学会参加、社会人大学院生の勤務の都合などによって授業への出席がままならないことがあるが、そのような際にはレポート課題を与えるなどして単位認定の厳格性と柔軟性を持って対応をしている。

スポーツ科学研究科では、「学位（修士）の申請の要件と審査委員選出に関する申し合わせ」において、修士論文又は特定の課題についての研究成果（以下、「修士論文等」という。）の審査と最終試験について次のように定めている（資料 1-11）。修士論文等申請の基準については、「修士論文等の内容の一部が、関連学会又は研究報告会で発表されていること」と定めている（資料 1-11）。この基準に沿って、前期課程では、修了年次に修士論文等の進捗状況を関連学会又は研究報告会において中間報告の形で発表した後に、学内で実施される修士論文発表会を経て修士論文等として提出される。修士論文等の審査（学位に求める水準を満たす論文であるか否かの審査）にあたっては、指導教員が主査となり、副査2名の教員によって口頭試問を行っている。その後、大学院研究科委員会において修了認定の審査が適切に行われている。また、学位論文の審査基準は、大阪体育大学大学院履修要項に明示している（資料 1-11）。

博士後期課程では、課程3年次10月末日までに博士論文の提出を受けて博士委員会から指名された博士後期課程の担当教員によって、博士論文に関する書類審査が行われている（資料 4-28 第17条）。適切な審査を経て博士論文の受理が決定される。博士論文の審査（学位に求める水準を満たす論文であるか否かの審査）にあたっては、指導教員を主査として、他の2名の副査を担当する教員が決定され、研究科委員会で承認された後、博士論文の審査が行われる。博士論文の公開発表会の後に、指導教員が主査となり、副査2名の教員によって口頭試問が行われている。その結果を博士委員会で審議して承認した後に、研究科長より研究科委員会において博士号の授与が決定されたことを報告している（資料 4-28

第23条)。また、特定課題研究審査の基準は、大阪体育大学大学院履修要項に明示している(資料1-11)。

満期退学者については単位修得退学、3年以内の論文提出を可能としていたが、2010(平成22)年に単位取得満期退学者は満期退学後の年数に関わらず再入学し、指導教員の指導を受けて、博士論文の審査を受けるための条件が満たされていれば、審査を受けて博士号の学位を取得できるシステムも定めている。博士論文の予備審査を経て博士論文の受理が決定された後に、課程博士の審査と同様の手順で審査が行われる。以上の論文審査は、「大阪体育大学大学院学位規程(資料4-29)」「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科修士及び博士の学位審査等取扱要綱(資料4-28)」「複数の筆頭著者による論文を関連論文として認めるための条件に関する申合せ(資料4-30)」「学位(博士)申請の要件と審査委員選出に関する申合せ(資料4-31)」によって規定されている(資料1-11)。学位授与はこれらの規定に沿って厳正に行われている。

#### 4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

|  |
|--|
| <p>評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)</p> <p>評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発</p> <p>《学習成果の測定方法例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメント・テスト</li> <li>・学習成果の測定を目的とした学生調査</li> <li>・卒業生、就職先への意見聴取</li> </ul> |
|--|

本学では、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)として、体育学部、教育学部でそれぞれ5つの力、スポーツ科学研究科で5つの要件を定めている(資料1-6)。

以下は、学部、研究科別の学習成果把握に向けた取り組みの状況である。

学習成果の把握・評価については、学習成果を把握するプラン(アセスメント・プラン)を2021(令和3)年度末に作成(資料2-7)、2022年度から運用を開始する。学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)で定めた能力等の獲得状況を把握するための調査は、2021(令和3)年度末にスポーツ科学研究科では全学生を対象として実施した(資料4-27)。学部においては、従来は卒業時のみ行っていた調査を、全学生を対象として拡大して実施した(資料4-32)。

成績分布(GPA)は、各科目の成績評価が適正に行われていることをホームページで社会に対して広く公表している(資料4-33【ウェブ】)。また、全学的な成績評価の申し合わせについては、2021(令和3)年度末に両学部及びスポーツ科学研究科においてガイドラインを作成(資料2-8、2-9)し公表するなど、成績評価及び単位認定に係る全学的なルールは設定されている。

体育学部では、シラバスにおける評価法の明示、GPAの活用、追試験の機会の付与など、厳格かつきめ細やかに成績評価と単位認定を行っている。各科目で求める学習成果については授業担当者がシラバスで明示し、その成果が得られたかどうかに関しては、既述したとおりの成績評価、単位認定を行うことにより各科目担当者が把握している。GPAの学部平均値は、2019（令和元）年度では2.31（スポーツ教育学科で2.30、健康・スポーツマネジメント学科で2.32）、2020（令和2）年度では2.44（スポーツ教育学科で2.41、健康・スポーツマネジメント学科で2.47）で上昇傾向にある（資料4-34、4-35）。また、「学生生活実態調査」（資料4-6 p19）によると、履修科目全体の授業内容の理解度では、「まあまあ理解できている」が54.0%、「ほぼ理解できている」が28.1%で、これを合すると8割強の学生が「授業を理解できている」と回答している。

上記に併せて、就職率も学習成果の一つを捉えることができるが、2018（平成30）年度は95.4%、2019（令和元）年度は96.8%、2020（令和2）年度は95.9%と高い水準を維持しており、学習成果を反映しているといえる（資料4-36 【ウェブ】）。

教育学部では、学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を次のように設定している。

学習状況や学習成果を把握及び評価するための方法として、「大学生基礎力調査」や「コース別GPA」「入試別GPA」など、教育学部の学生の学習状況を把握するための調査を行い、教育学部全教員で組織している初等プロジェクト研究（2016（平成28）年度～2018（平成30）年度）において、調査結果の分析を進めてきた。これら蓄積されたデータをもとに、2019（令和元）年度以降も引き続きGPAなどの評価結果を様々な角度から分析し、学習支援の必要な学生を把握するとともに個々に応じた助言及び指導を行うために活用している。また、卒業時アンケートを実施し、その結果は教授会に報告され、教育改善等に活かしている（資料4-37）。2020（令和2）年度の卒業状況について、教育学部4学年168名中、157名が2021（令和3）年3月に（資料4-38）、1名が同年9月に卒業した（資料4-39）。また、2020（令和2）年度教員採用試験状況（2021（令和3）年度採用）（資料4-40）をみると、延べ人数184名の受験者に対して、42名の合格者を出していることは、一定の成果と評価することができる。

卒業生、就職先への意見聴取は、在学生対象のキャリア支援センター面談の他、教員採用試験に向けての基礎的情報収集が必要と考え、教育学部独自の調査について検討しているところである。

多彩な専門分野を擁する本学部の教員組織を教職・教養、小学校、保健体育、特別支援というグループで構造化し、学部運営及び学生指導を行っているのが特徴といえる。一方で、「履修要項・学生ガイドブック」（資料1-10）で示されているコース及び取得可能免許の種類に応じた履修モデルでは、科目を学習していく順序については年次配当である程度管理が可能であるが、科目と科目との内容の関連性が学生には十分に理解できない。そのため、学習内容の科目間の関連性については、先に述べたとおり各科目担当者が授業内で説明することで情報が学生に伝わると想定できる。さらに2021（令和3）年度に作成し公表しているカリキュラム・マップ（資料2-20）及びカリキュラム・ツリー（資料2-19）により、学士課程教育全体を俯瞰することが可能になるため、教育・学習効果が上がると考えられる。



スポーツ科学研究科の成績評価は、授業内容の理解度、授業において提出される課題や期末のレポート、授業中のディスカッションなどへの関わりなどを総合的に評価して得点化されている。シラバスに「成績の評価基準」の項目が設けられている（資料 4-4 【ウェブ】）ので、受講生は事前に成績評価の基準を知ることができる。また、学部同様、成績評価ガイドラインは定められているので、この基準によって成績評価は適切に行われているといえる。実験や学会参加、社会人大学院生の勤務の都合などによって授業への出席がままならないことがあるが、そのような際にはレポート課題を与えるなどして単位認定の厳格性と柔軟性を持って対応をしている。

COVID-19 感染拡大予防の観点から実施率が高まったオンラインによる授業は、更に対応の幅を広げる結果となっている。学生の学習成果を研究科教員で確認する方法として、修士論文発表会、博士論文発表会を開催し、論文指導教員以外の教員の質疑応答を実施することによって、修了生の学習成果を研究科担当教員全体で把握し、研究・学習成果の質を担保する役割を果たしている。学位論文の審査基準については、2021（令和 3）年度末よりホームページ上で公表している（資料 4-41 【ウェブ】）。また、優秀論文賞の評価の過程を通して、修了生の学修成果の評価という役割も果たしている。

以上のとおり、学習成果の把握（学生生活評価、GPA 分布、就職状況、卒業時アンケートなど）は、これまで両学部、研究科の各部署で行われている。しかしながらそれに基づいて PDCA という Action や Plan に結び付ける制度的な取り組みは行われていなかった。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
 ・学習成果の測定結果の適切な活用  
 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各部署において課題を逐次把握し、必要に応じて教授会に報告した（離学者、進路状況など）。ただし、点検・評価を大学として制度的に実施したのは、2018（平成 30）年の一度である（資料 1-14）。なお、研究科では自己点検評価年次報告書を 2021（令和 3）年度に作成した（資料 2-30）。

大学制度として実施した点検評価に基づき、改善に取り組んだ例と、部局内で課題を把握し、必要に応じて改善に取り組んだ例を以下に挙げる。

体育学部では、カリキュラム委員会による定期的なカリキュラムの点検・見直し作業などを通して、教育成果の検証と改善に取り組んでいる。体育学部では 2010（平成 22）年度から取り組みを行って、2015（平成 27）年度にカリキュラム改定（資料 4-42）し、改善につなげ現在に至っている。現在は、2023（令和 5）年度又は 2024（令和 6）年度からの開始を目指して、学科改編を含むカリキュラム全体の抜本的な見直しを進めている。

学習成果についての定期的な点検・評価に関して、全学 FD 委員会は、「大阪体育大学全学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程」（資料 4-43）に、1）FD（教

員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み)の全体的方針施策に関する事項、2)全学的なFDの推進に関する事項、3)スポーツ科学研究科、体育学部、教育学部のFDの進捗に関する事項、4)SD(事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取り組み)との連携に関する事項、5)その他学長の諮問する事項について審議すると定められている。

体育学部FD委員会による授業評価(資料4-44)、GPAデータの集計結果のフィードバック(資料4-35)、「学生生活実態調査」(資料4-6)や「卒業時アンケート」(資料4-37)等の学習成果の測定結果を、カリキュラム改善、向上のための基礎的データとして活用している。

体育学部FD委員会は、「大阪体育大学体育学部FD委員会規程」(資料4-45)に、1)授業評価制度、及びその運営に関する事項、2)教育職員の研修制度、及びその運営に関する事項、3)その他、FD(教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み)に関する事項について審議すると定められている。FD委員会の学習成果の定期的な点検・評価の取り組みの一つに、毎学期、専任教員、非常勤講師の担当する実技も含めた全ての授業に対して行う「授業評価アンケート調査」がある。2019(令和元)年度までは各授業担当教員が主導して実施し、実施率は専任、非常勤合わせて2019(令和元)年前期が89.6%(資料4-46)、後期が91.6%(資料4-47)であった。2020(令和2)年度からはWEB調査を導入して、事務方主導で全ての授業の受講生に対して実施することとしたため、2020(令和2)年後期と2021(令和3)年前期はともに100%である。アンケートによる学生の授業評価結果は担当教員に通知され、教員は授業改善に活用するとともに、それに対する対応は授業を通じて学生に開示している。このように本学は、授業評価アンケートの結果を担当教員にフィードバックして教育内容や方法の改善につなげている。その他にも、FD委員会は、規程に基づいて教育内容や方法等の改善を図るための講演会・研修会の開催(資料4-48)、また、学生委員会と連携した「学生生活実態調査」(資料4-6)など様々な取り組みを通して、大学全体の授業の改善に取り組んでいる。

教育学部は、2015(平成27)年度に新設され、2018(平成30)年度末で完成年度を迎えた。そのため2019(令和元)年度以降の教育課程の改善に向けた資料を得る取り組みを進めた。具体的には、カリキュラム委員会において、各科目の実施に伴う諸課題の把握と改善方策の検討、科目の学年配置と履修順序の妥当性、環境の変化に伴って新たに追加すべき教育内容の検討等を課題として進めてきた。

カリキュラムの改善・向上に向けた取り組みとして、2020(令和2)年度入学生に対しては、学生生活を通じて希望する進路や取得したい教諭免許状等に変更が生じた場合に対応するため、転コースの申請ができるようにした。その結果、7名の申請者のうち全員が承認され、2年次よりコースを転籍した(資料4-49)。2021(令和3)年度入学生より、1年次からのコース制が廃止され、1年次の学生生活と照らして、2年次に小学校教育コース及び保健体育教育コースのいずれか一方を、学生が選択できるようにした(資料1-10 p109)。また、特別支援学校教諭免許状の取得を希望する学生に対しては、特別支援教育コースで学びを深めることができるようにした。

授業の改善については、FD委員会を中心に授業評価を行い、各教員へのフィードバックを行っている（資料4-44）。学生の学習状況については、GPAのデータの集計結果を学年ごとに教員で共有し、全体的な傾向の把握と教育指導の改善に役立てるための機会を設けている。しかし、教育課程の制度的な定期点検・評価については行われていない。カリキュラム・レビューの点検方法の整備は、2022（令和4）年度以降の課題である。

スポーツ科学研究科では、2010（平成22）年度から授業評価を実施し、授業における教育成果の検証に役立っている。授業評価で得られた授業改善に対する意見については、集計結果が研究科委員会で公表され、大学院担当教員によって共有されて、教育内容や方法などの改善計画に役立っている（資料4-50）。2020（令和2）年度より調査項目を増やしより多くの情報を収集し、授業における教育成果の検証に役立っている。また、大学院担当教員の増減にあわせて開講科目の見直しを行っている。2013（平成25）年度には「スポーツマネジメント実践論特論」「スポーツスポンサーシップ論特論」の2科目を、カリキュラム充実の視点から追加するなど、カリキュラム内容の点検・評価に努めている。

#### 4.2. 長所・特色

学部、研究科ごとに学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を定め、それらに基づき教育課程を適切に編成し、各課程にふさわしい授業科目を開設し、効果的に教育を展開している。成績評価、単位認定、学位授与も適切に行っている。

各学部、研究科の長所・特色は以下である。

体育学部では、

- 1) 初年次における高大接続を円滑にすべく、入学前導入教育、初年次の基礎教育科目における少人数・習熟度別クラスの適用など、充実した基礎教育科目の授業を実施し、専門科目や就職活動のための基礎学力を支える仕組みが整っている。基礎学力の充実支援を目的として学習支援室を設け個別指導を行っているが、これらはキャリア支援にもつながり、高い就職率を支える取り組みにもなっている。
- 2) 教務補佐とTA（ティーチング・アシスタント）制度が導入され、効果的な教育を行うための措置として機能している。

教育学部では、

- 1) 多彩な専門分野を擁する本学部の教員組織を教職・教養、小学校、保健体育、特別支援というグループで構造化し、学部運営及び学生指導を行っているのが特徴といえる。小学校教育コース、保健体育教育コースの両コースとも複数の教員免許状の取得を可能としている。また、講義科目及び実習科目として「学校インターンシップ」を設け、早期からの学校教育の理解を促すカリキュラムとし、特別支援教育に関する科目を両コースの共通履修科目として設置し、特別の配慮が必要な児童生徒への教育指導の在り方やインクルーシブ教育等についての基礎的な理解を図っている。体育大学としての特色を生かし、小学校教育コースにおいても体育基礎科目を履修する仕組みを設けている。
- 2) 1・2学年において、クラスを単位とした「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を設け、クラス担任の指導のもと、授業での学習への理解や適応を促すだけでなく、キャリアや研究に関する情報提供、学生相互の交流を深めるための活動などを行っている。

スポーツ科学研究科では、

- 1) 社会人大学院生が仕事を持ちながら学位を取得できるような取り組みを継続して行っており、必修科目を選択必修とするなど、時間割に縛られないで受講できるような取り組みを行った。これに加えて、現在、本学で学びたい、研究したいと考えている全国、さらには世界中の社会人に対して本学大学院で学ぶことができるオンライン授業を中心としたカリキュラムを構築する作業を進めている（資料 4-9）。また、中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得している者で、大学院において教育職員免許法の定める単位を取得した者は、中学校・高等学校教諭専修免許状（保健体育）が取得できる（資料 1-11）。
- 2) 2018（平成 30）年より海外インターン制度をスタートさせている（資料 4-51）。これは、海外の大学において研究活動を実施する場合、インターンシップの単位が認められるもので、本学の提携校での実施の場合はさらに渡航費の補助金が受けられるものである。この制度によって、教育課程の実施方針に示されるスポーツ科学に関する正しい世界観を養うとともに、研究活動への動機づけにおいて活性化を目指している。

#### 4.3. 問題点

学位授与方針に明示された要件についての学習成果を適切に把握、評価するために、全学的な「学習成果の可視化」についての議論・対応を急がなければならない。

各学部、研究科それぞれの問題点は以下である。

体育学部では、

- 1) 科目数の多さ、時間割の重なりなどから、学生の科目選択の自由度が低い。
- 2) 学生の予習・復習の時間が短く、「自己学習能力の向上」に努めなければならない。
- 3) 授業評価に基づく授業改善・向上に向けた取り組み、学習成果の適切な把握など、教員個々に任されている状況が見られる。更なる情報交換、意識の共有が望まれる。

教育学部では、

- 1) 選択科目の少なさ、時間割の重なりなどから、学生の科目選択の自由度が低い。
- 2) 学生の予習・復習の時間が短く、自発的・主体的な学習に課題がある。
- 3) グループワークや模擬授業などを取り入れた、対面を前提とした形態の授業が多く開設されており、コロナ禍においてインターネットによる遠隔授業での代替を余儀なくされた場合に、その対応が難しい状態にある。

スポーツ科学研究科では、

- 1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各学位課程にふさわしい授業科目の開設はなされているが、体系的に教育課程を編成しているとは言えない。今後、修士・博士それぞれの課程におけるカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを作成し、運用することが課題である。
- 2) 博士後期課程においては、これまでに領域によって研究指導担当教員がいない状況が指摘されていた。2018（平成 30）年度に一部領域で課題が解決されたが、今後は他の分野における研究指導担当教員の配置を検討する必要がある。
- 3) 2010（平成 22）年度から授業評価を実施、授業における教育成果の検証に役立てている。授業評価で得られた授業改善に対する意見については、集計結果が研究科委員会で公

表され、大学院担当教員によって共有されて、教育内容や方法などの改善計画に役立てている。ただ受講生の数が少ないことから、詳細な質問項目が設定されておらず、授業全体についての検討を行っている程度である。

#### 4.4. 全体のまとめ

- 1) 学部、研究科において、それぞれ学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。
- 2) 学部それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、各学位課程にふさわしい授業科目を開設している。
- 3) 学部、研究科それぞれにおいて、学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置を講じ、成績評価、単位認定、学位授与を適切に行っている。
- 4) 学位授与方針に示した学習成果の把握、評価を適切に行っている。
- 5) 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか、については、各部局において把握し教授会への報告も必要に応じて行われていたが、大学として点検・評価を制度的に実施したのは2018（平成30）年度、スポーツ科学研究科では2021（令和3）年度であった。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか、については、改善に取り組んだ事例はあるものの、これらの取り組みは各部局内で完結し、大学の一元的な監理下において、その取り組み状況を適切に把握することはできていなかった。

以上の点が大学の課題として確認された。そこで2021（令和3）年度末に、内部質保証を推進する体制を構築した（第2章の図2-1）。2022（令和4）年度以降は、新設された内部質保証推進体制の監理下で、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを推進していく。

## 第5章 学生の受け入れ

## 5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

建学の精神と学是に基づき、本学の目的として「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を養成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与すること」を学則上で明示している（資料1-3）。そして、「大阪体育大学入学者選抜規程」の第2条に「入学者選抜は、建学の精神に賛同して入学を希望する者を、公正かつ妥当な方法で評価し、適格者に入学の許可を与えることを、基本原則とする」と明記されている（資料5-1）。

体育学部、教育学部、大学院スポーツ科学研究科の人材養成の目的は、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」（資料1-5）にそれぞれ明記されている。体育学部は第3条に「体育、スポーツに関する科学的な理論を理解し、実技能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材の養成を目的とする」、教育学部は第6条に「幅広い教養と教育に関する専門的な知識及び技能に基づき、未来を担う児童生徒の豊かな人間性、確かな学力、健やかな身体をはぐくみ、変化の激しい時代を生き抜く力を身に付けさせることができる教員の養成を目的とする」、大学院スポーツ科学研究科は第9条に「高度なスポーツ科学の知識と実践的な指導を行える専門家と、高度な専門知識に裏打ちされた斬新な研究を行う研究者の育成を目的とする」と定めている。

これら人材養成の目的を受けて、体育学部、教育学部、大学院スポーツ科学研究科（博士前期課程・後期課程）それぞれの「入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」が、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料1-6）と各募集要項（資料5-2、5-3）に明記されている。ホームページ上でも公表し（資料5-4 【ウェブ】、5-5 【ウェブ】）、オープンキャンパス、学内外で実施している保護者説明会や入試相談会においても説明をしている。

各学部や研究科に入学するために修得しておくべき知識や能力、その基準等については、本学が実施する各種入試制度において定め、「学生募集要項」（資料5-2、5-3）等に明示している。また、障がいのある学生の受け入れについては、「障がいのある者に対する受験時の配慮及び修学時のサポートに関する申し合わせ事項」（資料5-6）でサポート実施までの流れやサポートを受ける手続等を定め、「学生募集要項」で必要なサポートについて受験時の個別相談を求めている。

以上の学生の受け入れ方針にかかわる事項は、学部と研究科に設置された入試委員会及び入試実施部会が検討・確認・検証し、学部教授会と研究科委員会で審議している。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

学生の募集は、本学における学習、課外活動、学生生活、就職状況等を広く受験生に伝えるため、大学案内、学生募集要項、進学相談会、オープンキャンパス、大学見学会、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）など様々な媒体を通して情報提供を行っている。さらに、教員による教育実習校訪問や高校スポーツ競技大会訪問において大学案内と入試ガイドを用いた説明等を行っている。また、本学クラブ活動見学や練習参加も本学を理解する機会となっている。

体育学部と教育学部の入学者選抜に関しては、本学の建学の精神、基本方針、各学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて学生を受け入れるため、総合型選抜、学校推薦型選抜、スポーツ特別総合型選抜、DASHアスリート特別総合型選抜、外国人選抜、一般選抜に加え、2022（令和4）年度入試からは、大学入学共通テスト利用選抜も導入するなど、より多様な入学者選抜制度を設けるとともに、公正かつ適切な選抜を行っている。また、スポーツ科学研究科においては、入学者受け入れの方針に基づいて学生を受け入れるため、学内選抜、一般選抜、スポーツ選抜、社会人選抜、外国人選抜により公正かつ適切な選抜を行っている。

体育学部・教育学部、そしてスポーツ科学研究科への入学時及び在学時の費用と経済的支援に関する情報は、それぞれの学生募集要項とホームページ上に開示している（資料5-2、5-3、5-7 【ウェブ】）。

体育学部と教育学部の入試に関する委員会として、入試に関する重要事項を審議する入試委員会が設置されているとともに、入学試験ごとに入試実施部会を設置して、当該年度の入試実施に関する事項を審議している（資料5-8、5-9）。入試問題の作成は、入試実施部会において入学試験ごとに入試問題作成委員会が組織され、それぞれの入試における学科試験の内容、実技・面接試験の採点方法、特別な配慮が必要な受験生などについて、あらかじめ確認をしている。

スポーツ科学研究科においても入試委員会が設置（資料5-10）されており、入試制度や入試実施等、入試に関する重要事項を審議している。入試問題の作成・検討については、入試問題出題委員会において、各選抜における試験問題を確認している。

新型コロナウイルス感染症対策として、体育学部、教育学部、そして大学院スポーツ科学

研究科の入試において、文部科学省の指針に基づき「入学試験実施におけるガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策）」を定めて公表し、受験生と大学関係者の安全・安心の確保した実施に努めるとともに、特別措置（振替試験・追加試験）の対策を講じた（資料5-11 【ウェブ】）。

入学者選抜方法の公正・公平、適切性の確保は、以下のように行っている。

- 1) 試験科目は、学生募集要項で示し、入試ガイド（資料4-15）やホームページ等で公表している。
- 2) 合格者の判定は、入試委員会で判定資料に基づいて厳密に審議し、教授会に報告される。判定資料は氏名を除いた形で作成され、各試験科目の総合点により上位から順に合格を出しており、判定の公平性は確保されている。
- 3) 体育学部と教育学部の体力テスト（学校推薦型選抜）と体力プロフィールテスト（一般選抜）では、受験生の種目選択の判断資料とするため、あらかじめ種目ごとの得点基準を入試ガイド、ホームページ等に公表し、また、テスト時に測定結果を受験生に知らせることで公平性、透明性を確保している。
- 4) 面接試験、論文試験の採点は複数教員で行うとともに、あらかじめ統一した判定基準を確認し、文章として明示することで、試験官によって得点に差異が出ないように努めている。
- 5) 入試問題は、入学試験終了後、問題・解答集を発行し、学外への公表を行っている（資料5-12）。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

体育学部と教育学部では、教員数や施設の状態に鑑み、教育の質を十分に保障できる定員を設定している。そして、各入試方法での目標定員及び入学手続き率を勘案し、適切な合格者を算出している。2017（平成29）年度から2021（令和3）年度の過去5年間平均の入学者定員に対する入学者数比率は、体育学部が1.08倍、教育学部が1.18倍となり（大学基礎データ 表2）、入学者数が定員に比して多くなったが、入学後に各科目のクラス数を増加するなど適切な対応をした。

スポーツ科学研究科においても、教員数や施設の状態に鑑み、教育の質を十分に保障できる定員を設定している。そして、収容定員数に対して適切な入学者数と在学者数を受け入れ、管理している。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価



|                         |
|-------------------------|
| 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上 |
|-------------------------|

体育学部と教育学部では、2017（平成29）年1月に学生募集戦略会議が本格始動し、2020（令和2）年度入試以降の学部入試制度が検討された。そのプロセスにおいて、同会議において学生募集及び入学者選抜実施における公正さと適正さについて検討され、大学評議会にて各学部の選抜制度の確認を行っている。また、各学部において学部長を委員長とし、入試実施部会、関連部署からの委員で構成する入試委員会を設置した。そして、個々の入試実施においては、各入試実施部会で入試実施後に各入試制度の志願者数と受験者数（実数）、歩留まり等について、毎回検証を行っている。各学部の教授会、研究科委員会においても定期的な検証、議論がなされている。

大学院スポーツ科学研究科では、学生の受け入れの適切性については、入試委員会で定期的な検証、議論がなされている。その結果、2020（令和2）年度から、英語によるプレゼンテーション型入学試験の導入、論述試験の採点基準の見直し、外国人選抜制度の見直し、口述試験評価基準の見直しを順次行ってきた。

各部局における検討・確認事項は、必要に応じて大学評議会で審議又は報告した。ただし、点検・評価を大学として制度的に実施したのは2018（平成30）年の1度である。なお、研究科では自己点検評価年次報告書を2021（令和3）年度に作成した。

一方、各部局での取り組みは部局内で完結し、大学の一元的な監理下において、その取り組みを適切に把握することはできていなかった。そこで、2022（令和3）年度以降は、新設された内部質保証推進体制の監理下で、学生の受け入れ及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを推進していく。

## 5.2. 長所・特色

各学部とスポーツ科学研究科それぞれの入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた入試制度で、学生募集と入学者選抜を行ってきており、入学後の教育に繋がっている。

学部の入試は、学生募集戦略会議において大学全体としての学生募集の在り方と選抜方法について議論され、2020（令和2）年度入試から新しい入試制度をスタートさせた。入学希望者の大学選択の機会を提供するために学校推薦型選抜の中に他大学と併願可能な入試「型」を設定した。また、多様な特色のある入学生の受け入れを目指し、学校推薦型選抜と一般選抜において両学部間、体育学部学科間の併願が可能となるように、両学部共通の入試「型」を複数設定した。さらに、一般選抜ではA日程とB日程を設定して受験の機会を増やした。

加えて、体育学部では、総合型選抜において「スポーツ科学研究型」を設置し、スポーツ科学研究に高い関心を持ち、入学後に研究活動に取り組む意欲のある入学生の受け入れを始めた。また、学校推薦型選抜では将来競技スポーツ分野での活躍を目指す入学生を受け入れるため専願制の競技実績評価型を設定した。

教育学部では、2021（令和3）年度入試から、従来の小学校教育コースと保健体育教育コースそれぞれの募集定員の設定を学部としての募集定員に集約し、入学後にコース選択を

行うように入試制度を見直した。同時に特別支援教育コースを設定し、従来の2つのコースに加えて3つのコース設定を提示して、学生の複数教員免許取得の選択を、大学に入学してから1年かけて検討し選択できるように配慮した。これにより入学後の学生の進路選択のニーズに対応しやすくなることで、本学の教育学部の受験を迷っている受験生を受け入れ易くした。

大学院スポーツ科学研究科は、2021（令和3）年度から博士前期課程に高度専門職業人の養成を目的とする「スポーツ科学実践プログラム」を保健・体育科教育学分野とスポーツマネジメント分野に設置して入学生の受け入れを始め、スポーツ科学の研究者養成と共に体育・スポーツの現場を支える高度職業人の養成を強化した。また、2022（令和4）年度から昼夜開講制を導入し、夜間開講科目をオンライン（同時双方向形式）で行い、特に社会人の学位取得の機会を広げたことで、それぞれのフィールドで活躍を目指す人材のニーズと、その人材を求める組織のニーズに応える体制整備と入試を展開している。

### 5.3. 問題点

体育学部と教育学部では、新しい入試制度で入学した学生の調査・分析を通して、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーの視点から、入試制度の再度の確認・検証を継続して進める必要がある。入試制度改革によって志願者総数は大きく増えたが、志願者実数は志願者総数に比例した増加には至っていない。背景には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があるが、学部内の教育組織の改組がない状況での入試制度改革の限界でもあると思われる。学部・学科の改組を十分に検討した上で、その組織のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーに沿った入試制度改革を推進することが不可欠である。

スポーツ科学研究科では学内選抜を始めたが全体的に志願者数が伸び悩んでいる。また、新設した「スポーツ科学実践プログラム」への入学者も初年度（2021（令和3）年度）は1人とどまっている。引き続き、学生募集を強化するとともにスポーツ科学実践プログラムと昼夜開講制を連動させた取り組みも併せて検討することが望まれる。

### 5.4. 全体のまとめ

学生の受け入れ方針に基づいた入学者選抜を公正に実施している。各部局において在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しており、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。各部局での取り組みは、必要に応じて大学評議会と各教授会に報告しているが、大学の一元的な監理下における制度的な改善・向上の取り組みの構築へ向けて、更なる改革と充実が求められる。

## 第6章 教員・教員組織

### 6.1. 現状説明

- 6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

### 教員像や教員組織の編成方針の明示

大学全体としての教員像及び教員組織の編制に関する方針がこれまで示されていなかったが、2022（令和4）年2月の大学評議会に「大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」（資料2-10）が提案され、承認された（資料6-1）。なお、スポーツ科学研究科においては「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科教員組織の編成方針」（資料6-2）を2016（平成28）年に明示している。

### 教員像や教員組織の編成方針の内容

以下は、「大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」（資料2-10）に関する説明である。（1）、（2）などの番号は方針の番号を示す。

#### ■求める教員像

（1）大阪体育大学の教育の目的は、「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与することを目的とする。」と示されている（資料1-3 第1条）。学部・研究科の教育の目的は「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」（資料1-5）及び「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料1-6）に定められている。

大学院の教育の目的は、「体育・スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識・技能をもった専門家を養成するとともに、自立・率先して教育研究活動を推進することの出来る、創造性豊かな人材を育成することにより、体育・スポーツ科学の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」と定められている（資料1-4 第1条）。

これらの理念・目的を十分理解した上で、教育・研究活動を積極的に取り組む者であること。

（2）大学における教育を担当するにふさわしい教育・研究上の能力を備えていることを明示し、かつその能力を向上させる努力を行う者であること。

（3）研究成果を単に論文として発表するだけでなく、できるだけ広く社会に還元し、研究者としての社会的責務を果たすことができる者であること。

（4）教育・研究・大学運営等の活動において円滑で組織的な運営の一翼を担い、協働・共創することのできる社会性、コミュニケーション力を備えており、かつ学生とも積極的にコ

コミュニケーションをとれる者であること。

#### ■教員組織の編成方針

(1) 大学設置基準等の関連法令に基づくのは当然のことであるが、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなどの各種方針を実現するために、教育研究上の専門領域等のバランスを考慮し、必要な教員を配置する。

(2) 学部及び研究科ともに、様々な委員会等を設け、教員が役割を分担して教育課程や学校運営を行っていく。

(3) 年齢、性別構成、国際性に配慮して教員組織を考える。研究科の教員組織については「(前略)適切な年齢・職位バランスを考慮し、(中略)教育・研究特性上可能な限り、女性教員や外国人教員の活用などの多様性にも配慮する」(資料6-2)と明示されている。

(4) 人事に関する諸規定を整備し、それに基づいて人事を行う。

(5) 全学FD委員会(資料4-43)、学部FD委員会(資料4-45)、研究科研究教育委員会(資料6-3)においてFD活動を実施し、教員の資質向上を恒常的に図る。

#### 点検・評価

「大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」(資料2-10)は作成されたばかりなので、今後、点検・評価を行っていくことになる。

「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科教員組織の編成方針」(資料6-2)に関しては、「求める教員像」で示された5つの能力・資質、すなわち①教育力、②高度な専門性と研究力、③社会貢献、④社会性とコミュニケーション力、⑤公共的使命感と人間性、の全てが極めて大切なものであり、明示された内容は優れている。また、「教員組織の編成」に関しては、3つの方針、すなわち①教員組織、②教員人事、③教員の資質向上のいずれにおいてもその内容は教育、研究、大学運営を行う上で重要であり、優れている。この方針は大学規程集に掲載され、大学内で共有されている。

#### 適切性の評価

上記の点検・評価結果から、「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科教員組織の編成方針」(資料6-2)は求める教員像が的確に示されており、教員の分野構成(教育課程に相応しい教員からなる組織を編成する)、各教員の役割、連携のあり方(円滑で組織的な大学運営の一翼を担い、協働・共創することのできる社会性、コミュニケーション力及びリーダーシップ)も示されており、体系的・効果的な教育や、理念・目的に沿って教育研究等の諸活動を行っていくという観点も明示されていることから、この方針は適切であると言える。

#### 6.1.2. 教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編成のための措置

・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

本学の専任教員数は2021（令和3）年12月現在、教授47名（体育学部33名、教育学部13名、学生相談室1名）、准教授20名（体育学部17名、教育学部3名）、講師19名（体育学部14名、教育学部4名、社会貢献センター1名）、助教（体育学部）2名の合計88名（体育学部66名、教育学部20名）であり、文部科学省令大学設置基準上必要な教員数を満たしている。体育学部においては2011（平成23）年に、教員1人当たりの目標学生数を32.0人と設定した（資料1-11 p54）が、2017（平成29）年度より定員数を480人から520人に増員したこともあり、現在は33.2人である。これは、退職予定教員の前倒し人事での採用1名と教員公募の不調や予期せぬ退職のために欠員2名の差し引き1名少ない中での学生数であり、本来の教員数であれば目標学生数にあった人数となっている。教育学部は人事基本計画プロジェクトにおいて、2019（令和元）年度以降の教員数は20名と決定されており（資料6-4）、教員1人当たり学生数は25.0人となる。両学部とも教育研究の目的の達成に相応しい教員数が確保されている。

スポーツ科学研究科の専攻はスポーツ科学専攻1つであり、入学定員は博士後期課程6名、博士前期課程24名としており、教員数は、2021（令和3）年現在、博士後期課程研究指導担当教員が8名（博士前期課程と兼務）、博士後期課程講義担当教員が4名（博士前期課程と兼務）、博士前期課程担当教員が22名（合計34名）となっている。「大学院設置基準」第9条に基づく研究指導教員数は4名、研究指導補助教員数と合わせて8名以上であることから、教員数に関する基準を満たしていることはもとより、入学定員に対する研究指導担当教員比率は、博士後期課程が6/8、博士前期課程が24/34であることから、教育特性に見合った対学生数比を伴う人数を有していると言える。また、博士後期研究指導担当教員にはそれぞれ助手が1名配置され、教育や研究指導の補助を行っている（資料6-5）。

適切な教員組織編制のための措置は学部・研究科ごとに講じられている。体育学部、教育学部には教授会、カリキュラム委員会、教務委員会、人事委員会、人事審査会議が、スポーツ科学研究科には研究科委員会、研究教育委員会、人事委員会が設置され（資料3-1）、授業科目と担当教員の適合性等が判断されている。その判断材料として、「教育研究業績」（資料6-6 【ウェブ】）の追記を毎年行っている。

体育学部では教育組織と研究組織が異なる。教育組織の編制方針については、2012（平成24）年の人事審査会議で、次の方針が決定され、教授会で報告されている（資料6-7）。

- ① 教員定員は65名とする（他学部閉鎖に伴う教員を受け入れたので、実質66名）。
- ② コース教育を基盤とした人事配置モデルが必要である。
- ③ 各コース学生10人に1人の教員の確保を原則とする。

④ 教養科目担当者9名、教職科目担当者2名を目安とする。

現在も、この原則で人事が進められている。①については経営的視点を考慮にいたした法人との協議によって決定している。②については2学科で6コースがあり、学生は3年次からいずれかのコースに所属する。教養科目と教職科目を担当する教員以外の教員は全員いずれかのコースに所属する。コースの学生定員に概ね比例した数の教員がコースに配置されている。その教員数の目安が③である。④については、リカレント教育や教養教育を重視していること、体育教師を目指す学生が一定数いることから人数を定めている。

研究組織は、一般教育系、史哲・行動系、コーチング系、生理・機能系の4つの系から成り、研究組織における所属教員の一覧（編制方針）が毎年、4月の教授会で確認されている（資料3-2）。体育学、スポーツ科学、健康科学には多くの研究手法があり、教育組織で研究組織を構成するのは難しいため、研究組織は教育組織とは異なる構成となっている。

教育学部における教員組織の編制方針は、教員の養成を目的としていることから、教員免許に関する法令及び基準によることを基本としている。教育課程が小学校教育コース、保健体育教育コース及び特別支援教育に関する課程によって編制されていることを受け、専任教員を、教職・教養教育グループ、小学校教育グループ、保健体育教育グループ、特別支援教育グループの4つのグループに編制・配置している（資料3-1）。

研究科における研究教育体制は、文化・社会科学領域、身体運動・コーチ科学領域、健康・医科学領域の3つの専門領域を基盤としており、それに基づいて、さらに教員の専門を5領域（スポーツ文化、競技スポーツ、健康スポーツ、学校体育、レジャー・レクリエーション）と11学問分野（保健・体育科教育学、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、アダプテッド・スポーツ、バイオメカニクス、教授学（指導方法学）、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学）の組み合わせにより、スポーツ科学の研究・教育に対する多様なニーズに応えられるように編成している。大学院担当教員は55の専門分類（5領域×11学問分野）の1つ以上に所属し、受験生が指導教員を選択しやすいように配慮している（資料1-8、4-19 【ウェブ】）。

本学では、大学全体、学部及びスポーツ科学研究科において、大学評議会、教授会、研究科委員会及び全学・学部・スポーツ科学研究科の入学、教務、学生の学修・生活、就職、管理運営に関わる教員組織が設置され、教育及び管理運営に関わる体制が整備されている。教授会及び研究科委員会の下に基本問題検討会議、自己点検・評価委員会、人事委員会、予算委員会及び教育研究に関わる各種委員会が設置され（資料3-1 大学組織図）、教授会及び研究科委員会と各委員会との連携や教員間の連絡調整が図られている。また、両学部・スポーツ科学研究科にまたがる諸課題については、大学評議会で審議・決定する仕組みをとっている（資料3-15）。

体育学部の教員の年齢構成は、60歳以上が12名（18.2%）、50～59歳が16名（24.2%）、40～49歳が22名（33.3%）、30～39歳が13名（19.7%）、20歳台が3名（4.5%）であり（大学基礎データ 表5）、バランスがとれている。女性教員は13名で、全教員に占める割合は20%となり、今後、女性教員比率を高めるための更なる改善が求められる（資料6-6 【ウェブ】）。また、外国籍を有する教員は1名であり（資料6-6 【ウェブ】）、国際性に配慮した教員構成になっているとは言い難い。教員の授業担当負担を考慮したゼミの標準学

生数は10人であるが、教員構成計画（資料6-8）から考えると、コースに所属する専門教員1人当たりの学生数（ゼミの学生数）は、3年次で見ると、スポーツ教育学科と健康・スポーツマネジメント学科のそれぞれにおいて2019（令和元）年度10.4人、11.4人、2020（令和2）年度10.0人、9.9人、2021（令和3）年度9.3人、10.9人と、いずれも適正な人数となっている（表）。しかしながら、これは学科全体としての平均数であり、さらに細分化したコースやコース所属教員ごとの人数には差があるので、これについては今後の課題である。研究組織は、学科や教育組織に関わらない4つの系から成り、各系の教員数は一般教育系が8名、史哲・行動系が21名、コーチング系が16名、生理・機能系が20名である（資料3-2）。教育組織にとらわれない自由度の高い研究環境を整えている。

表. 体育学部の専門教員1人当たり学生数（ゼミの学生数）

|                         |       | (人) |      |      |      |
|-------------------------|-------|-----|------|------|------|
|                         |       | 年度  | 2019 | 2020 | 2021 |
| スポーツ教育<br>学科            | 専門教員数 |     | 32   | 34   | 35   |
|                         | 学生数   |     | 332  | 341  | 326  |
|                         | ゼミ学生数 |     | 10.4 | 10.0 | 9.3  |
| 健康・スポー<br>ツマネジメン<br>ト学科 | 専門教員数 |     | 21   | 21   | 21   |
|                         | 学生数   |     | 239  | 207  | 228  |
|                         | ゼミ学生数 |     | 11.4 | 9.9  | 10.9 |

教育学部においては、2015（平成27）年度の学部設置において、設置基準及び教職課程の認定基準に適合すると同時に、より専門的な教育研究を進めることができるよう教授を多く採用したため、年齢構成は60歳台以上の比率が高くなっていたが、完成年度である2018（平成30）年度以降、カリキュラムの改善も合わせて教員編制の検討と見直しを行った結果、現在は3割である（大学基礎データ表5）。教員の男・女の人数比は16名・4名となっており女性が2割と依然低い割合に留まっている。専門演習の担当学生数は、3学年の専門演習Ⅰと4学年の専門演習Ⅱともに10人程度を原則として配当している。また、教科教育法及び指導法、教育実習等の科目の担当については、実務経験を有する教員を配置している。前述した4つの教育グループの設置とともに行き届いた教育が推進できるように工夫するなど、学位課程の目的に即した教員配置を行っている。

スポーツ科学研究科に所属する教員の年齢分布は、60～69歳が6名（17.65%）、50～59歳が9名（26.5%）、40～49歳が13名（38.2%）、30～39歳が6名（17.65%）であり、年齢構成に大きな偏りはない（大学基礎データ表5）。

学部において専任教員が担当する科目数の全科目数に対する割合は、教養科目を除く教育区分科目（専門基礎科目、発展科目など）において概ね80%以上であり（大学基礎データ表4）、安定した教育体制であると言える。一方教養科目においては基礎教育に力を入れていることもあり、概ね50%である。

### 6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する

|                        |
|------------------------|
| <p>基準及び手続の設定と規程の整備</p> |
|------------------------|

|                                     |
|-------------------------------------|
| <p>評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施</p> |
|-------------------------------------|

教育学部が完成年度を迎えた2018（平成30）年度前後においては、カリキュラムの実施に必要な教員の確保に関して、全学的な観点から計画するために人事基本計画プロジェクトが置かれ検討がなされた。特に学部間の調整が必要な人事については、このプロジェクトで審議し計画が策定された（2020（令和2）年度まで）。

両学部において、教員の募集、採用については、原則として公募により実施している。公募の手続きについては、「大阪体育大学教育職員の公募に関する申し合わせ事項」（資料6-9）に基づいて進められ、選考は「大阪体育大学教育職員選考規程」（資料6-10）に則り、学長の定める基本計画に基づいて実施される。大学院スポーツ科学研究科では、大学院専任の教員は採用せず、学部教員との兼担で教育・研究の業務を行っている。

昇任に関しては、「教育職員選考に関する申し合わせ事項」（資料6-11）、「教育職員選考における経験年数及び業績についての運用基準」（資料6-12）に基づいて、それぞれの職階に求められる経験年数及び業績を厳正に評価して行われている。

体育学部・教育学部とも、教員の退職及び転出による補充、あるいは教育課程の拡充による増員等によって教員の採用が必要になると、以下のような手続きで行われる。

教員募集は学部長（人事委員長）が学長と相談の上発案し、学長はその採用人事を大学評議会に諮問する。学長は大学評議会の答申を尊重して、学部人事委員会に提案する。これを受けて、学部人事委員会（学部長ほか選挙で選出された委員で構成）が規程等（資料6-9、6-10、6-11）に沿って募集原案を協議・作成する。これらの規程には職位ごとの選考基準、教育経験年数、業績資料の設定と手続きが明記されている。募集原案を教授会で審議・承認の後、公募を原則として教員募集が進められる。

採用候補者の選考は、人事審査会議が定めた5名によって構成される「人事選考委員会」（資料6-13）により進められる。体育学部については人事選考委員5名のうち2名を非当該学科から選出する（資料6-13）ことによって、採用人事における学部全体のバランスを保持している。応募者の選考作業は、1次選考（書類審査）において、採用条件についての応募者の適否を慎重に審査して、複数の採用候補者を選ぶ。2次選考では、これらの候補者について、面接と模擬授業やプレゼンテーションを課す。審査結果は人事審査会議に報告され、構成員の投票により採否が決定される。教員の募集・採用については、5年間の任用期間を定めることができるが（資料6-14）、その場合、採用された教員は採用3年目から任期のつかない専任教員への移行審査を受けることができる（資料6-15）。

専任教員の昇任に関わる審査は次の手順で行われる。

- ① 当該教員の申告を原則とする。
- ② 体育学部、教育学部ともに学部長が人事委員会に具申する。
- ③ 人事委員会が「大阪体育大学教育職員選考規程」（資料6-10）及び「教育職員選考に関する申し合わせ事項」（資料6-11）に定める資格要件を満たしていることを認めれば、人事審査会議に提案する。
- ④ 人事審査会議が「人事選考委員会規程」（資料6-13）に則り定めた「人事選考委員会」により審査が進められる。



- ⑤ 人事選考委員会の審査結果は人事審査会議に報告され、構成員の投票により認否が決定される。

なお、2021(令和3)年1月に「実務家教員選考に関する申し合わせ事項」(資料6-16)を定め、主に教職課程認定科目について知識と実務の経験を有する教員の採用と昇任において、教育行政や学校現場の経験年数等を考慮した適切な人事審査を行っている。

以上のように、本学における教員の募集、採用、昇任については、定められた基準と手続きに基づいて、適正かつ厳正に実施されている。

教育学部については、2015(平成27)～2018(平成30)年度の期間における専任教員の採用や昇任、担当科目の変更は、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査(AC教員審査)が必要であった。2015(平成27)～2017(平成29)年度の期間に3名の教員が講師から准教授への昇任に係る審査を受け、いずれも准教授に昇任した。2018(平成30)年度以降は、退職した教員の補充に当たり年齢構成にも配慮して、30歳台2名、40歳台3名、50歳台2名、60歳台3名と、各年代をバランス良く新規採用した。特に、教育学部では、英語を苦手とする学生が多いことやグローバル化に対応するためと、教職課程認定基準等の改正に伴って小学校の教科に関する専門的事項に「外国語」が追加されたことから、その科目を担当する英語科教育の専任教員を1名採用した。また、これまで非常勤講師で対応していた理科教育を担当する専任教員を1名採用し、理科教育の充実をはかった。さらに、これまでに体育学部から複数の教員による兼担で担当していた保健体育科教育法Ⅰ～Ⅳを担当できる専任教員を1名採用し、保健体育教員養成課程における教育実習指導や教職実践演習にも十分に対応できる体制を整えた。

スポーツ科学研究科担当教員の採用は、学部の教員採用時に、修士の学位を有する者などの公募条件を付記するなど、学部と連携して募集、採用を行っている。博士後期課程研究指導担当者、博士後期課程講義担当者、博士前期課程担当者のそれぞれについては、規程に基づいた審査基準に則って審査され、人事委員会にて適任と認められた者が研究指導を担当している(資料6-17、6-18、6-19)。

#### 6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施  
 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学ではファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を実施するために大阪体育大学全学FD委員会を設置している(資料4-43)。この委員会では、FD(教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み)の全体的な方針に関する事項や、全学的なFDの推進に関する事項、スポーツ科学研究科、体育学部、教育学部のFDの進捗に関する事項、SD(事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取り組み)との連携に関する事項等について審議する。この規程を受け、学生による授業アンケート及びその結果の活用を内容とする大阪体育大学授業評価規程(資料4-44)を定めている。さらに、教員の研修については、大阪体育大学教

育研修規程（資料 4-48）を定め、各学部のFD委員会及び研究科の研究教育委員会が教育研修を行うこととしている。

以下、体育学部を例に説明する。体育学部にFD委員会（資料 4-45）及びFD委員会授業評価実施部会（資料 6-20）、FD委員会教育研修実施部会（資料 6-21）を設置し、授業評価（資料 6-22）及び研修を計画的・組織的に実施している。授業評価アンケートは年2回実施され、その結果は担当教員及び該当科目受講学生にフィードバックされる。授業評価アンケートの結果が一定の基準に満たない場合、授業改善報告書を提出することになっている（資料 6-23）。FD講習会も年1回以上実施されている（資料 6-24）。2020（令和2）年度については、全学FD委員会による「FD研修会：授業目的公衆送信補償金制度のオンライン学習会（資料 6-25）」、教育学部FD委員会による「教育学部FD研修会：2020年度の授業づくりのヒントを探る（資料 6-26）」、体育学部FD委員会による「教員研修会（資料 6-27）」、などが実施された。

研究にかかる資質向上については、体育学部・教育学部に「在外研究員規程（資料 6-28）」「海外研究出張規程（資料 6-29）」「海外スポーツ出張規程（資料 6-30）」「内地留学内規（資料 6-31）」「国内研修内規（資料 6-32）」を定め、研究・研修を通じて資質向上を図る機会を設けている。なお、公正な研究活動を推進するために「大阪体育大学における公正な研究活動の推進に関する規程」（資料 6-33）を定め、研究者の責務を定めるとともに、統括管理責任者の下、研究倫理教育の推進や公正な研究を確保するための体制を設けている。2020（令和2）年度には研究倫理教育推進部会による「令和2年度研究倫理教育（資料 6-34）」が実施された。

社会活動については、2018（平成30）年度まで全学及び学部の国際・地域交流委員会が中心となって実施してきたが、2019（令和元）年度からスポーツ局が加わり、海外の大学との交流、自治体や公的団体との連携、地域のスポーツ振興や健康増進その他に関する多彩な活動が展開され、大学の社会貢献に資するとともに教員の資質向上に寄与している。

2021（令和3）年度からは国際交流については新設した国際交流センターで、地域交流は社会貢献センターで一元的に取り扱うことになり、両センターが教員の資質向上に貢献することになった。

2020（令和2）年度には新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、遠隔授業のための教員研修等を行った。全学的には情報処理センター長がオンラインで7回にわたりオンライン授業のやりかた、各種ツールの使用方法の説明を行った（資料 6-35）。また、大学ポータルサイトの教員向けページに遠隔授業に関する案内を掲載している（資料 6-36）。教育学部においては、教員の遠隔授業への取組の共通理解とICT機器の操作スキルアップを図る目的で、2020（令和2）年の3月末から5月にかけて、教育学部の全教員を対象に15回のオンラインミーティングを開催した。加えて、ICT機器の操作を苦手とする教員を対象に、前後期通して週1回、約30回のオンラインミーティングを開催しサポートを行った（資料 6-37）。2021（令和3）年度の4月も教育学部の全教員を対象に5回のオンラインミーティングを開催し、本年度から着任した3名の教員には別に3回の研修を行った。以上の遠隔授業に関する説明会、ミーティング、ポータルサイトへの掲示は、全教員が遠隔授業を円滑に行う上で多大な貢献となった。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価は、昇任審査に際して実施されており、こ

のうち研究活動と社会活動については評価基準が示されている（資料 6-38、6-39）が、教育活動については評価基準が作成されていない。また、昇任審査以外の時期における定期的な評価は実施していない。

2017（平成 29）年度～2020（令和 2）年度に総合評価制度検討委員会を設置して教育活動、研究活動、社会活動に対する評価の在り方について検討したが、規程等の決定には至らなかった。

スポーツ科学研究科では、2010（平成 22）年度から実施している授業評価について 2020（令和 2）年度には調査項目を増やすことで、より多くの情報を収集し、授業における教育成果の検証に役立てている。授業評価で得られた授業改善に対する意見や調査結果をグラフ化し、集計結果を研究科委員会で公表することによって大学院担当教員が共有し、教育内容や指導方法などの改善・向上に役立てている（資料 4-27）。特に 2020（令和 2）年度の授業評価については、大学院自己点検評価委員会において分析された結果が研究科委員会で報告され（資料 4-50）、教員の資質向上・教員組織の改善にとどまらず、スポーツ科学研究科全体の資質向上のため、内部質保証・アセスメント等についての具体的検討にも取り組み始めた。

6. 1. 5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### 定期的な点検・評価

「自己点検・評価報告書 2018」（資料 1-14）を作成した際に、大学院、両学部における教員組織の適切性について点検・評価を行っている（資料 1-14 p43～51）。点検・評価を行ったのは自己点検・評価委員会（資料 2-21）である。具体的には学部長と研究科長が学部と研究科における教員組織について、現状報告、長所・特色、問題点について執筆し（資料 1-14 p90）、全学的観点から体育学部長がまとめ、副学長が点検した後に、自己点検・評価委員会全員で確認した。評価の観点と視点は 2018（平成 30）年に大学基準協会が示していたものを用いたが、今回の観点及び視点とほぼ同じである。2018（平成 30）年には本学に全学内部質保証推進組織は存在していなかったが、自己点検・評価委員会及び学長室がその役割の一部を果たしていた。前回の認証評価以降、自己点検・評価年次報告書を作成したのは 2018（平成 30）年だけであるが、2015（平成 27）年に策定した「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）」（第 4 次中期計画）（資料 6-40）から中期計画の各項目を担当する部署と実施スケジュールを示すことになり、教育力、研究力、人事力などについて毎年、担当部署が自己点検・評価委員会に対して進捗報告を行っている。しかし、この報告書を組織的に点検して、改善・向上を図る体制を構築していなかったため、PDCA サイクルについては各担当部署の裁量に委ねていた。

研究科長、学部長、学科長、各種委員会構成員の任期は 2 年であるが、退職や採用による教員の交代があるため、毎年春頃に大学評議会では大学人事・役員体制一覧（資料 6-41）

と全学委員会構成員一覧（資料 6-42）を、研究科委員会では大学院担当教員一覧（資料 6-43）と大学院各種委員会委員一覧（資料 6-44）を、学部の教授会では教育組織及び研究組織の所属教員一覧（資料 3-2）と学部委員会の構成員一覧（資料 6-45）が配布され、確認されている。

スポーツ科学研究科では、保健・体育科教育学、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、教授学（指導方法学）、アダプテッド・スポーツ分野における博士後期課程研究指導担当教員が不在であることから、学部人事と連携してこの問題の解決を図る必要がある。現存の博士前期課程担当者から博士後期課程研究指導担当教員を採用出来るよう、研究活動を一層、活性化させる必要が有る。

体育学部では、長期的な視野に立った人事問題については、学科長から教授会に提案があり、人事委員会やカリキュラム委員会で検討し、対応している。教育学部では、教職課程委員会は全学委員会の部会組織の位置づけであったが、教育学部における教職支援体制の独自性を踏まえ、学部の組織として位置づけを明確にした。

### 改善・向上に向けた取り組み

部局内で課題を把握し、必要に応じて改善に取り組んだ例として、教育学部において教職課程委員会が全学委員会の部会組織の位置づけであったものを、教育学部における教職支援体制の独自性を踏まえて、学部の組織として位置づけを明確にしたことがあげられる。ただし、これらの取り組みは教育学部内で完結し、大学の一元的な監理下において、その取り組み状況を適切に把握することはできていなかった

以上の点が大学の課題として確認された。そこで 2021（令和 3）年度末に、内部質保証を推進する体制を構築した。2022（令和 4）年度以降は、新設された内部質保証推進体制（第 2 章の図 2-1）の監理下で、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを推進していく。

### 6.2. 長所・特色

体育学部では、専門教育の教員は 2 学科 6 コースのいずれかに所属して、そのコースの専門演習（ゼミ）を担当することによって、コースでの専門的教育内容と学生がゼミで行う研究内容との一体化が図られている。研究組織を教育組織とは異なる観点で編制することによって、より自由な発想で研究が行える環境が整っている。また、教員が担当する標準学生数は毎年ほぼ計画通りとなっている。

教育学部では、教員養成の目標をよりよく実現できるよう、教育学及び関連諸科学に関する専門性を備えた教員とともに、教育実践にかかわる専門性を備えた教員を配置編制し、相互に連携した教育活動を行っている。

スポーツ科学研究科担当教員の募集・採用は、学部と連携して行っていることから、大学院全ての担当教員は、体育学部と教育学部の教員による兼担であり、研究、教育、地域貢献などで、学部活動の基盤として尽力している。また、各研究領域における研究活動を推進していくため、スポーツ科学研究科では、独自の研究教育予算を教員に配分しており、教員の資質向上を図っている。

### 6.3. 問題点

教員組織の適切性については、各部局において課題を逐次把握し、必要に応じて教授会に報告してきたが、大学として制度的に点検・評価を行ったのは2018（平成30）年の1度である。この点を改善するために2021（令和3）年度末に、内部質保証を推進する体制を構築した。2022（令和4）年度以降は、新設された内部質保証推進体制の監理下で、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを推進していく。

体育学部の教員採用では、これまで退職教員の補充として行われてきたが、今後女性教員の割合の増加、外国籍を有する教員採用の検討、本学の教育が目指すところの体育・スポーツ分野における新たな専門分野の教員採用が必要である。また、FD活動では、教員と学生間、そして教員間、組織間などでの連携の検証と具体的な取り組みの構築が必要である。教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価は昇任人事の際に限られており、今後この評価システムを構築することが必要である。

教育学部においては、学部の設置基準及び教職課程認定の基準を踏まえながら、教員に求められる能力像や専門性の具体的な在り方について、より一層の検討が必要である。具体的には、学生の学力の一層の向上を図るとともに、グローバル化への対応、ICT環境への対応等に向けた教員の力量の向上を行う必要がある。また、近い将来のカリキュラム改革を検討するために、必要な教員の確保・配置の在り方について、今後さらに検討する必要がある。

スポーツ科学研究科においては、現在、博士後期課程研究指導担当教員は8名であるが、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、教授学（指導方法学）、アダブテッド・スポーツ分野の担当者がいない。本学では研究科独自の教員採用を原則として実施していないという現状ではあるが、今後、これらの分野における博士後期課程研究指導担当教員の養成あるいは採用が必要である。

### 6.4. 全体のまとめ

教員組織は2018（平成30）年の自己点検・評価及び毎年の学部・研究科における確認によって、適切に運営されていると言える。しかしながら、これまで内部質保証推進組織が存在しなかったため、その点検・評価と改善・向上の仕組みが十分であったとはいえない。この点については2021（令和3）年度末に内部質保証を推進する体制を構築したため、2022（令和4）年度以降は、新設された内部質保証推進体制の監理下で、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを推進していく。

教員組織の編成に関する基準や方針は明示され、適切に実行されている。教員の募集・採用・昇任については、選考基準と手続きに関する規程が整備され、適切かつ厳格に実施されている。

大学院スポーツ科学研究科は専門性に特化した研究教育領域体制を構築している。現在の研究科における研究教育体制は、文化・社会科学領域、身体運動・コーチ科学領域、健康・医科学領域の3つの専門領域を基盤として、それに基づき、さらに教員の専門を5領域と11学問分野の組み合わせにより、スポーツ科学の研究・教育に対する多様なニーズに応えられるように編成している。しかしながら、全ての学問分野において、博士後期課程研究指導担

当教員が配置されていない。本学では研究科独自の教員採用を原則として実施していないことから、特定の学問分野における博士後期課程研究指導担当教員の養成あるいは採用が必要である。

## 第7章 学生支援

## 7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者に関する大学としての方針の適切な明示

本学では学生が学習に専念し安定した学生生活を送ることができるよう「学生が学習や研究活動、スポーツ活動に専念し、安定した学生生活を送ることができるようにする。」という方針を定めている。さらに、1) 学生の学習支援に取り組む、2) 経済状態が不安定な学生に対して安定させるための配慮を行う、3) 学生の心身の健康保持・増進、安全・衛生への配慮を行う、4) 課外活動への支援を充実する、5) 進路選択への支援体制を整備する、という5つの具体的目標を設定している(資料7-1)。また、事務担当部門においても、教授会での周知を受けて方針と目標を確認し、大学事務局で定めた行動指針を基盤に、教学部として「合理的な組織作りへの意識改変」「多様化する学生への適切な対応」を目標とし、学生の支援に当たっている。上記の方針を基に目標達成のための具体的方策を協議する委員会として、全学教務委員会(資料7-2)、と全学学生委員会(資料7-3)を設置し、さらに体育学部に教務委員会(資料7-4)、教育学部に教務委員会(資料3-12)を置き学生への学習支援に当たっている。

2021(令和3)年度に、内部質保証を推進する観点から、修学支援、生活支援、進路支援、大学スポーツの振興等に係る方針、すなわち「学生支援に関する方針」(資料2-11)及び「大学スポーツの振興に関する方針」(資料2-12)を大学評議会の議を経て定め、これを教授会及び研究科委員会に報告すると共にホームページで公表した(資料2-1【ウェブ】)。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・新年度オリエンテーション
- ・クラス担任制
- ・履修に関する支援
- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・奨学金等の経済的支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援

評価の視点3：学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

- ・課外活動の支援

評価の視点4：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の生活・安全に関する支援

・学生への心身の健康に関する支援  
 ・ハラスメントの防止  
 評価の視点5：学生の進路に関する適切な支援の実施  
 ・キャリア支援

本学の学生支援は、全学教務委員会と全学学生委員会の2つの全学的な委員会を中心にした体制によって行われている。全学教務委員会では、教育課程の運営、授業計画や定期試験、学籍、その他教務に関する事項を取扱い、全学学生委員会では、学生の福利・厚生、奨学金、課外活動、障がい学生支援、学友会、その他学生生活に関する事項を取り扱っている。

学生の生活等をより迅速に支援するため、2016（平成28）年度に各学部で共通する学生支援事項について一括して協議、決定できるよう全学学生委員会を設置した。この支援体制の改善により、全学的な学生支援に関しては全学委員会で協議、決定し、各学部のきめ細かな支援については各学部で対応、協議できるようになり、迅速な学生支援が可能となった。

大学院スポーツ科学研究科では、学生への修学支援に対して、担当教員で構成されるスポーツ科学研究科委員会のもと、学生の研究及び教育に関する事項を審議する研究教育委員会、学生の福利・厚生、奨学金、進路等の学生生活全般にわたる事項を審議する学生委員会が組織されている（資料7-5）。また、研究助手制度を採用し各博士後期課程論文担当教員に1名の研究助手が配置され、学生の研究活動のサポート等を行っている。

さらにキャリア支援委員会、キャリア支援センター、教職支援センター、学生相談室運営審議会、学生相談室・スポーツカウンセリングルーム、ハラスメントの防止等専門委員会、学習支援運営委員会、学習支援室、社会貢献センター運営委員会、大阪体育大学診療所等の様々な委員会や附置施設と相互に連携しながら学生支援が適切に行われるよう体制を整備している（資料3-1）。

また、学生生活実態調査（資料4-6）を毎年実施し学生達の生活の実態や要望、履修の状況等を把握することを通して、より適切な学生支援が行えるよう努めている。以下に、学生支援の現状として、1）新年度オリエンテーション、2）クラス担任制、3）履修に関する支援、4）補習・補充教育、5）奨学金等の経済的支援、6）障がいのある学生に対する修学支援、7）課外活動の支援、8）学生の生活・安全に関する支援、9）学生への心身の健康に関する支援、10）ハラスメントの防止、11）キャリア支援について、項目別に記載する。

#### 1）新年度オリエンテーション

新入生及び新年度オリエンテーションでは、履修方法、資格取得、学生生活、奨学金、キャリア支援、安全指導等に関して丁寧に説明し、今後の修学に見通しを持てるよう、安心・安全な学生生活が送れるよう、大学生活や新年度の円滑なスタートを支援している。健康・スポーツマネジメント学科では、新入生オリエンテーションの一部として宿泊研修を実施し、学生と教員、学生同士などの人間関係を形成しやすい環境を整えている。教育学部では、特に、教員免許取得について関連した履修やインターンシップ、教育実習について入念なガイダンスを行っている。

#### 2）クラス担任制

体育学部と教育学部ともに1・2年次においては16～20名程度のクラス担任制をしき、3・4年次はゼミ担当教員が担任となり、一人一人の学生にきめ細かな配慮と指導が可能な



体制をとっている。担任は学生生活全般における相談役であり、修学支援、生活支援、進路支援などを行っている。大阪体育大学教育後援会の支援制度を利用しクラス活動を実施することで、クラスの学生間、そして担任と学生の交流を深めている。教育学部ではクラス担任制を有効に機能させるために、1年次は基礎演習Ⅰ、2年次は基礎演習Ⅱの科目を半期設定しており、履修の在り方、図書館の利活用促進、レポートの書き方、プレゼンの方法、3年次のゼミ選び、学生主体によるスポーツ交流大会、教員採用試験への対応等について活用されており、学生生活が円滑に進むような取り組みを実践している。

### 3) 履修に関する支援

本学の修学に関しては、「学科履修規程」(資料4-10、4-11)を設け、1年間に取得できる単位数の上限を体育学部、教育学部ともに48単位に定めて、適切に管理をしている。2020(令和2)年度からは、前年度GPA優秀者に対し上限を52単位に引き上げる措置を行った。また、大阪体育大学学則第38条第6号に「当該年度に履修した授業科目につき15単位以上を修得できない者は、除籍する。」との規程を設けて、学習の不足する学生に厳しく対応してきたが、体育学部は2013(平成25)年度入学生から次のとおり改訂し、修学に向けてよりきめ細かく対応することとした。

#### <1年次生についての取扱い>

ア) 1年次終了時に15単位未修得の場合、教務委員会が当該学生を呼び出し、「除籍警告」を行う(警告の際、3年次への進級条件の説明を含めた指導を行う)。同時に保証人あてに「除籍警告書」を送付する。

イ) 学生からは、本人と保証人連署の「誓約書」の提出を求める。

ウ) 呼び出しや「誓約書」提出に応じない場合は、学則の規定に則り除籍手続を進める。

#### <2年次生についての取扱い>

ア) 1年次生と同様に上記ア)、イ)、ウ)のとおり取扱う。

イ) 3年次への進級条件を設定し、進級の可否判断を行う。具体的には、「2年次終了時に30単位以上を修得している」こととする(誓約書が提出されていても、30単位以上修得していなければ3年次への進級はできない)。

ウ) 3年次のコース・ゼミ選択は全員を対象に行う。

エ) 前期成績により進級条件クリアが厳しいことが予想される学生には、教務委員会が面接指導を行う。

#### <3年次生についての取扱い>

ア) 1年次生と同様に上記ア)、イ)、ウ)のとおり取扱う。

#### <4年次生についての取扱い>

ア) 15単位未修得による除籍規定の適用は、原則として行わない。

大学院スポーツ科学研究科は、大学院事務室が、授業科目の履修、試験、成績、学籍、証明書等を含めた学修全般に関する事項を取り扱っている。休・退学等の学籍関係についても、大学院事務室が担当窓口となり、学生の休・退学等の状況把握に努めている(資料6-3)。

また、COVID-19への対応・対策の措置について、「遠隔授業環境整備支援金」の給付を行った(資料4-22【ウェブ】)。生活全般の相談については、学生相談室でオンライン相談を受け付ける等を行った。

### 4) 補習・補充教育

補習・補完教育に関する支援体制については、本学は、「大阪体育大学学習支援室規程」（資料7-6）に基づき、学生の基礎学力及び学士力の向上を目的とし、2009（平成21）年10月より学習支援室を設置し、学習支援と教育改善に関する組織的取り組みを実施している。

2021（令和3）年度における学習支援室の開室時間は月・火曜は10時30分から17時00分、水曜から金曜は9時から17時である（従来は月曜から金曜9時から17時であったが2021（令和3）年度は主任不在の為少なくなっている）。その間、副主任（2021（令和3）年度は主任空席）及び8名のチューターが曜日・時限ごとに分担を決め業務を担当している。

利用者数に関しては、2020（令和2）年3月から始まったコロナ禍以前の2019（令和元）年度利用者週平均数は2月が最少の111人、7月が最大の393人で年間週平均数は222人であった。コロナ禍に見舞われた2020（令和2）年6月以降は三密回避のためオンライン対応を取り入れ、対面指導との併用体制を整えた。その結果、2020（令和2）年6月から2021（令和3）年3月迄の2020（令和2）年度の利用者数は週平均32名となった。2021（令和3）年4月から9月迄の2021（令和3）年度は週平均33名である（これら人数は90分の在室を1人と数え、同一人物が180分在室した場合は3人と数える延べ人数である。なお、2020（令和2）年3月から5月は開室方法が定まらず混乱したため利用者人数データが残っていない）。

学習支援室の業務は、（1）大学授業のための支援と、（2）将来の進路のための支援に大別できる。まず、（1）大学授業のための支援としては、授業理解に必要な基礎学力補充のための、ア）課題送付と対面型授業を織り交ぜた新入生対象の入学前指導、イ）習熟度別クラス編成のためのプレースメントテストの実施、ウ）英語補習講座、エ）英語以外の基礎教育科目に関わる個別指導利用、及びオ）レポートや論文（日本語アカデミックライティング）の指導がある。他方、（2）将来の進路のための支援としては、ア）教員採用試験や公務員試験対策の個別指導、イ）公務員試験対策講座、ウ）大学院進学希望者のための英語指導などがある。

利用者数の内訳は、2019（令和元）年度（2019（令和元）年4月から2020（令和2）年2月）は（1）大学授業のための支援に関するものが延べ1499名、（2）将来の進路のための支援に関するものが延べ7618名であった。2020（令和2）年6月以降2021（令和3）年3月までは（1）に関するものが延べ700名、（2）に関するものが468名となったが、2021（令和3）年4月以降（9月9日まで）は（1）に関するものが延べ241名、（2）に関するものが423名となった。

なお、体育学部における退学者、休学者、留年者（2021（令和3）年5月1日現在）は次のとおりである。2015（平成27）年度生が入学515名に対し退学・除籍24名（4.7%）、休学中0名、留年2名（0.4%）、卒業495名（96.1%）。2016（平成28）年度生は、入学524名に対し退学・除籍27名（5.2%）、休学中1名（0.2%）、留年4名（0.8%）、卒業498名（95.0%）。2017（平成29）年度生では、入学571名に対して、退学・除籍32名（5.6%）、休学中5名（0.9%）、留年（休学による留年も含む）26名（4.6%）、卒業513名（89.8%）となっている。現在、在学中の学生については、2018（平成30）年度生は入学548名に対して、退学・除籍26名（4.7%）、休学中6名（1.1%）、留年（休学による留年も含む）0名（0.0%）、2019（令和元）年度生は入学554名に対し、退学・除籍18名（3.2%）、休学中6名（1.1%）、留年0名。2020（令和2）年度生は入学583名に対し、退学・除籍8名

(1.4%)、休学中1名(0.2%)となっている。以上のように体育学部においては、退学・除籍者の比率が4.7%から1.4%に半減していることから、学習支援室による補習・補充教育が効果を上げているといえる。

教育学部における退学者、休学者(2021年5月1日現在)は次のとおりである。2018(平成30)年度生においては、入学150名に対して、退学・除籍0名(0.0%)、休学4名(2.7%)。2019(令和元)年度生は入学138名に対して、退学・除籍2名(1.4%)、休学2名、2020(令和2)年度生は入学146名に対して、退学・除籍3名(2.1%)、休学0名となっている。教育学部においても、開設初年度から毎年、退学・除籍者は減少しており、学習支援室による補習・補充教育が効果を上げているといえる。

#### 5) 奨学金等の経済的支援

本学の学生が利用できる奨学金は、日本学生支援機構や各自治体などの学外奨学金と、本学が設けた学内奨学金の2種類に分けられる(資料7-7 奨学金制度 【ウェブ】)。学内奨学金は、入学試験の成績優秀者を対象とした「入学試験成績優秀者奨学金」と、2年次生以上の成績優秀者を対象とした「学業成績優秀者奨学金」、家計急変者に対する「緊急奨学金(貸与)」、スポーツ優秀者に対する「スポーツ奨学金」と、大学院生を対象とした「研究奨学金」である。2020(令和2)年の奨学金受給者は、学外奨学金が2105名、学内奨学金が172名となっている。その他、授業料の分納や延納納付を認めている。各種奨学金の取扱い事務は、教育学部学生支援担当が行っており、学内奨学金については「大阪体育大学奨学金支給要項」

(資料7-8)「大阪体育大学緊急奨学金規程」(資料7-9)を基に、受給者の決定をしている。スポーツ科学研究科では、大学院学生委員会で審議して各種奨学生を決定している。「研究奨学金」は、2021(令和3)年度から「大学院研究奨学金支給要綱」(資料7-10)に則って、学業成績と研究能力の優れた学生に月5万円(返還義務なし)を支給するもので、博士前期課程で各学年6名、博士後期課程では各学年4名に支給されている。(仕組みとしてはこの人数であるが、実績は違う。2020(令和2)年度であれば、前期課程は各学年6名であるが、後期課程は1年次4名、2年次3名、3年次1名である。)日本学生支援機構、学外の財団などによる学外の奨学金制度も活用されている。また、国内・外の学会等での研究発表活動に対して、旅費の一部を補助する制度も設けている。COVID-19への対応・対策の措置については、生活困窮学生への支援について、一定の条件をクリアした生活困窮学生全員に対し、学生食堂で使用できるチケットを配付した(2021(令和3)年10月)。また、地元のNPO法人の協力を得て食品無償提供の情報を随時学生へ案内している。

#### 6) 障がいのある学生に対する修学支援

本学には、スポーツに関心を持つ障がいのある学生が毎年のように入学している。本学は、これら学生の修学を支援するため、「障がい学生支援委員会」(資料7-11)を設置している。具体的な取り組みとしては、施設のバリアフリー化の推進、ノートテイク講習会の実施、有償ボランティア制度の創設等の取り組みを行っている。その他、発達障害をはじめメンタル面や家庭環境に問題を抱えている学生に対しては、教務委員会や学生委員会、学生支援担当部署が学生相談室・スポーツカウンセリングルームと連携して対応している。さらに2018(平成30)年度には、学生が相互に人格と個性を尊重し豊かな学生生活を送ることができるよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他の心身の機能に障がいのある学生に合理

的配慮に基づく支援を行うよう基本方針を定め公開した（資料 7-7 障がいのある学生支援の基本方針【ウェブ】）。その基本方針に基づき、障がい学生支援委員会を中心に、入試、修学、生活、キャリア支援等に関する全学的な体制整備に取り組んでいる。

#### 7) 課外活動の支援

体育系大学である本学は、課外活動も大学教育の重要な柱として位置づけている。2021（令和3）年度の大学公認のクラブ活動は35団体、同好会は3団体の合計38団体で、これらの団体に参加している学生の加入率（2021（令和3）年5月現在）は、体育学部では80.4%、教育学部では60.1%、全学で76.2%と他大学と比べて高い。そのため各クラブの指導教員が、スポーツ局、競技力向上委員会、学生委員会、学習支援センター、学習支援室、教学部の学生支援担当等と連携を取り合いながら、クラブ所属学生の修学指導を進めている。全ての課外活動部は学友会に所属し、学友会は「大阪体育大学学友会会則」（資料7-12）に則って運営されている。会長は会員（学生）から選出され、基本的には学生の自主的な自治組織として運営されている。

運営の助言や指導は、学生委員会学友会部会が行っている。全ての課外活動部には専任教員を部長とすることが義務づけられており、あらゆる段階で教職員の指導や助言が受けられる体制となっている。定例の会議の他、年に一度、学友会役員、クラブ主将・主務と、学長や教職員がリーダー研修会を通じて、意見交換を行っている。また、運動部活動の重要性に関する全学的な認識から強化指定クラブを定め、その種目を専門とする専任教員が指導・強化に当たっている。2018（平成30）年度にスポーツ局が設立され、クラブ活動の全体的統括部署として各クラブ関係者（教員・部長監督・コーチ）と連携を取り運営に当たっている。

学生生活や競技生活をサポートするため、学生相談室・スポーツカウンセリングルームを開設し、開室時間、担当カウンセラーを掲示物等で明示している。カウンセラーの情報や年間相談件数等もホームページなどで示し、相談しやすい環境を整えている。

#### 8) 学生の生活・安全に関する支援

本学では通学にバイクを利用する学生が53.1%、自動車を利用する学生が13.5%（資料4-6 p6）と非常に多く、学生の欠かせない移動手段となっている。そのため、救急搬送されるケースや、軽微な事故が頻発し、交通違反も多い状況が続いていた。そのため、2015（平成27）年度より学生の懲戒に関する基準を改定し交通違反等の罰則を明確化した。さらに、マナーアップキャンペーンを前期と後期それぞれで行い、朝の交通安全指導を充実させるとともに、警察署による交通安全指導講習をバイクや自家用車利用の学生全員の参加を義務づけている。

また、年度初めのオリエンテーションにおいて、交通安全講習のほか、消費者金融、悪徳商法、薬物乱用、SNS等のネットの安全な活用に関する説明を実施している。教育学部では、前期と後期の終了時において、クラス担任やゼミ担任を通して基礎演習及び専門演習の時間等を活用し、学生委員会から交通安全マナーの向上や安全への配慮等について繰り返し指導を行っている。

#### 9) 学生への心身の健康に関する支援

学生の身体の健康に関して、毎年度始めの時期に健康診断が実施され、全学生の健康状態について把握がなされている。また、本学では学内に診療所があり、疾病や傷害の診断・治

療を受けることが可能である。診療所の運営は、法人が法人規程の中に「大阪体育大学診療所規程」（資料 7-13）を設け、大学と協力して運営に当たっている。教育実習、介護体験等実習に取り組む学生たちは麻疹等感染症の抗体検査が義務づけられているが、健康診断や診療所が対応しており、大きな役割を果たしている。学生が教育研究活動中に被った傷害については「学生教育研究災害傷害保険」で対応しており、保険対象外の傷害は大阪体育大学教育後援会（資料 7-14）が助成している。

本学はスポーツ科学センター規程（資料 7-15）に基づき、スポーツ科学センターに S & C（ストレングス&コンディショニング）ルーム、アスレティックトレーニングルームを設置、専属の S & C トレーナーやアスレティックトレーナーが常時配置されて、スポーツに取り組む多くの学生たちの相談や指導に応じ、学生トレーナーの養成にも当たっており大きな役割を果たしている。学生の心の健康、精神的な健康を維持していくために、学生相談室・スポーツカウンセリングルームを設置し学生たちへの支援を行っている（資料 7-16）。学内教員を含む 8 名のカウンセラーが、月曜日から土曜日まで交代で終日在室して学生の相談に応じている（資料 1-10 p181、7-17 【ウェブ】）。主な活動内容は、1）相談活動（関連機関との連携の強化、週 6 日開室）、2）スクリーニングテストの実施、重篤事例の早期発見、3）教育・啓発活動（新入生に対するガイダンス、教育セミナー）、4）実践活動（競技力向上のためのサポート）、5）調査・研究活動（学生の精神健康度に関する理解）である。相談件数は年々増加しており、相談内容も多様化・複雑化・深刻化の傾向にあり、年度末に実施している学生相談室運営審議会には学長をはじめ学部長や学科長、教学部長など多数が出席し、そこでの活動報告や議論を通じた点検・評価を基に、本学における心の健康に関わる学生支援の在り方が検討されている。

#### 10) ハラスメントの防止

本学は、「大阪体育大学ハラスメントの防止等に関する規程」（資料 7-18）の中で、ハラスメントの防止及び排除のための措置や、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して必要な事項を定めて、本学の教職員及び学生等の教育、研究又は就労、就学における環境等を保護することに努めている。また、学生に対しては、入学時のオリエンテーションの際にハラスメントについての説明を実施している。

本学がハラスメントの防止等に関する規程で定めている主な内容は、1）セクシャル・ハラスメント、2）パワー・ハラスメント、3）アカデミック・ハラスメントについてであり、全学の相談窓口を学生相談室・スポーツカウンセリングルーム及び教学部に、部局等からの相談窓口を各部局において対応している。学生からの相談に対応すべく、『ハラスメント防止のために』（資料 7-19）というリーフレットを学内で自由に入手できるようにしており、自分自身や友人がハラスメントだと感じるような言動に出会った場合には、教職員から選ばれたハラスメント相談員を訪ねるよう案内している。相談員は、学生等からハラスメントに関する相談を受けた場合、ハラスメントの防止等専門委員会とも連携して、相談者の了解を得たうえで解決のために必要な調査や調停など、その解決に向けたサポートを実施している。なお、調査・調停委員会の委員長には、外部の法律専門家等を当てている。

#### 11) キャリア支援（資料 7-20 【ウェブ】、7-21 【ウェブ】、7-22）

本学は、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）」（資料 6-40）の中で、就職力を高めることを重点目標の一つに挙げ、5 つのビジョンと 21 の具体的目標を掲

げて、全学をあげて取り組んできた。5つのビジョンは、1) 就職率 95%以上の安定的確保、2) 公務員試験の現役合格者数の 80-100 名に向けての施策立案と実施、3) 優良企業新規採用者 20 社に向けての支援体制の確立及びスポーツ関連企業合格者数の増加、4) 同窓会との連携強化、5) 教員採用試験合格者数の確保に向けての施策立案と実施となっている。その目標の達成に向かって行われている大阪体育大学のキャリア支援は、体育学部と教育学部の各学部から選ばれた教員で構成する「キャリア支援委員会」及び事務組織であるキャリア支援部が協力して、キャリア支援プログラムを作成し運営している。両学部のキャリア支援プログラムは、講義、各種ガイダンス、キャリアカウンセリング、各種スキルアップのための講座などにより、1年次より段階を追って、就職への意識づけと希望の就職実現へ向けたプログラムを配置している。また、インターンシップは、体育学部のスポーツ教育学科の体育科教育コース、健康・スポーツマネジメント学科のスポーツマネジメントコースでは必修科目として、スポーツ教育学科のコーチ教育コース、スポーツ心理・カウンセリングコース、及び健康・スポーツマネジメント学科のアスレティックトレーニングコースと健康スポーツコースでは選択科目として設けられており(資料 1-3 別表(1))、2020(令和2)年度で515名となっている。教育学部では、学校インターンシップをキャリア科目の必修科目として履修することを前提として、小学校教育コースでは学校インターンシップA(小学校)を選択し、保健体育コースではB(中学校)又はC(特別支援学校)を選択することになっており(資料 1-3 別表(2))、2020(令和2)年度は189名が履修している。その他、学生たちは自主的な活動として、学校現場においては授業やクラス運営、クラブ活動を、また、各自治体が主催する様々な取り組みにも積極的に参加し、幅広いサポート活動に取り組んでいる。2019(令和元)年度は198名、2020(令和2)年度は53名の学生が登録し、就職支援センターなどのサポートを受けながら活動を続けている。

学生のキャリア支援に関する機関及び教職員組織としては、キャリア支援センター(専任スタッフ6名)を中心に、教職支援センター(専任スタッフ6名)、学習支援室、キャリア支援委員会、教職課程委員会が設置されている。これらの機関等が互いに連携し、個々の学生の希望や適性に配慮しながら、きめ細かい指導や支援を展開している。併せて、体育学部と教育学部の両学部ともに、学士課程カリキュラムの中に2、3年次生を対象としたキャリアデザインI及びII、インターンシップを置き、所定の成績評価を受けた学生には単位を認定している。学生に提供されている主なキャリア支援プログラムは、全新入生を対象とした進路ガイダンスを皮切りに、2年次のグループ面談(全学生)、3年次の個別面談(全学生)などであり、全学生に対してキャリア指導を継続的に実施している。併せて、3～4年次には、公務員試験対策講座、教員採用試験対策講座、企業就活支援講座など、年190回を超える学内セミナーを実施し、参加者は延べ3,083名であった(2020(令和2)年度実績)。さらに学生のキャリア意識の涵養や進路選択の動機づけをより一層図るために、1～3年次の全学生(参加率約90%)を対象とした「キャリアフェスタ」(短期集中講座)を全学的な教職員組織によって企画・実施している。学生のキャリア支援に資するため『キャリアハンドブック』を作成し、2～4年生に対して毎年度、配布している。さらに年間10数回、各地で開催(2020(令和2)～2021(令和3)年度はオンライン開催)される保護者会においても、就職活動に関する多様な情報を積極的に提供し、相談に応じている。

これらの取り組みの結果として本学学生の就職率は毎年96%前後の高い就職率であり、

特に本学学生に希望者の多い教員、公務員の現役合格者数は、2011（平成23）年以降、全国体育系大学・学部でトップクラスの成績を残すことができた。また、教育学部では2018（平成30）年度に完成年度を迎え、2020（令和2）年度の教員採用試験で延べ42名（大学全体では56名）の合格者を出し、大きな成果を収めることができた。なお、スポーツ科学研究科では、4月の新入生オリエンテーションの際に、キャリア支援部によるガイダンスが行われている。また、恒常的な就職支援はキャリア支援部の他に、学生委員会がその任にあたっている。委員長は学部のキャリア支援委員会の委員も兼任しており、学部生を対象とした学内の各種セミナー・面談等を大学院生も受講できるよう学部間との調整にあたっている。また、指導教員が個別に相談に乗り、個人的なネットワークを通じて就職を斡旋するケースもみられる。その他、大学庶務部が大学・研究所等の公募案内を掲示し、直接的に学生に情報提供を行うこともある。このように、キャリア支援部、学生委員会、指導教員及び大学院事務室による包括的な支援がなされている。学生の就職状況では、前期課程の大学院生は教育機関又は企業に就職するか、進学するケースが多くを占め、後期課程の大学院生のほとんどが教育研究機関で自らの専門性を生かして研究職に就いている。また、COVID-19への対応・対策の措置については、濃厚接触者の定義に該当しない対応の徹底、学生のキャリア支援部入場の際に、消毒、検温と受付記帳（滞在時間と訪問先）、学生の不要不急の相談等は入構を出来る限り控え、リモートシステムの活用を推奨・実施、対面による学内セミナー、講座は少員数でも教室を使用し密を回避して実施、キャリア支援部内の開業、閉業時に机等の消毒を徹底・職員の昼食時（休憩室内）の使用時間の記帳、職員の定期的な手指消毒、イベントの効果をより精査し、開催形式（対面又はリモート）を検討・実施、イベント開催時の徹底事項等、キャリア支援センター主催イベントにおけるコロナ感染対策は徹底して行った。

以上、学生支援体制は整備されており、学生支援は適切に行われている。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の修学に関する支援について、体育学部と教育学部の両学部の履修に応じて、各学部の教務委員会において、教務に関する事項について点検・評価し改善を図っている。また、COVID-19への対応・対策の措置について、学生同士や学生と教職員の間の人的な交流の確保に努めた。2020（令和2）年度より、一貫して全面遠隔授業とするわけではなく、可能な限り対面授業と併用して授業を実施してきた。その為に完全遠隔授業日を設け、昼食を挟む必要がなくなるように時間割変更を実施した。講義科目における対面授業は座席間隔を一定程度あけて指定席とし、万一に備えて追跡できるようにした。次に、経済的理由により遠隔授業受講が困難な学生への対応について、学内PCの使用許可及び貸出用PCの整備に加え、ルーターやバッテリーも貸出用を整備した。また、学習サポートについては、学習支援室でのオンライン相談を受け付けた。授業資料の無償印刷についても、2021（令和3）

年度中は遠隔授業に係る授業資料等の大学指定場所での印刷を無償とした。新入生に対するサポートについても、入学前の3月下旬より4月初旬まで、PCのセットアップや遠隔授業のスムーズな受講のために、専任教員・スタッフ及び外注SEを相談窓口として特設対応した。学生の生活支援については、体育学部と教育学部に共通する内容を全学学生委員会において協議する体制としたことで、学生の生活安全、奨学金関係、課外活動や学友会活動等について点検・評価し改善を図っている。また、毎年行われる学生生活実態調査の結果も反映し、迅速な点検・評価・改善・向上が図られている（資料4-6）。スポーツ科学研究科は、学生の研究及び教育に関する事項は研究教育委員会で、学生の福利・厚生、奨学金等の学生生活全般にわたる事項は学生委員会で取り上げ、学生支援の点検・評価・改善・向上に努めている。年度末に学生に学生生活実態調査及び授業評価アンケートを実施し、研究科委員会において全教員で共有し、次年度への改善・向上に努めている。また、学生支援に関係する全ての附置施設（資料3-1）には運営審議会が設置されており、学生支援に関する活動内容は各運営審議会において報告・審議される。その運営審議会の委員は他の附置施設のセンター長や学生支援に関係する委員会の委員長、担当部局長等で構成されているため、附置施設における学生に対する支援活動の情報は、他の附置施設や委員会に共有される仕組みとして整っている。

以上のように、学生の修学支援は全学及び学部の教務委員会、大学院研究教育委員会を中心に、生活支援は全学学生委員会、大学院学生委員会を中心に、全学的な体制で点検・評価が行われ、改善・向上に向けた取り組みがなされている。各部局において課題を逐次把握し、必要に応じて教授会に報告している（離学者、進路状況等）。但し、点検・評価を大学として制度的に実施したのは、2018（平成30）年の1度である。なお、研究科では自己点検評価年次報告書を2021（令和3）年度に作成した。大学制度として実施した点検・評価に基づき取り組んだ例として、学生生活実態調査がある。但し、これらの取り組みは各部局内で完結し、大学の一元的な監理下において、その取り組み状況を適切に把握することはできていなかった。以上の点が大学の大きな課題として確認された。そこで2021（令和3）年度末に、内部質保証を推進する体制を構築した。2022（令和4）年度以降は、新設された内部質保証推進体制（第2章の図2-1）の監理下で、修学支援、生活支援、進路支援の内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを推進していく。

## 7.2. 長所・特色

本学はスポーツ及び教育に特化した小規模の大学である。学生の気質は積極性に富みコミュニケーション能力が高いなどの特長を有しており、スポーツ活動や学生の生活、学習に取り組む姿勢も前向きである。このような実態に応じ、規模を生かしたきめ細かな修学支援や生活支援が行われている。学生に対する修学支援や生活支援について、教務委員会や学生委員会等の各種委員会、学生支援やキャリア支援、教職支援等の事務担当部署、学習支援室や学生相談室・スポーツカウンセリングルーム、スポーツ局、スポーツ科学センター、診療所等の附置施設、課外活動支援やクラス担任制にみられる教職員個々が、それぞれの専門性を生かしながら相互に連携した取り組みを行い、学生のニーズに応じた指導と支援が充実している点が長所となっている。本学の特色として、社会貢献センターや課外活動において、



地域活性化の推進や社会貢献活動に資する事業を実施し、学生に実践的な学びを提供するとともに、インターンシップ実習やコーチング実習、教育ボランティアの活動を通して、社会の中で育ち社会に貢献する環境の中での学生支援が挙げられる。また、体育会系クラブ所属学生（アスリート学生）に特化した学業やキャリア支援を実施し、サポートを充実させている。

### 7.3. 問題点

各種委員会、事務担当部署、附置施設等の連携の中での学生支援がなされ実績も上げているが、コロナ感染症対策のオンライン授業の為、附置施設等を十分に活用できない学生も見受けられる。多くの部署でオンライン化の整備が急速に行われているが、ネット環境等を含め今一度確認・点検しながら、学生支援について全学的・俯瞰的な視点での検討が望ましい。

### 7.4. 全体のまとめ

学生の支援について、委員会、事務担当部署、附置施設等の組織が連携し、学生の実態を踏まえ規模を生かした細やかな学生支援を行ってきた。今後、学生一人一人が有用感を持ち自己実現を図ることができるよう、常に点検と評価、改善のサイクルをとり、実態を踏まえ特性を生かした修学支援、生活支援を継続的に行っていくことが重要である。

## 第8章 教育研究等環境

## 8.1. 現状説明

8.1.1 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は2014（平成26）年に「大体大ビジョン2024」（資料1-15）を策定し、研究及び教育において本学が今後目指すべき方向性を示した研究ビジョン及び教育ビジョンをホームページ上で公開し、「大阪体育大学の中期の目標と計画（2019年度～2022年度）」（資料1-13）においても示している。

「大阪体育大学の中期の目標と計画（2019年度～2022年度）」における第5次中期計画においては、教育施設・設備の点検・改善を目標に掲げ、1）中・長期計画の立案と検証、2）教育研究施設の配置等の検討、3）食堂・食事環境の検討、4）大学事務共有システムの構築、5）キャンパス内主要箇所の変なアフリー化が計画としてあげられている。また、研究推進のための研究環境の整備も目標としてあげられており、1）学外競争的資金の積極的獲得と研究設備の構築、2）実験室・調査室、自習室等の再配置と改装、3）学外における教員の研究力向上システムの構築とサバティカル制度の積極的活用が計画としてあげられている。

さらに2022（令和4）年に、教育研究活動が永続的に展開でき、学生が学修や課外活動に専念できる状況を整えるために「教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、明示している（資料2-13）。

以上、教育研究環境等に関する方針は、大学ビジョンを踏まえて定められ、全教職員に明示され共通認識が図られている。

8.1.2 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

## 1) 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保、バリアフリーへの対応

2021（令和3）年8月1日現在の校地等総面積は179,444㎡、校舎延面積は34,998㎡であり、校地面積及び校舎面積ともに、大学設置基準を上回っている。

施設、設備等の維持及び管理については、施設検討委員会が法人事務局（施設担当）と連携しながら行っている（資料 8-1）。具体的には、「大阪体育大学の中期の目標と計画」に基づき、中長期の施設建設計画及び年度ごとの事業計画を作成し、大学評議会の審議・承認を得て実施に移している。

教室の整備・充実は、年々進んでおり良好な環境維持に努めている。現在の大規模教室の稼働率は 53.8%、中規模教室の稼働率は 58.1%、小規模教室の稼働率 50.0%である。教育学部では、初等・中等教育及び特別支援教育を推進するために、小人数指導を基本とした施設の整備を行っている。

スポーツ施設は、適切に整備されている。グラウンドには第 3 種公認陸上競技場・同スタンド・レクチャールーム、サッカー場（人工芝）・同スタンド・レクチャールーム、人工芝ラグビー場・同スタンド、多目的グラウンド（ソフトボール、アメリカンフットボール等利用）、屋内・外ハンドボールコート、テニスコート（ハードコート 8 面）、屋内野球練習場があり、総面積は 51,058 m<sup>2</sup>である。現在、多目的グラウンドの改修を計画している。体育館は 6 つあり、第 1 体育館は延面積 2,883 m<sup>2</sup>、第 2 体育館は延面積 1,188 m<sup>2</sup>、第 3 体育館は延面積 4,226 m<sup>2</sup>、第 4 体育館は延面積 1,357 m<sup>2</sup>、第 5 体育館は延面積 1,192 m<sup>2</sup>、屋内プールを備えた第 6 体育館は延面積 3,810 m<sup>2</sup>である。この他、全学的に各学部、研究科の教育を進める上で必要な実験・実習室を設置している。

安全及び衛生の確保については、自然災害、火災事故、テロ事件、重篤な感染症等の大学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理委員会を設置し、学生及び教職員の安全及び衛生の確保に努めている（資料 8-2）。2015（平成 27）年には、「危機管理基本マニュアル」（資料 8-3）を策定し、平常時（日常）及び緊急時（有事）に対応した危機管理体制を整えた。また、法人として、労働安全衛生法の趣旨に沿い、本学を含む設置校全ての教職員を対象とした衛生委員会を設置し、心身ともに健康で、その職務が遂行できる職場づくりをめざす体制を整えている（資料 8-4）。

体育・スポーツの専門大学という特性もあり AED の設置を計画的に進めてきた。2014（平成 26）年には、体育館・グラウンド等の各スポーツ施設、主に運動部の学生の宿泊施設であるセミナーハウス等に 17 台の AED を設置した。それ以降、教室棟（C・D・N・P・L 号館）への設置を進め、貸出用（3 台）を含めると、2018（平成 30）年には、AED 33 台の設置を完了した。さらに、老朽化したスポーツ設備の交換、床の改修工事等、安全面に配慮した対策を適宜行っている。AED を設置するだけでなく、クラブ活動中のスポーツ事故等に対応するため AED ワーキンググループを組織し、新入生、在学生及び教職員を対象とした「心肺蘇生法講習会」を年に数回実施し、安全への啓発推進を積極的に行っている。

バリアフリーへの対応については、2007（平成 19）年に O U H S 中央棟を建設したが、全学的なバリアフリー化を意識して、中央棟と教室及び研究室等を配置した既存棟を陸橋（スカイプロムナード）で接続した。中央棟には、本部事務機能と図書館、情報処理センターを配置している。陸橋により、学生及び教職員の移動がスムーズに行われている。また、本学発着のバス停そばにエレベーターを設置し、本学到着後中央棟への移動が車椅子でも可能なようにしている。2014（平成 26）年度に建設された第 6 体育館には、館前に車椅子用駐車場を完備し、館内は完全なバリアフリー化が施されている。この他、既存施設におけ

る障がい者用トイレの設置、スロープの設置等を段階的に進めている。これらについては、「自己点検・評価報告書 2018」でも報告を行った（資料 1-14）。

以上、大学設置基準を上回る校地及び校舎を有するとともに、学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮した施設・設備の整備、安全及び衛生の確保が行われている。しかしながら、バリアフリーへの対応については、全学的に段階的に進めてはいるものの、より一層の推進が必要という課題が残されている。

## 2) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学では、全学的なネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備を行う情報処理センターを設置している（資料 8-5）。この情報処理センターの業務を立案し、点検及び評価を目的として情報処理センター委員会が設けられている（資料 8-6）。

2015（平成 27）年以降の主な事業として、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）」（資料 6-40）で示された大学事務共有システムの構築を実施した。このことを通して、学生の入学から卒業までのデータを全関連部署が共有できるようになり、迅速かつ丁寧な学生への学習支援が可能となった。2018（平成 30）年度の主な事業計画として、無線 LAN アクセスポイントの更新及び可搬式アクセスポイントの購入を検討している。このことを通して、運動場や体育館等の電波が届きにくい場所及び教室での多人数の授業における ICT を活用した授業が可能となる。2021（令和 3）年度の事業計画としてコロナ対策を踏まえた遠隔授業及び教育環境の整備のために Google Workspace Education Plus 及び Office365 の契約を行った。対象者は大学、法人教職員、学部・大学院生、非常勤職員、職員となっており、オンラインやオンデマンドの授業環境が改善する見通しである。また、2019（平成 31）年 4 月に COVID-19 対策対応として遠隔授業・在宅勤務支援が行われた。COVID-19 拡大により教育現場における ICT 活用の重要性が加速したこともあり、2021（令和 3）年度入学生から PC 必携化となった。

以上、情報処理センター委員会が附置施設である情報処理センターと連携しながら、ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品及びソフトウェア等の整備を滞りなく行っている。

## 3) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

本学では、体育・スポーツの専門大学という特性から、学業とスポーツの両面から学生の自主的な学習を促進している。

学業面から学生の自主的な学習を促進するために、図書館に学生の自習が可能な座席（286 席）、自習用 PC 90 台、学生同士のディスカッションが可能なグループ学習室（2 室）を設置している。2021（令和 3）年度入学生から PC が必携となり、全ての学生が同時にインターネット環境に接続できるように整備を進めている。それに伴い、自習用 PC を設置している情報処理実習室をラーニングcommons に改装する計画が進んでいる。また、図書館では、十数名のゼミ単位で、図書館利用のガイダンスを随時実施し、図書閲覧、論文や資料検索等の方法を丁寧に指導している。このことを通して、学生は、レポートや卒業論文の作成を主体的、自主的に進めることができている。大学院研究科には、演習室を 6 室、学生自習室を 13 室設置しており、学生の自主的な学習を促進するための環境整備を随時行っている。

さらに、2009（平成 21）年度に、学生の基礎学力をサポートする目的で学習支援室を設置した（資料 7-6）。火曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで、月曜日のみ 10 時 30 分から 17 時まで開室し、学生の自習をサポートしている。常時在室している主任、非常勤のチューター 10 名が、学力の下位層から上位層まで、学生のニーズに対応した学習支援を丁寧に行っている。

次に、スポーツの側面から学生の自主的な学習を促進するために、体力測定システムや多種多様なトレーニングマシンを備えたストレングス&コンディショニングルームを完備している。このストレングス&コンディショニングルームには、ストレングス・コンディショニングコーチを常駐させ、トレーニングを自主的に行う学生の助言や指導を行っている。また、ストレングス&コンディショニングルーム、スポーツ科学センター、診療所等の有機的連携システムを構築し、学生アスリートのサポートに携わっている。COVID-19 への対応としては、入館時の検温、手指消毒、使用機器の消毒を行っている。また、開館時間や利用者数の上限を感染状況に応じて適宜調整している。

以上、学生の自主的な学習を促進するための環境整備は、自習を促すスペース及び用具の設置並びに自習を促す人的支援と滞りなく行われている。

#### 4) 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学では、法人として、「学校法人浪商学園個人情報保護規程」（資料 8-7）を制定し、個人情報保護の法律に則り、個人情報に係る適正な取り扱いを定めている。この他、教職員及び学生の情報倫理を確立するため、以下の指針や規則を制定している。具体的には、PC 等の適正な管理を促し、情報漏えいを防ぐための指針を定めた大阪体育大学情報漏えい防止指針（資料 8-8）、本学の情報ネットワークの管理運営を定めた大阪体育大学情報ネットワーク管理運営規則（資料 8-9）、本学のホームページの管理運営を定めた大阪体育大学ホームページ管理・運営規程（資料 8-10）がある。

以上、教職員及び学生の情報倫理の確立に向けた取り組みが適切に行われている。

#### 8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

#### 1) 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学では、全学的な図書資料の整備と図書利用環境の整備を行うため大阪体育大学図書

館委員会を設置している（資料 8-11）。定期的に会議を行い各学部及び研究科からの委員と建設的な意見交換をしながら学生の学習及び教員の研究活動に必要な学術情報資料等の整備を行っている。

蔵書数は 2021（令和 3）年 5 月 1 日現在で 202,586 冊（和書：154,061 冊、洋書：48,525 冊）である。学術雑誌の種類は 2021（令和 3）年 5 月 1 日現在で、3,253 種（和雑誌：2,729 種、洋雑誌：524 種）である。電子情報としては後述の電子ジャーナル等をパッケージとして契約している。蔵書・雑誌の検索・予約はオンラインで行える。懸案だった大阪体育大学学術リポジトリを 2021（令和 3）年 6 月に公開した。このリポジトリには、本学の紀要、本学が博士の学位を授与した学位論文（博士論文）並びにその内容の要旨及び論文審査の結果の要旨が登録され、学内外に公開されている（資料 8-12）。

## 2) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

2009（平成 21）年度から国立情報学研究所の I L L 文献複写等料金相殺サービスを継続している。2008（平成 20）年度から熊取町立熊取図書館と連携協力し、閲覧・複写等の利用と図書の相互貸借を可能とし（資料の貸出と契約により制約されている電子ジャーナルは除く）、学内利用者と同様のサービスを提供している。2020（令和 2）年度の相互利用は、図書の貸借では他館からの借受が 85 冊、他館への貸出が 29 冊、文献複写は他館から取寄が 382 件、他館への提供が 811 件である。

## 3) 学術情報へのアクセスに関する対応

データベースとして、国立情報学研究所が提供する C i N i i をはじめ、N D L O N L I N E（国立国会図書館）、医中誌 Web、E B S C Ohost、P u b M e d（米国国立医学図書館）等を揃え、国内外の文献検索が可能である。

電子ジャーナルは 2021（令和 3）年 5 月 1 日現在で 3,879 種（和雑誌：600 種、洋雑誌：3,279 種）、データベース、電子ジャーナル等の契約パッケージ数は 10 種類（ScienceDirect、SpringerLink、Oxford Journal Collection、Wiley-Blackwell Core Collection、SPORTDiscus with Full Text、メディカルオンライン、MagazinePlus、医中誌 Web、聞蔵、Full Text Finder）である。また、N I I - R E O（国立情報学研究所）等も利用することで、幅広い分野にわたる電子ジャーナルへのアクセスに対応している。電子ブックの提供も行っている。

## 4) 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館は中央棟の 4、5 階にある。延床面積が 1,534 m<sup>2</sup>の 4 階には、開架閲覧室（286 席）、グループ学習室（2 室）、オープン端末席、集密書架があり、延床面積が 288 m<sup>2</sup>の 5 階には、閲覧室、集密書架（洋書専用）がある。蔵書検索性パソコン 5 台、自習用のパソコン 90 台が設置されている。この他、D 号館に延床面積 254 m<sup>2</sup>の書庫がある。

開館時間は、平日は 9 時から 20 時、土曜日は 9 時から 17 時（8 月と 3 月は、平日は 9 時から 17 時、土曜日は 9 時から 13 時）である。図書の貸し出し期間は、学部生が 3 週間、大学院生が 1 カ月である。コロナ禍における開館時間などは、学生の入構制限などに応じ柔軟に対応した。

延べ利用者数は、2016（平成 28）年度 126,263 人、2017（平成 29）年度 114,896 人、2018（平成 30）年度 110,324 人、2019（令和元）年度 108,125 人と 11 万人前後で推移したが、2020（令和 2）年度はコロナ禍で 16,294 人に減少した。

#### 5) 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な者の配置

2012（平成 24）年度より図書館運営業務を株式会社丸善（現丸善雄松堂株式会社）に委託し、事務長 1 名と委託スタッフ 8 名及びパート職員 1 名で運営している。事務長を始め委託スタッフの全員は司書資格を有し、各業務に経験者を配置している。

#### 6) COVID-19 への対応及び対策

図書館では、COVID-19 への対応及び対策として、次にあげる事を行った。(1) 入館を予約制とし、座席はパソコン設置席の 50%の 45 席（全閲覧席数 286 席の 15.7%）に制限した、(2) 閉館時刻を月曜日から金曜日は 20 時から 17 時に、土曜日は 17 時から 13 時に早めることで、開館時間を短縮した、(3) 利用者退館後に利用した机・椅子を消毒した、(4) 除菌対応として、貸出図書は返却後 3 日間保管した後に再貸出可能とした、(5) 大学で準備した貸し出し用ノートパソコン 50 台を、申請した学部生・大学院生に貸し出した。

#### 8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

##### 評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

#### 1) 研究に対する基本的な考え方

本学の研究に対する基本的な考えは、「大体大ビジョン 2024」（資料 1-15）を踏まえて策定した「大阪体育大学の中期の目標と計画（2019 年度～2022 年度）」（資料 1-13）において明示している。そこでは、競技力向上、健康増進及び教育学の発展に貢献する研究の推進、体育学・スポーツ科学・教育学を関連させた新たな研究領域の開発、領域横断的なプロジェクト研究と産官学連携による研究の促進、研究科を中心とした国際的研究と海外学術交流の推進、大型外部資金の獲得を可能とする本学ならではの領域横断的、地域連携型研究の企画・遂行を掲げており、本学の研究に対する基本的な考え方は、適切である。

#### 2) 研究費の支給、外部資金獲得のための支援、研究室の整備、研究時間の確保、教育研究活動に対する人的支援

研究費の支給については、予算委員会において予算配分を決め、教授会に報告のうえ執行

している。各教員の個人研究費については、各教員から提出される研究計画調書に基づき、研究委員会が適切に配分している。申請額 20 万円以下の A 申請と、各教員の研究業績と科学研究費補助金への採択並びに応募状況を加味した 20～100 万円以下の B 申請とがある。この他、体育学部では 300 万円以下の特別備品を申請することができる。

研究室の整備については、全教員に冷暖房の完備した個室（15～16 m<sup>2</sup>）が与えられており、学内 LAN に接続した端末も全ての研究室に設置されている。研究に必要な統計分析ソフト等は教員及び大学院生を含む学生が研究活動に用いるのに十分なライセンス数を保有し、研究室や自習室等で使用できる状態となっている。

研究時間の確保については、専任教員は週 4 日以上かつ 6 コマの授業を年 30 回行うことが義務づけられているが、一週間のうち 1 日研修日が設けられ研究にあてる時間は確保されている。3 年以上在職（原則）した専任教員は、希望すれば 1 カ月以上 1 カ年以内の期間、国内外の大学・研修所等の研究機関にて研究・調査を行うことができる。研究機関までの往復旅費、滞在費、給与が支給され、一定期間研究に専念できる制度を設けている（資料 6-28、6-31）。研究休暇という制度はなく、取得の基準も定められていない。

教育研究活動に対する人的支援については、授業、インターンシップ、教育実習や野外実習等の実習をサポートする教務補佐をコースや実習ごとに 1 名配置している。また、講義科目で受講生が 200 名以上、実技科目で受講生が 60 名以上の多人数授業、又は授業の特質上、特に必要と認められた授業においては TA を置くことができる。教務補佐や TA が教育補助業務を担うことにより、教育環境の向上を図っている（資料 4-16）。

外部資金獲得のための支援として、大学事務局に研究支援をサポートする部署を設置し、外部資金等の公募情報を全教職員に定期的に周知するとともに、外部資金獲得のための研修会開催、外部支援業者による書類作成支援等を実施している。この他、研究戦略の立案と対策、外部資金の獲得と活用、知的財産マネジメント等に関して審議する研究推進委員会を設置している。

教育研究活動促進の適切性については、教育研究上の必要性を踏まえて行われ、教員が十分に教育研究活動に取り組み得る体制は整っている。

#### 8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理や研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規定の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

##### 1) 研究倫理規定の整備

本学では、全学的に「大阪体育大学における研究倫理に関する指針」（資料 8-13）を定め、研究者が研究活動に関して遵守すべき基本的な事項を示し、研究倫理の遵守に取り組んでいる。動物実験等に関して必要な事項を定めた「大阪体育大学動物実験規則」（資料 8-14）、公正な研究活動を推進し、不正行為を事前に防止するとともに、不正行為に適切に対処する



ために必要な事項を定めた「大阪体育大学における公正な研究活動の推進に関する規程」（資料 6-33）を定めている。

## 2) 研究倫理教育の実施

「大阪体育大学研究公正委員会規程」（資料 8-15）を定め、全学的に公正な研究活動を推進している。全学組織として、研究倫理教育推進部会を設置し、教員、大学院生及び研究に携わる職員を対象に研究倫理教育（研究費の不正使用防止、研究の改ざん・捏造・盗用等の不正防止）に取り組んでいる。2015（平成 27）年以降、研究倫理講習会（表 8-1）の受講並びに研究者の行動規範プログラムである一般財団法人公正研究推進協会「APRIN」の eラーニングを継続している。eラーニングの受講状況について、2015（平成 27）年度は 188 人（受講率 98%）、2016（平成 28）年度は 197 人（受講率 100%）、2017（平成 29）年度は 190 人（受講率 95%）、2018（平成 30）年度は 186 人（受講率 95%）、2019（令和元）年度は 182 人（受講率 100%）、2020（令和 2）年度は 28 人（受講率 100%）であった。

表 8-1 研究倫理講習会実施内容

| 年度            | 開催日                 | 講演者                        | テーマ                                 |
|---------------|---------------------|----------------------------|-------------------------------------|
| 2015（平成 27）年度 | 6 月 24 日            | 市川 家國<br>（信州大学特任教授）        | 研究者および、研究支援者に是非、ご理解いただきたいグローバルな研究倫理 |
| 2016（平成 28）年度 | 5 月 18 日            | 野内 玲<br>（信州大学特任助教）         | 日本の研究倫理・研究公正を推進する ～現状と課題～           |
| 2017（平成 29）年度 | 5 月 24 日            | 黒木 登志夫<br>（日本学術振興会顧問）      | 研究不正：実例の分析から対策を考える                  |
| 2018（平成 30）年度 | 7 月 20 日            | 中村 征樹<br>（大阪大学全学教育推進機構准教授） | 研究不正の防止と責任ある研究活動                    |
| 2019（令和元）年度   | 7 月 19 日            | 榎木英介<br>（赤穂市民病院病理診断科部長）    | 自然科学系と人文科学系における研究不正について             |
| 2020（令和 2）年度  | ※新型コロナウイルスの影響のため不開催 |                            |                                     |

※講演者の職名は当時のもの

## 3) 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する審査を行う全学組織として、研究倫理審査部会と動物実験部会が設置されている。

研究倫理審査部会は、「ヒトを対象とする研究」に関して研究計画が申請されると、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮のもとで研究が行われるかどうかを審査する。研究倫理審査部会は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年 3 月 2

8 日 文 部 科 学 省 ・ 厚 生 労 働 省 ・ 経 済 産 業 省 告 示 第 1 号) に 則 っ て 選 出 さ れ た 構 成 員 で 組 織 さ れ、被 験 者 の 人 権 擁 護 の た め の 配 慮、被 験 者 (必 要 の あ る 場 合 は そ の 家 族 等 を 含 む) に 同 意 を 得 る 方 法、研 究 に よ っ て 生 ず る 被 験 者 へ の 不 利 益 及 び 危 険 性 に 対 す る 配 慮、そ の 他 研 究 計 画 の 倫 理 的 妥 当 性 と 科 学 的 正 当 性 に つ い て 厳 正 な 審 査 を 行 っ て い る。動 物 実 験 部 会 で は、「動 物 実 験」に 関 し て 研 究 計 画 が 申 請 さ れ る と、「研 究 公 正 委 員 会 動 物 実 験 部 会 規 程」(資 料 8-16) に 沿 っ て 厳 正 な 審 査 を 行 っ て い る。こ れ ら 部 会 で の 審 議 結 果 は 学 長 に 文 書 で 報 告 さ れ、そ の 後、学 長 か ら 申 請 者 に 研 究 計 画 の 審 議 結 果 が 通 知 さ れ る。

以 上、本 学 で は、研 究 倫 理 に 関 す る 規 定 及 び 学 内 審 査 機 関 が 整 備 さ れ、研 究 倫 理 教 育 及 び 研 究 倫 理 に 関 す る 厳 正 な 審 査 が 行 わ れ て い る。

8. 1. 6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

「大阪体育大学の中期の目標と計画」は、国内外の教育動向及び研究動向に対応するように、4年に一度見直され、改訂されている。2019（令和元）年度～2022（令和4）年度の目標と計画も、「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」の成果と反省を踏まえたものである。また、策定した「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」について、毎年年度末に各担当部署において検証され、各項目の実施状況が報告されている。この実施状況は、全教職員に公開され、共通認識のもと学生の学習や教員による教育研究活動に関する環境や条件の整備にあたっている。

2) 点検・評価結果に基づく改善・向上

研究等環境の適切性について点検・評価を行った結果として制定された「大阪体育大学の中期の目標と計画」に基づいて、教育研究等環境の改善、向上に取り組んでいる。しかしながら、大学として制度的に実施したのは、2018（平成30）年度の1度だけである（資料1-14）。2018（平成30）年度に実施した点検・評価に基づき改善に取り組んだ例としては、以下の実例をあげることができる。

2019（令和元）年度以降の施設、設備等の改善として、グラウンドなどの出力投光器のLED化、B号館1階、2階、C号館における空調更新工事実施、D201教室机等更新及び床仕上げ改修工事実施、既存トイレの改修工事実施、第1～第5体育館の冷暖房設備の設置が行われた。また、2020（令和2）年度にCOVID-19対策として貸出PCを50台、緊急整備した。

実験室等整備検討委員会によって2020（令和2）年7月に老朽化した実験・実習室のうち総合実験室等の整備計画が取りまとめられ、2021（令和3）年3月末に工事が完了した。総合実験室等の整備計画に伴い健康科学実験室は、代謝実験室と合併し延面積が50㎡から84㎡に拡張され、スポーツ医・科学実験室と名称変更された。また周辺の自習室や演習室

も整備が行われた。

ネットワーク環境の整備については、仮想サーバプラットフォーム更改・コアネットワーク改修・認証システム更改が計画されている。COVID-19の影響によるオンライン授業対応や学生のPC必携化によるネットワーク環境の整備により、大学対外接続回線を大幅増強するため、国立情報学研究所による次期学術情報ネットワーク（SINET6）アクセス回線共同調達事業への参加が決定し、現行の10倍の通信速度の確保が予定されている。また、浪商学園100周年記念事業としてラーニングコモンスの開設のため、情報処理室の改修工事が計画されている。

図書館、学術サービスを提供するための体制として、機関リポジトリの整備を行い、大阪体育大学学術リポジトリ運用指針が策定された（資料8-12）。2021（令和3）年6月からはJAIRO Cloudを利用して大阪体育大学学術リポジトリの運用が開始され、大阪体育大学紀要第52巻、大阪体育大学教育学研究第5巻、学位論文が公開されている。

以上が2018（平成30）年度に実施した点検・評価に基づき改善に取り組んだ実例である。しかしながら、これらの取り組みの状況については、大学の一元的な監理下において、定期的に点検・評価は行われていなかった。さらには、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針及び大学として研究に対する基本的な考え方である研究推進方針については、作成、明示されていなかった。そこで2021（令和3）年度末に、内部質保証を推進する体制を構築（第2章の図2-1）した結果、「教育研究等環境の整備に関する方針」を明示することができた（資料2-13）。2022（令和4）年度以降は新設された内部質保証推進体制の監理下で教育研究等環境等について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを推進していく必要がある。

## 8.2. 長所・特色

本学における長所・特色は、一般大学に求められる教育研究等環境の整備・管理に加えて、体育・スポーツの専門大学に対応した教育研究等環境の整備・管理を行っていることである。

全学的な安全確保として、AEDの設置、老朽化したスポーツ設備の交換、床の改修工事等を行っている。このようなハード面の安全確保に加えて、「心肺蘇生法講習会」を年に数回実施する等、ソフト面からの安全確保も徹底して実施している。

ネットワーク環境の整備として、運動場や体育館等の電波が届きにくい場所及び教室での多人数の授業におけるICTを活用した授業を可能にするため、無線LANアクセスポイントの更新及び可搬式アクセスポイントが整備されている。

2015（平成27）年以降、一般財団法人公正研究推進協会「APRINEラーニングプログラム（eAPRIN）」を研究倫理教育の教材として全学的に受講に取り組み、95%以上の受講率を維持するとともに、COVID-19の影響のため不開催となった2020（令和2）年、2021（令和3）年を除く毎年度、研究倫理講習会を学内で実施することによって研究倫理教育の徹底を図っている。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、学習支援室を設置し、学生のニーズにあわせて非常勤のチューター数を増員する措置をとっている。

多種多様なトレーニングマシンを設置したストレングス&コンディショニングルームやコンディショニング管理のためのATルームを完備している。学生のトレーニングをサポ

ートするスタッフを常駐させている。

### 8.3. 問題点

基本的な事項は研究分野によらず教育が行われているが、研究分野によって研究手法やルールが異なる点もあるため、それぞれの研究分野の特性に応じた研究倫理教育内容の充実を図っていくことが重要である。外国人研究者や留学生が日本で研究を実施する際に必要な研究公正の理解を深めるため、外国語による教育や外国語の教材やハンドブックの作成の充実、受入れ時の研究倫理教育の受講確認等の対応が課題である。

バリアフリー化については段階的に進めてはいるものの、より一層推進する必要がある。図書館内4階と5階閲覧室及び書庫の接続は階段のみであるため、車椅子利用者などが利用しにくいという問題点がある。

防災トイレが設置されていないため、N号館トイレ改修に伴う防災トイレの設置計画が急務である。

学生のPC必携化に伴うICTツールや無線LAN環境充実のための施設整備が急務である。また、学生のPC必携化に伴い各教室における充電設備導入は長期的課題である。

### 8.4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、大学の理念・目的に基づき教育研究等環境の整備に関する方針として、「大阪体育大学の中期の目標と計画」を4年に一度定めている。この方針に基づき、教育研究等環境の整備を適切に実施し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

長所としては、体育・スポーツの専門大学という特性に対応した教育研究等環境の整備及び管理を行っている。例えば、「心肺蘇生法」等の講習会を実施し安全面の確保に取り組んでいること、学業とスポーツの両面から学生の自主的な学習の促進を図っていること等を挙げることができる。

本学では研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を整備するとともに、研究倫理を遵守した研究活動を推進するために、全学的な研究倫理講習会の開催と研究者の行動規範プログラムである一般財団法人公正研究推進協会「APRIN」のeラーニングを継続しているなど、一丸となって研究倫理教育と研究不正防止に取り組んでいる。

学生の学習及び教員の教育・研究活動に必要な図書や学術情報及び資料、学外とのネットワーク、閲覧室の座席数や開館時間などは適切に整備・運営されている。そして、学生や教員の利用に配慮し、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置し、利用の促進に貢献しているといえる。

## 第9章 社会連携・社会貢献

## 9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的・各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学の社会連携・社会貢献に関する方針は、「大体大ビジョン2024」（資料1-15）の拠点づくりビジョンの重点施策「特色ある社会貢献活動推進のための附置施設の機能充実」「地域活性化拠点づくりに向けた附置施設間及び地域との連携体制の構築」「教育・研究成果を活かした地域のスポーツ振興と健康増進の事業拡充」として明示されている。また、「大体大ビジョン2024」と連動させながら「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成27年度～30年度）」（資料6-40）を作成し、その中で大阪体育大学の力（大体大力）を高めるための「8つの力」の一つとして「社会貢献力」が挙げられた。

それらに基づき、本学の社会連携及び社会貢献に関する方針を、「地域連携」「高大連携」「産官学連携」の3つの側面について大学評議会にて定められ（資料2-14）、学部教授会に報告され教員に共有された。

## 1. 地域連携

本学の有する知的・物的・人的資源を活用して社会と連携した活動を行うことにより、地域社会が有する課題の解決に寄与し、よりよい社会づくりに貢献するとともに、連携による成果を本学の教育・研究活動に活かすといった好循環の構築を目指します。

- (1) 公開講座またはセミナー等の実施
- (2) 近隣の住民を対象とした運動・スポーツ教室、スポーツ活動プログラムの提供
- (3) 近隣の住民を対象とした運動・スポーツイベントの提供
- (4) 小学生・中学生を対象とした教育活動支援

## 2. 高大連携

本学の有する研究開発能力・人材などを活用して高等学校の教育研究に連携・協力することにより、高等学校における教育内容の充実・発展を図るとともに、次世代を担う有為な人材の育成に寄与します。

- (1) 高校への出前授業の実施
- (2) 高校の授業や論文作成のための教員・学生の派遣
- (3) 高校生を対象としたワークショップや研究会の開催
- (4) 高校の運動部活動への指導者派遣
- (5) 高校の運動部活動の競技力向上のための合宿の受け入れ、大会の開催

## 3. 産官学連携

本学と産業界、行政との連携を深めることにより、産業界とは新たな製品やサービスの開

発に寄与するとともに、行政とはスポーツ・教育・福祉行政推進のためのエヴィデンスの提供を行います。また連携による相乗効果によって、よりよい社会の構築に向け大学としての役割を果たします。

- (1) 企業と連携した製品・プログラム開発
- (2) 企業と連携した研究の実施・データ収集
- (3) 自治体等が設置する委員会等への人材の派遣
- (4) 自治体等が実施する各種事業への人的支援

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流事業への参加

### 1. 地域連携

本学では地域連携領域において定めているのは、以下の4項目であるが、それぞれの項目毎に実施している取り組みは以下のとおりである（資料9-1）。

**(1) 公開講座またはセミナー等の実施**

教育学部出前講座プロジェクトを実施している。

**(2) 近隣の住民を対象とした運動・スポーツ教室、スポーツ活動プログラムの提供**

高齢者を対象とした体力若返り講座、子どもを対象としたスポーツ教室であるキッズボーシャーズ及び子ども運動教室を実施している。

**(3) 近隣の住民を対象とした運動・スポーツイベントの提供**

毎年2月～3月の土曜日に、近隣の子どもたち、高齢者を対象としたスポーツイベント「スポーツキャンプ」を実施している。

**(4) 小学生・中学生を対象とした教育活動支援**

泉大津市子どもの体力向上推進プロジェクトを実施しており、泉大津市内の小学校において、主に学童保育に通う子どもたちを対象としたスポーツ活動指導を展開している。

### 2. 高大連携

高大連携においては、以下の5項目を定めており、この領域で実施している事業は以下のとおりである（資料9-1）。

**(1) 高校への出前授業の実施**

本学入試部の調整によって関西エリアの高校を中心に、出前講座を実施している。

**(2) 高校の授業や論文作成のための教員・学生の派遣**

本学の指定校に対して、大学院生を派遣して論文作成の指導を行ってきた。

**(3) 高校生を対象としたワークショップや研究会の開催**

高校生が興味・関心を抱くようなテーマでのワークショップや研究会の開催について

ては、今後の課題である。

**(4) 高校の運動部活動への指導者派遣**

本学では、グッドコーチ養成セミナーを実施しており、通常授業とは別にセミナーを実施して、受講した学生を近隣の中学・高校の運動部活動指導者として派遣している。

**(5) 高校の運動部活動の競技力向上のための合宿の受け入れ、大会の開催**

夏期及び冬期の高等学校休業期間中に、各クラブが実施する合同練習会を行っており、全国の高校生が参加している。

**3. 産官学連携**

産官学連携においては、以下の4項目を定めており、この領域で実施している事業は以下のとおりである（資料9-1）。

**(1) 企業と連携した製品・プログラム開発**

企業と連携した製品・プログラム開発は十分できていない活動領域でもあり、今後の課題である。

**(2) 企業と連携した研究の実施・データ収集**

公益財団法人ライフスポーツ財団からの受託研究を実施しており、財団が実施する助成事業の成果を測定するための調査を実施している。また、ロート製薬が設置する「ウエルビナスステーション」を活用した健康まちづくりについての活動・研究が萌芽的段階にある。

**(3) 自治体等が設置する委員会等への人材の派遣**

KIX泉州ツーリズムビューローが設置する、「KIX泉州国際マラソンあり方検討委員会」に委員長として社会貢献センター長を派遣した。また泉佐野シティプロモーションが受託した観光庁による「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」における健康増進ツアー事業に、全体の企画・進行、運動・栄養指導及びアウトドアスポーツ指導の領域で教員と学生の派遣を行った。

**(4) 自治体等が実施する各種事業への人的支援**

泉大津市教育委員会との連携協定に基づき、泉大津市の市民体育祭への教員・学生の派遣を行った。また、大阪市西成区で開催される体育レクリエーション大会に審判員を派遣する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて事業が中止となった。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

大阪体育大学社会貢献センターは、運営審議会を有しており（資料3-4）、センターで実施する事業計画や予算計画については、運営審議会で評価・審議を行うこととなっている。

これまで当該年度の活動及び事業毎の予算について、「大体大ビジョン 2024」及び「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）」（資料 6-40）に照らして事業計画や予算額がふさわしいか、そして適切に実施されているかの観点から点検評価を行ってきた。社会貢献センターの運営審議会には、体育学部長、教育学部長、体育学部研究委員会委員長、教育学部研究委員会委員長、スポーツ科学センター長がメンバーになっており、運営審議会で議論された結果は大学評議会（資料 3-15）に上程され、最終的な承認を得ることとなっている。

### 9.2. 長所・特色

大阪体育大学社会貢献センターを立ち上げ、学内のプラットフォーム、学外とのインターフェースとしての機能を備え、大学として設置した社会連携・社会貢献を推進する部署としてここまで一定の機能を果たしているといえる。

事業の多くに本学学生が参画しており、社会の中で学生を育てながら社会に貢献するといった状況の中で事業が展開していることは本学の大きな特色である。

### 9.3. 今後の課題

2021（令和 3）年度途中の組織改革において、「地域交流部会」と「高大連携部会」が設置された（資料 9-2）。これは、「国際・地域交流委員会」を発展的解消することで国際交流センターを設置したことにより、地域交流委員会が担っていた役割を「地域交流」と「高大連携」に分割して社会貢献センターに付加したものである。この組織改革によって、社会貢献センターは「センター事業部会」「地域交流部会」「高大連携部会」の 3 つの部会となり、今後はこれらの部会がうまく機能するように運営を進める必要がある。

また、国連が制定した SDGs や第 3 期スポーツ基本計画の策定など、スポーツに求められる役割は絶えず変化しており、社会の要請に対応した地域活性化の拠点としてのあり方については絶えず検討を続けなくてはならない。

### 9.4. 全体のまとめ

社会貢献センターを設置し、社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、学内外の組織との連携を強めながら、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、徐々にではあるが教育研究の成果を社会に還元できている。社会貢献の適切性については、定期的に点検・評価を行っており、その結果が改善・向上に向けた取り組みに生かされている。

今後社会貢献センターの人的・財務的状況の改善を図りながら、さらに学内外の組織との連携を強化し、新たな取り組みや成果の還元を拡充していかなければならない。



## 第10章 大学運営・財務 (1)大学運営

## 10(1).1. 現状説明

10(1).1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学運営に関する大学としての方針は、「大学運営に関する方針」（資料 2-17）において定められており、同方針は、大学評議会の議を経て、両学部の教授会及び研究科委員会で報告され、全教職員への周知・共有を図るとともに、ホームページでも公表している。

学校法人浪商学園 100 周年ビジョン（2022（令和 4）～2031（令和 13）年度の 10 ヶ年度計画）（資料 10(1)-1）が、2021（令和 3）年 12 月の理事会・評議員会において承認され、浪商学園 100 周年ビジョンをベースに、浪商学園経営の中期目標と計画（2022（令和 4）～2026（令和 8）年度の 5 ヶ年計画）（資料 10(1)-2）が策定され、2022（令和 4）年 3 月の理事会・評議員会で承認されている。なお、浪商学園 100 周年ビジョン及び浪商学園経営の中期目標と計画に、設置校の一つである本学のビジョン（2022（令和 4）～2031（令和 13）年度の 10 ヶ年度計画）及び中期目標と計画（2022（令和 4）～2026（令和 8）年度の 5 ヶ年計画）が含まれている。

それらのビジョン及び中期目標と計画の実現にむけて、「大学運営に関する方針」において、1. 運営体制、2. 法人との連携、3. 事務組織、4. 事業計画・報告、5. 財務、の各項目の目的や方針が示されている。

大学運営に関する方針、学校法人浪商学園 100 周年ビジョン及び中期目標と計画は、2021（令和 3）年度に策定されたものであるが、それまでも以下の目的や方針のもとで大学運営がなされてきており、方針・ビジョン・中期目標と計画の作成のベースになっている。

建学の精神「不断の努力により智・徳・体を修め社会に奉仕する」をもとに「人類の平和と幸福のため修学修身智識と体力の開発に精進努力する」を学是とし、これらを基本理念として、2015（平成 27）年に「大体大ビジョン 2024」（資料 1-15）が策定された。その「大体大ビジョン 2024」に従って第 4 次中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）」（資料 6-40）が作成され、第 4 次中期計画の評価を踏まえて第 5 次中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画（2019 年度～2022 年度）」（資料 1-13）が作成された。それらビジョン及び中期の目標と計画を実現するため、学長をはじめとする所要の職を置き、組織を設け、それぞれの権限を規程等で明確にした上で大学運営を行ってきた。

以上のように、これまでも、そして今後においても、建学の精神、学是、ビジョン及び中期目標と計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針が明示され、運用されていると判断する。

10(1).1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行

っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

大阪体育大学学則（資料1-3）第1章第4条において、学長・副学長・学部長・研究科長・学科長など所要の職を置くことが規定されている。また、役職者の職務については、第4条第2項で定められている。

役職者の選任方法等については、以下のとおり定められている。

学長：「大阪体育大学学長候補者選出に関する規程」（資料10(1)-3）

「学長の任命及び任期に関する規程」（資料10(1)-4）

副学長：「副学長の任命及び任期に関する規程」（資料10(1)-5）

学部長及び学科長：「学部長及び学科長の選考に関する規程」（資料10(1)-6）及び

「学部長及び学科長の任命及び任期に関する規程」（資料10(1)-7）

研究科長：「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科長選考及び任期規程」（資料10(1)-8）

その他の教学部長、図書館長及びスポーツ局長においても、それぞれ任命及び任期に関する規程が設けられている（資料10(1)-9、10(1)-10）。

組織に関しては、学長の諮問機関として、大阪体育大学役員会（資料3-14）が置かれ、学長、副学長、研究科長、学部長、教学部長、大学事務局長で構成され、以下を審議事項としている。

- （1）教学マネジメントに関する事項
- （2）教育研究に関する大学全体の組織運営に関する事項
- （3）その他学長が定める重要事項

また、学則第7条において、「本学に大学の運営及び教学に関する重要事項を審議するため、大学評議会（資料3-15）を置くことができる。」と規定され、第2項で「大学評議会は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、教学部長、図書館長、スポーツ局長、附置施設の長、大学事務局長及び大学事務局各部長、その他学長が必要と認める教職員をもって組織する。」と役職者で構成されており、以下を審議すると定められている。

- （1）学長候補者の選出に関する事項
- （2）教育研究に係る全体計画に関する事項
- （3）教育研究に係る大学運営及び教学に関する重要事項
- （4）教育研究に係る予算に関する事項
- （5）教員の人事に関する事項

- (6) 図書館長、スポーツ局長、附置施設の長及び教学部長候補者の推薦に関する事項
- (7) 学則及びその他重要な規程等の制定並びに改廃に関する事項
- (8) その他学長が必要と認めた事項

加えて、学部においては体育学部教授会(資料 10(1)-11)及び教育学部教授会(資料 10(1)-12)、大学院については大学院スポーツ科学研究科委員会(資料 10(1)-13)が、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる組織として設置されている。

- (1) 学生の入学、卒業(修了)及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、教授会(研究科委員会)の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、体育学部教授会については、以下のとおり、事項を詳細に分類し、学部の審議事項として定められている。

- (1) 学部長候補者の選出に関する事項
- (2) 学科長候補者の選出に関する事項
- (3) 大学評議会委員の選出に関する事項
- (4) 基本問題検討会議、自己点検・評価委員会、予算委員会、入試委員会及び各種委員会委員の選出に関する事項
- (5) 規程及びその他学部の規程等の制定並びに改廃に関する事項
- (6) 予算に関する事項
- (7) 教育、研究に関わる施設の設置、改廃に関する事項
- (8) 学生の入学、転学、休学、退学、除籍及び卒業に関する事項
- (9) 教育課程、授業及び試験等に関する事項
- (10) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (11) 学生団体、学生活動、学生生活に関する事項
- (12) その他、体育学部の教育、研究及び運営に関して、教授会が必要と認める事項

学部については「大阪体育大学学則」及び「大阪体育大学体育学部教授会規程」・「大阪体育大学教育学部教授会規程」で、大学院については「大阪体育大学大学院学則」(資料 1-4)及び「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科委員会規程」で権限や役割などが定められている。

以上のとおり、大学の管理運営(組織、意思決定、権限など)は、学内関係諸規程に明文化されており、また、法令の改正などに応じた見直しも適宜行っている。

危機管理対策については、大学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処できるよう「大阪体育大学危機管理規程」(資料 8-2)を定め、第6条において、「学長は、本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、危機管理委員会を設置する」とし、第8条では、「学長は、危機が発生し又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断する場合は、速やかに危機対策本部を設置するものとするものとする」と定められている。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、2020(令和2)年2月に危機管理委員会及び危機対策本部を設置し、同年3月に新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、権限及び業務を継承して対応にあたっている。新型コロナウイルス対策本部は、学長を本部長、副学長・

大学事務局長を副本部長とし、危機管理委員会の構成員、教学部関係担当・クラブ関係担当・環境衛生担当・入試関係担当・遠隔授業受講環境検討グループの担当者及び附置施設長で構成され、事務局は危機管理委員会及び危機対策本部設置時と同様の庶務部学長室担当が担っている。これまでに50回を超える新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、様々な方針の決定や対策を検討実施している。

10(1). 1. 3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

大阪体育大学全学予算委員会規程において、委員会構成員は、役員会と同様の学長、副学長、研究科長、学部長、教学部長及び大学事務局長で構成され、大学全体の以下を審議事項としている。

- (1) 予算案に関する事項
- (2) 予算運用に関する事項
- (3) その他予算に関する事項

また、各学部等にもそれぞれ予算委員会が設けられ、学部等別に審議・決定されている。

予算編成の手順としては、まず、学校法人浪商学園の理事会・評議員会において、予算編成方針が審議され、大科目別の方針が示される。並行して大学内では、学部等・コース・個人（教員）・事務局等別に小項目及び詳細についての予算申請がなされ、大学の予算管理担当部署である庶務部にて集約すると共に、大科目別の予算申請総額を集計している。全学予算委員会では、大体大ビジョン2024や中期計画などと予算申請内容を照らし合わせ、必要に応じてヒアリングを実施した上で、法人予算会議へ提案する予算案を作成している。

法人予算会議及び理事会・評議委員会にて審議、承認された大学の全体予算を、学部等・コース・個人（教員）・事務局等別と大項目・小項目別に再配分し、それぞれの管理責任者（研究科長・学部長・学科長・各委員会委員長・事務局長・各事務組織長など）が内訳を決定する。

予算執行及び管理については、決定された小項目（科目名）・配分先・詳細（適用）・予算額等別に経理管理システムに入力し、予算執行及び管理ができる状態としている。

執行状況等の確認は、配分先がシステムにて個別に確認できるように設定されており、自己責任において適切な執行や運用を促している。また、庶務部では、定期的にシステムでの執行状況の確認を行うと共に、モニターリストを作成して適切性について検証を行っている。

10(1). 1. 4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づき、職員の適正な業務評価と処遇改善

学校法人浪商学園 事務組織規程において、学校法人浪商学園法人本部及び学校法人浪商学園寄附行為第4条に掲げる設置学校等の事務組織並びに分掌について定められている。大学の事務組織については、第14条で「大阪体育大学に事務局を置く。」、同条第2項で「事務局に庶務部、教学部、入試部、キャリア支援部、大学院事務室及び広報室を置く。」、また、第28条で「大学に図書館及びスポーツ局を置く。」、同条第2項で「大学に附置施設として社会貢献センター、情報処理センター、スポーツ科学センター及び国際交流センターを置く。」と定められている。業務内容については、大学事務局は第15～27条で、附置施設については第28～34条で、事務をつかさどる内容が詳細に示されている。

事務組織及び業務内容については、毎年点検評価を実施しており、課題解決や改善を図っている。また、事務職員は、人事考課制度が導入されており、「目標管理シート」にて目標設定・中間面談・目標達成評価、「人事評価書」にて成績評価・能力評価・意欲態度評価を、自己評価及び上司による1次・2次評価を実施し、最終的に人事評価査定会議で昇格や人事異動を検討しながら適切な人員配置を心掛けている。

2021（令和3）年度から、今までの人事制度における問題点の改善や「次の100年に向けて、社会から必要とされる教育機関として発展を続けるためには、職員の能力の向上が必要」との理事長の強い思いから、新人事制度が導入された。

業務内容の多様化への対応については、ジョブローテーションにより、大学業務における広範囲の知識や技術、経験を有するゼネラリストの育成を図っている。一方、専門化への対応としては、ジョブローテーションにより見出された専門部署の適切性を考慮した配置と、外部人材採用によるスペシャリストの配置を行っている。

教員と職員の連携関係（教職協働）については、第一段階として、2018（平成30）年度より、大学評議会において大学事務局各部長を構成員とし、大学の運営及び教学に関する重要事項の審議に加わるように学則の改正が行われた。次に、各種委員会においても、事務担当としての位置付けでなく、構成員として参画できるように見直しを行っている。

10(1).1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

事務職員の資質向上策として、学園・大学の将来を担う中堅若手職員を選抜し、プロジェクトチームを立ち上げて、課題解決や将来構想を検討する場を設けている。

2016（平成28）年に発足した「組織風土改革プロジェクト」では、事務職員行動指針（資料10(1)-14 【ウェブ】）を掲げ、浪商学園の事務職員としての行動指針や具体的な取り組み

み内容が記載されている。また、内部質保証システム構築にあたり、事務職員行動指針をベースに「目指すべき職員像および大学教職員育成ビジョン」（資料 2-18）を明示し、教職員へ周知すると共に公表している。

その指針や取り組み内容に応じた活動がなされており、その中でも、職員研修会を定期的に企画・実施し、職員の資質向上を図ると共に、研修内容によっては、教員へも出席を促すことでSD研修会としての取り組みとしている。

教員については、FD委員会が規程や実施内容等の積極的に見直しを行い、2016（平成 28）年度から教育研修実施部会を立ち上げ、FD講習会や教育職員授業公開・受講の制度化などを図り、運用を行っている。また、スポーツ局や研究委員会など様々な組織からも、特別講演会やセミナー等が企画され、FD活動の一つとして教員の資質向上の一助となっている。教員及び職員にとって必要な研修の機会を設け、合同での研修活動としてFD・SD研修会も開催している（資料 10(1)-15）。

職員の意欲の向上の方策については、今までも人事考課制度が導入されており、賞与への反映や昇任などの人事処遇を行うために活用されていたが、様々な課題もあったことから制度改革を検討し、2021（令和 3）年度から新人事制度が導入された（資料 10(1)-16）。制度改革の狙いとして、①職能資格制度の導入と運用、②長期雇用を前提とした能力開発と大局的な視野でも物事を判断できる人材・ゼネラリストの育成、③チャレンジや提案が評価される風土作り、④人材育成を見据えた人員配置、次世代を担う職員の抜擢、⑤働きに応じたメリハリのある賃金制度への改定とし、年功序列の強かった制度から中堅・若手の育成と登用によるモチベーションの維持向上が図れるような制度となっている。

教員については、大阪体育大学教育職員選考規程（資料 6-10）等で、採用・専任移行や昇任等の基準が定められているものの、総合的な評価や処遇に反映させる制度が確立されておらず、制度化に向けて検討が必要である。

10(1). 1. 6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価  
 評価の視点 2：監査プロセスの適切性  
 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大阪体育大学学則第 2 条に「教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する組織として自己点検・評価委員会を設ける。」と定められており、大阪体育大学自己点検・評価委員会規程で、以下の事項を所掌することになっている。

- (1) 自己点検・評価の方針、点検・評価項目及び評価指標に関する事項
- (2) 自己点検・評価の実施に関する事項
- (3) 自己点検・評価報告書の作成及び公表に関する事項
- (4) 内部質保証に関する事項
- (5) 認証評価及びその他の第三者評価に関わる事項

#### (6) その他自己点検・評価及び内部質保証に関し必要な事項

本学の点検・評価は、2001（平成 13）年に「自己点検・評価委員会」が設置され、翌年の 2002（平成 14）年に外部第三者機構である大学基準協会に加盟・登録の申請がきっかけとなり、その時に公表された「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価報告書 2002」（資料 10(1)-17）は、加盟登録申請時に提出された報告書が基になっている。同時に、第 1 次中期計画である「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 14 年度～平成 16 年度）」（資料 10(1)-18）を作成及び実行し、以後、自己点検・評価活動と連動させて様々な改善・改革を図ってきた。

大学基準協会による認証審査は、2001（平成 13）年の加盟登録申請時以降、2008（平成 20）年と 2015（平成 27）年の 2 度にわたり認証評価を受け、認定を得ることができた。

学内での自己点検評価を定期的に実施し、「大阪体育大学の現状と課題 自己点検報告書 2002」・「大阪体育大学の現状と課題 自己点検報告書 2004」（資料 10(1)-19）・「大阪体育大学の現状と課題 自己点検報告書 2006」（資料 10(1)-20）・「点検・評価報告書 2008」（資料 10(1)-21）・「大阪体育大学の現状と課題 自己点検報告書 2010」（資料 7-1）・「点検・評価報告書 2015」（資料 10(1)-22）・「大阪体育大学の現状と課題 自己点検報告書 2018」（資料 1-14）として公表している。

また、自己点検活動と連動させて 4 年毎に「大阪体育大学の中期の目標と計画」を作成すると共に、毎年点検評価を実施している。

#### 10(1).2. 長所・特色

大学の建学の精神やその基本理念を達成するために掲げられた「大体大ビジョン 2024」や第 4 次中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画（平成 27 年度～30 年度）」及び第 5 次中期計画「大阪体育大学の中期の目標と計画（2019 年度～2022 年度）」は、2021（令和 3）年度に策定された「大学運営に関する方針」、「学校法人浪商学園 100 周年ビジョン（2022（令和 4）～2031（令和 13）年度の 10 ヶ年度計画）」及び「浪商学園経営の中期目標と計画（2022（令和 4）～2026（令和 8）年度の 5 ヶ年計画）」を作成する上で重要な指標となっている。

学長のガバナンス下での大学運営を機能させるため、大学役員会が定期的に開催され、教学マネジメントや組織運営に関する事項等を審議し、大学評議会への提案や報告を行うことで学長の諮問機関として十分な役割を果たしている。

予算編成及び執行について、2018（平成 30）年度の予算より、予算申請方法及び取りまとめ方法を改善し、部局等別・項目別に執行できる予算額が明確となり、執行者及び管理者にとって適切に運用ができるようになった。

#### 10(1).3. 問題点

職員の事務組織及び人員の適切な配置について、学校法人浪商学園事務組織規程に定められている分掌をつかさどる上で、事務組織や適材適所の配置及び人員数の見直しなどを継続的に検討していく必要がある。

教員については、採用・専任移行や昇任等の基準が定められているものの、総合的な評価や処遇に反映させる制度が確立されておらず、制度化に向けて検討が必要である。

## 10(1).4. 全体のまとめ

大学運営について求められている方針・組織・予算・人員配置は、規程等をもとに、概ね機能的に運用されており、点検・評価を繰り返す中での改善実施を図ることで、大学運営については適切に運用されているといえる。一方で、組織を機能的に運用する上で、人員の配置や適切な資質については不十分な部分もあり、大学のみならず学校法人全体での検討が必要である。



## 第10章 大学運営・財務 (2)財務

## 10(2).1. 現状説明

10(2).1.1. 教育活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に即した中・長期の財政計画の策定  
 評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

学校法人浪商学園は、「浪商学園 経営の中期目標と計画 2021年度」（以下、「中期目標と計画」という。）（資料 10(2)-1）を策定し、2021（令和3）年3月の理事会に提案した。本学園は、大阪体育大学・大学院のほか、同じ熊取校地に大阪体育大学浪商中学校・高等学校、大阪の北摂地域に大阪青凌中学校・高等学校、大阪体育大学浪商幼稚園を設置している。中期の資金収支計画（資料 10(2)-1 p5～9）は、全ての設置校の資金収支計画を策定し、合算したものを学園全体の今後の5か年の資金収支計画書として、理事会・評議員会で提案し承認を得ている。また、この「中期目標と計画」には、別途それぞれの設置校の主要施設整備・保全計画（情報インフラ整備を含む）（資料 10(2)-1 p4）を立て、資金収支計画に反映している。

「中期目標と計画」の「学園経営の重点目標」の（1）に「学生・生徒・園児の確保計画の達成への取組みにより、各設置校の財政的自立を図る」（資料 10(2)-1 p1）とあるように、この資金収支計画は、「中期目標と計画」の学生・生徒・園児確保計画を達成することを前提に立てられている。

大学における2016（平成28）年から2020（令和2）年の直近の過去5年間の事業活動収支計算書（資料 10(2)-2 様式番号 2-2）は計画通りの入学者を確保できた結果、基本金組入前当年度収支差額はプラスになっている。今後5年間、大学（法人を含む）は計画通りの入学者数を確保することを前提に2021（令和3）年度を除き資金収支計画通り安定的な収入超過とすることができる。

2021（令和3）年度は、後述する大型の改修、新規設備投資等の投資で支出過多になっているが、2022（令和4）年度以降については、支出面では当面大型投資は控え、中期の主要施設整備・保全計画で、計画的に必要な支出を抑え、現状の教育研究活動を維持しながら収入超過を目指し、さらに学部ごとの教員数の上限を定め、職員の自然減と若返りを図りながら人件費支出の抑制も図る。

今後も、「中期目標と計画」通りの入学者を確保し、収入を安定させ、教育研究活動に支障をきたさないようにする。

2020（令和2）年度決算の財務比率（資料 10(2)-3）では、学園全体で経常収支差額比率が3.5%（大学法人規模別平均3.5%）、と安定的であるが、純資産構成比率75.5%（大学法人規模別平均86.2%）、負債比率32.4%（大学法人規模別平均16.0%）と平均を下回っている。経常収支差額は、2019（令和元）年、2020（令和2）年度と2年連続プラスであるが、2019（令和元）年度の大阪青凌中学校・高等学校移転に伴う借入金で純資産構成比率及び負債比率が平均を下回っている。借入金残高は、2026（令和8）年で土地購入に伴う借入

金の返済が完了し、借入金残高は 15 億 95 百万円となり、純資産構成比率及び負債比率も平均数値となることが予想される。

10(2). 1. 2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

評価の視点 1 : 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画を実現するために必要な財政基盤 (又は予算配分)  
 評価の視点 2 : 教育と研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み  
 評価の視点 3 : 外部資金 (文部科学省科学研究補助金、寄附金、受託研究、共同研究費等) の獲得状況、資産運用など

大学は、教育研究を適切に将来にわたって遂行するためには、必要な経費を支出する財源を確保し、効率的に分配する仕組みが必要である。

教育研究活動を安定して遂行するために、体育系大学として特徴的な多額の資金を要する施設設備の維持管理・更新の必要があり、主要施設整備・保全計画を立案し、計画通り進めている。

直近の 2020 (令和 2) 年、2021 (令和 3) 年度には、5 つの専用体育館の空調設備設置、サーバ基盤の更新、専用陸上競技場の第 3 種公認競技場再認定のための改修工事、総合実験室の全面リニューアルなど大規模な改修・改善工事を行った。

単年度の予算は、法人の予算会議で翌年度の予算編成方針 (資料 10(2)-4) を策定し、理事会・評議員会承認後、人件費等の固定費を除く予算額を大学に提示し、大学予算委員会では用途方法を決定している。予算執行にあたっては、予算枠内で学部や事務局等の部局別に配分され、大学庶務部研究支援担当の管理のもと執行される。

また、中期計画以外の単年度の事業、設備改修等が新たに発生する場合は、予算申請の際に特別予算として法人に請求し、法人で認めたものについては、大学の予算内で特別予算として執行が可能になる。

予算編成方針は、基本前年度の補正予算内のゼロシーリングとしている。

学生生徒等納付金収入は、大学、学校法人の主たる収入である。それ以外の収入確保は主に外部資金獲得と寄附金収入になる。

外部資金獲得のうち、科研費の獲得状況はデータ (資料 10(2)-5) で示すとおり、2018 (平成 30) 年度以降横ばいの状況が続いているため、本学研究委員会と庶務部研究支援担当が中心となり、外部企業による申請書作成支援を実施するなど、支援体制の強化を図って更なる科研費の獲得を目指している。

また、受託研究等の獲得状況は、スポーツ庁等から受託しているものの、データ (資料 10(2)-6) で示すとおり、2019 (令和元) 年度以降は減少傾向にあるため、今後は 2021 (令和 3) 年度に組織された研究推進委員会が中心となり、外部資金の獲得に向けた施策を検討・実施していく。

寄附金収入は、主に学園の事業会社 (株) 浪商総合サービスから毎年寄附を受けている (資料 10(2)-7)。

また、2021（令和3）年度は、学園創立100周年にあたり新たな奨学金制度を確立し、ステークホルダーから広く寄附を募っているところである（資料10(2)-8）。

#### 10(2).2. 長所・特色

体育学部は、過去10年をさかのぼっても定員割れはなく、教育学部も2015（平成27）年度の設置以来、定員割れは起こしていない。少子化が進む中、今後も魅力ある大学としてたゆまぬ努力で改革改善を断行し、計画通りの入学者を確保し、収入の安定を図りたい。

教育学部は、新たなコース設置と2022（令和4）年度新卒教員採用試験合格者の延べ63名のうち教育学部が過去最多の51名である実績を学生募集に生かし、志願者増を図りたい。

#### 10(2).3. 問題点

大学は、少子化とスポーツ系学部・学科の競合校が増えたことにより、安定的に入学者を確保しているものの実質倍率が年々下がっている。原状回復のために、学長ガバナンスのもと改革断行中である。

問題は、大学以外の設置校の収支均衡である。

2018（平成30）年度の改善報告検討結果努力の財務（課題No.5）の指摘の大学以外の設置校の収支改善については、以下のとおりである。

大阪青凌中学校・高等学校は、2019（令和元）年度に校地を移転した効果もあり、特に高校は募集定員を大幅に上回る生徒確保ができていますが、移転に伴う借入金の返済の負担がマイナス要因となっている（移転費用を除くと2021（令和3）年度からプラスになっている）。

幼稚園は少子化の影響の中、収支の大幅な増は望めないものの伝統と革新のツーウェイの教育方針で、地域の人気園として、安定的に入園児を確保している。しかし、教員の人件費比率が、共済事業団の大阪府幼稚園部門の平均より高くなっている。

2021（令和3）年度に開学100周年を迎えた大阪体育大学浪商中学校・高等学校は生徒募集に苦戦している。学園・大学のバックアップで、新しいコースを立上げ、改革断行中である。2021（令和3）年度卒業の高校3年生の生徒数が極端に少なく（現高校2年生の生徒数のマイナス52人）、収支にも影響したが、来年度入学生は少なくとも現高校2年生と同等確保し、収支改善の一助としたい。

また、指摘のあった事業収支計画等の具体的な数値を含む中・長期の財政計画の策定にまだ取り組めていないため、2022（令和4）年度から取り組む。

#### 10(2).4. 全体のまとめ

「中期目標と計画」に沿った財務シミュレーション、年度予算編成及び施設設備計画、事業計画策定の仕組みがあり、法人主導のもと大学独自の予算編成と執行のシステムが確立されており、教育研究活動については、大学裁量で適切に行われている。今後も法人と大学で協議を深めながら、大学の自主性を重んじた予算編成、予算執行を行いつつ、将来（20年後）の学舎、体育館の建て替えのために資金を蓄える。それを達成するためにも大学以外の設置校の単独での収入超過は必須である。

2021（令和3）年度学園100周年を向かえた10年間の長期学園ビジョンの財務部門の目

標にその事を記した（10(1)-1 IV-3 財務戦略）。

ただ現状では、大学を除く設置校の収支改善はまだ道半ばであるので、学園としては、設置校を含めた評価はBと言わざるを得ない。

## 終章

大阪体育大学では、2002（平成 14）年に大学基準協会への加盟申請書として「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・報告書 2002」を提出した後、7年周期の大学評価制度に従い、2008（平成 20）年と 2015（平成 27）年に点検・評価報告書を取りまとめた。よって今回は、3回目の認証評価となるが、初回から今回までの間に、本学を取り巻く状況は大きく変化した。とりわけ影響が大きいのが 18 歳人口の縮減による受験者数の減少（マーケットの縮小）と他大学における体育・スポーツ系の学部・学科の増加（競争の激化）、そしてコロナ禍による国際、観光、芸術、そして体育・スポーツ系大学・学部・学科に対する高校生の進学意欲の低下（予期せぬ外部要因）である。

受験生の実数は毎年減少傾向にあるものの、大阪体育大学はまだ定員割れという非常事態には至っていない。しかしそれを防ぐためにも、質の高い教学マネジメントを実践し、受験生に納得してもらえる「選ばれる大学」を目指さなければならない。その目標を達成するために重要となるのが、自己点検・自己評価による大学の教育研究活動の質の改善と向上であることは言を俟たない。

本学が大学基準協会への加盟を申請した 2002（平成 14）年以降、2004（平成 16）年と 2006（平成 18）年、そして 2010（平成 22）年に自己点検・評価に関する年次報告書を定期的に作成した。2015（平成 27）年以降は、次の年次報告書のとりまとめを 3 年後に定め、2018（平成 30）年に報告書を作成した。しかしその後、点検・評価にかかる厳密な作業がおろそかになった。2018（平成 30）年の年次報告書では、「2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか」という点検・評価項目に対して、「教育の質を保証するための目的や方針を明示し、それらを実現するための実質的な内部質保証の体制を整備しているものの、内部質保証のための全学的な手続の明示という視点では作業が立ち遅れている」（8 頁）として、内部質保証への対応の遅れを指摘している。しかしその一方で、「2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証は有効に機能しているか」という点検・評価項目に関しては、「内部質保証の制度・システムは実質的に有効に機能している」（10 頁）というシンプルな記述があるのみで、具体的な制度とシステムに関する説明は省かれている。このように、大阪体育大学の内部質保証制度は、先進的な他大学の状況とは大きく乖離しているのが現状であるが、本制度の構築が遅滞した理由としては、本報告書の第 2 章の「2.3. 問題点」にも記述されているように、高等教育行政の動向に対して適切に対応しようとする当時の大学執行部の姿勢が不十分であったという点に凝縮される。

その後 2021（令和 3）年 4 月より、新たに就任した学長のもと、教学マネジメントのさらなる改善に着手した。そのひとつが、全学的な内部質保証制度を構築するための「内部質保証タスクフォース」の設置である。その結果、2022（令和 4）年 2 月 24 日には学長裁定として「内部質保証に関する基本方針」が定められ、同時に「大阪体育大学内部質保証推進規程」と「内部質保証推進委員会規程」、そして「内部質保証実施要領」が定められた。さらに、「三つのポリシーを策定するための基本方針」のもと「学習成果の評価に関する方針（アセスメント・プラン）」「大阪体育大学成績評価ガイドライン」「大阪体育大学大学院評価ガイドライン」「大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」「学生支援に関する方針」「大学スポーツの振興に関する方針」「教育研究等環境の整備に関する方針」「社会

連携及び社会貢献に関する方針」「国際化に関する方針」「研究に関する方針」「大学運営に関する方針」「目指すべき職員像および大学職員育成ビジョン」が同時に定められた。

それに続き、内部質保証システムの構築に付随した現行規程等の改正が行われ、「大阪体育大学自己点検・評価委員会規程」（体育学部、教育学部、大学院を含む）「外部評価委員会規程」「広報委員会規程」「教育充実のための取組方針」に内部質保証に関連する新しい文章や文言が加筆修正された。加えて、学科ごとのカリキュラム・ツリーとカリキュラム・マップの作成にも着手し、2021（令和3）年度末に完成した。

内部質保証システムの整備が完了したのは、2021（令和3）年度末であり、本システムが本格的に稼働するのは2022（令和4）年度以降である。よってその有効性や成果を検証する作業は、次の年次報告書に反映されることになる。現在、学校法人浪商学園の100周年を機に、系列校が足並みを揃えてビジョンを作成することになり、大阪体育大学も「大体大ビジョン2031」を策定し、今後はそれをベースとした第6次中期計画（2022（令和4）～2026（令和8））を新しく策定中である。中期計画の達成状況に関しては、これを毎年点検・評価するシステムを稼働させる予定である。